令和５年度版

熱海市の福祉･健康

令和５年度版

熱海市の福祉・健康

目　　次

第１章　　総　　括

１．熱海市の人口の推移 1
２．年齢別男女別人口の推移 2
３．健康福祉部組織図 3
４．健康福祉部の事務分掌 4
５．福祉事務所関係当初予算 8

第２章　　高齢者福祉

１．在宅福祉サービス
(1) 家族介護用品支給事業 9
(2) 熱海市在宅生活安心システム推進事業 10
(3) 熱海市在宅高齢者等給食サービス事業 11
(4) 福祉電話基本料金助成事業 12
(5) 老人日常生活用具給付等事業 12
(6) 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業 13
(7) 成年後見制度利用支援事業 14
(8) 成年後見センター運営事業 15
(9) 成年後見推進事業 15
(10) 認知症高齢者保護情報共有事業 16
(11) 熱海市終活支援事業あんしん 16
(12) 高齢者運転免許証返納支援事業 17
２．一般介護予防事業
(1) いきいき脳活セミナー 17
(2) 膝痛・腰痛を楽にする教室 18
(3) 出前講座 18
(4) 講演会 19
(5) 介護予防と保健事業の一体的実施 19
(6) 健幸チャレンジ 19
３．老人福祉法による措置事務
(1) 養護老人ホームの入所措置 20
(2) やむを得ない事由による措置 22

４．その他の福祉施設
(1) 熱海市総合福祉センター 23
(2) 民間有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、
高齢者向けマンション 24
５．生きがい・交流・学習・就労
(1) 簡易老人憩いの家設置事業 25
(2) スポーツ・レクリエーション活動 27
(3) 敬老の日記念行事 27
(4) 老人クラブ 28
(5) 公益社団法人熱海市シルバー人材センター 29
６．高齢者世帯の状況
(1) 高齢者福祉行政の基礎調査（熱海市の状況） 31

第３章　生活保護
１．生活保護
(1) 生活保護 33
(2) 行旅病人、行旅死亡人取扱い事業 38
２．生活困窮者自立支援
(1) 生活困窮者自立支援 38
３．婦人保護
(1) 女性相談事業 39

第４章　障がい福祉
１．身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の福祉
(1) 身体障がい者福祉の基礎資料 41
(2) 知的障がい者福祉の基礎資料 41
(3) 精神障がい者福祉の基礎資料 42
(4) 障がい福祉制度の基礎資料 42
(5) 障がい者（児）施設の基礎資料 43
２．身体、知的障がい者福祉
(1) 福祉有償運送運営協議会事業 47
(2) 障がい者地区相談員事業 47
(3) 在宅給食サービス事業 48
(4) 特別障害者手当等支給事業 48
(5) 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業 49

(6) 重度身体障害者紙おむつ支給事業 50
(7) 心身障害者扶養共済制度 50
(8) 重度心身障害者介護手当支給事業 51
(9) 重症心身障害児童扶養手当支給事業 52
(10) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付事業 52
(11) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 53
(12) 特別児童扶養手当支給事業 53
3．介護給付（障害者総合支援法によるもの）
(1) 居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、生活介護等 54
4．訓練等給付（障害者総合支援法によるもの）
(1) 就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、自立訓練等 56
5．地域生活支援事業（障害者総合支援法によるもの）
(1) 障害支援区分認定審査会運営事業 58
(2) 手話奉仕員養成等事業 58
(3) 手話通訳者派遣事業 58
(4) 手話通訳者の設置 59
(5) 要約筆記者の派遣事業 59
(6) 移動支援事業 59
(7) 日中一時支援事業 60
(8) 重度身体障害者訪問入浴サービス事業 61
(9) 障がい者スポーツ大会事業 61
(10) 地域活動支援センター等事業 62
(11) 熱海伊東地区地域自立支援協議会 63
(12) 日常生活用具給付等事業 64
6．障害者総合支援のその他の事業
(1) 特定障害者特別給付費 65
(2) 身体障害者（児）補装具費支給事業 65
(3) 高額障害福祉サービス等給付事業 66
(4) 新高額障害福祉サービス等給付事業 67
(5) 地域相談支援事業 67
(6) 計画相談支援事業 68
7．自立支援医療（障害者総合支援法によるもの）
(1) 自立支援医療（更生医療）給付事業 68
(2) 自立支援医療（育成医療）給付事業 69
(3) 療養介護医療事業 69

８．障害者医療費等の助成
(1) 重度障がい者（児）医療費助成事業 70
(2) 精神障害者医療費助成事業 70
(3) 難病患者等見舞金支給事業 71
(4) 難病患者等介護家族リフレッシュ事業 71
９．在宅心身障がい児への福祉
(1) 障がい児通所給付費 72

第５章　児童福祉
１．児童の養育への福祉
(1) 児童手当の支給 75
(2) 子ども医療費助成 76
(3) 保育所等への入所 77
２．心身障害児への福祉
(1) 相談指導 82
(2) 心身障害児一日保育 82
(3) 福祉団体育成 83
(4) その他（障がい福祉室事業）障がい福祉の頁参照 83
３．児童の相談や養護を必要とする福祉
(1) 家庭児童相談室 83
(2) 児童養護施設等の措置 84
(3) 里親制度 84
(4) 情緒障害児 85
(5) 要保護児童 85
(6) 親子ふれあい教室 86
４．児童遊園 86
５．放課後児童健全育成事業 86
６．ひとり親家庭への福祉
(1) 母子父子福祉資金の貸付 87
(2) 寡婦福祉資金の貸付 88
(3) 児童扶養手当の支給 91
(4) ひとり親家庭等医療費の助成 93
(5) 母子生活支援施設入所措置 93
(6) 交通遺児見舞金等の支給 94
(7) 母子家庭等自立支援給付金 95

(8) ひとり親家庭等就学支援事業費助成金 96
(9) 放課後児童クラブ利用者負担軽減事業 96
7．子育て家庭への福祉
(1) 地域子育て支援センター 97
(2) 親子ふれあいサロン 98
(3) ファミリーサポートセンター 99

第6章　その他の福祉
1．災害救助
(1) 災害救助法 101
(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金 103
(3) 災害援護資金貸付金 104
(4) 被災者生活再建支援制度 105
(5) 被災者自立生活再建支援事業 106
(6) 熱海市災害見舞金の支給 107
2．令和3年7月伊豆山土石流災害に係る災害救助
(1) 災害救助法の適用 108
(2) 災害弔慰金・災害見舞金の実績 108
(3) 災害援護資金貸付金の実績 108
(4) 被災者生活再建支援制度の実績 108
3．日本赤十字社（熱海市地区）
(1) 日本赤十字社熱海市地区事業 109
(2) 献血事業 111
4．戦没者遺族等の援護 112
5．民生委員児童委員活動 113
6．地域福祉基金の整備状況 115
7．重層的支援体制整備事業への移行準備事業 115

第7章　介護保険
1．介護保険制度
(1) 介護保険制度の概要 117
(2) 要介護認定・サービス利用 118
(3) 地域支援事業 119
(4) 保険料 119
(5) サービスの費用割合 120

２．介護保険事業の実施状況
(1) 被保険者数及び要介護認定者数等 121
(2) サービス利用状況 122
(3) 介護サービス費の支払状況 123
(4) 地域支援事業の実施状況 124
(5) 介護サービス提供事業者の状況 126
(6) 介護保険料の賦課の状況 132
(7) 介護保険料の減免について 133
(8) 介護保険給付費準備基金の状況 134

第８章　健　康
１．母子保健事業
(1) 妊娠の届出・母子健康手帳の交付 135
(2) 母子健康診査 136
(3) 母子健康相談 139
(4) 母子健康教育 141
(5) 母子訪問指導 141
(6) 歯科保健推進事業（一部再掲） 142
(7) 母子健康包括支援センター「すくすく」事業 144
(8) あたみっ子出産応援金支給事業 146
(9) マタニティ・サポート事業 146
(10) 不妊治療費助成事業 147
(11) 未熟児養育医療 148
(12) 熱海市出産・子育て応援給付金支給事業 148
２．あたみ国保特定健診・特定保健指導・フレイル健診
(1) あたみ国保特定健診・特定保健指導 149
(2) フレイル健診 149
(3) 受診率向上事業（インセンティブ事業「熱海健康 GET！GET！大作戦」） 149
(4) 重症化予防事業 150
３．健康増進事業
(1) 市民健診（がん検診等） 152
(2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 155
(3) 若年がん患者等支援事業 155
(4) 受診率向上事業（インセンティブ事業「熱海健康 GET！GET！大作戦」） 156
(5) 健康相談 156

(6) 健康教育 157
(7) 訪問指導 158
(8) 健康づくり事業 159
(9) 栄養改善事業 160
(10) 健康づくり地区組織活動 164
4．歯科保健事業
(1) 乳幼児期歯科保健事業 168
(2) 学童期・青年期歯科保健事業 168
(3) 成人期歯科保健事業 169
(4) 高齢期歯科保健事業 170
5．結核予防・予防接種事業
(1) 結核健康診断 170
(2) 静岡県結核予防婦人会熱海支部 170
(3) 予防接種法による事業（予防接種） 171
(4) 予防接種法以外による事業（予防接種） 173
(5) 新型コロナウィルス感染症に関する事業. 173
6．高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
(1) 高齢者に対する個別アプローチ(ハイリスクアプローチ) 175
(2) 通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ) 175
7．熱海市救急医療事業
(1) 熱海市救急医療事業 176
(2) 熱海市歯科緊急医療事業 177
(3) 初島診療所 177

第９章　　社会福祉法人　熱海市社会福祉協議会
1．熱海市社会福祉協議会の概要 179
(1) 広報紙の発行 182
(2) 高齢者料理教室 182
(3) サマーショートボランティア 183
(4) ボランティアセンター（ボランティアビューロー） 183
(5) 住民参加型在宅福祉サービス（有償ボランティア「こつこつ」） 183
(6) 地域福祉活動 183
(7) ふれあい福祉相談事業（総合福祉センター２階相談室） 186
(8) 災害ボランティアセンター 187
(9) 伊豆山ささえ逢いセンター 187

(10) 居宅介護支援事業（ケアプラン作成） 187
(11) 訪問介護事業（ホームヘルプサービス） 187
(12) 通所介護事業（デイサービス） 188
(13) 社会福祉大会 188
(14) 赤い羽根共同募金 189
(15) 歳末たすけあい募金 190
(16) 民生委員・児童委員活動の協力 190
(17) 生活福祉資金貸付 190
(18) 日常生活自立支援事業 192
(19) 成年後見制度への対応 192
(20) 生活困窮者自立相談支援事業 193
(21) 小口資金貸付 193
(22) 老人クラブ連合会 193
(23) 在宅介護者の会 193

第　1　章

総　括

第１章　　総　括

１．熱海市の人口の推移

年月日	総人口	男	女	世帯
S59.4.1	49,805	22,865	26,940	19,875
S60.4.1	49,276	22,540	26,736	19,981
S61.4.1	48,922	22,328	26,594	20,250
S62.4.1	48,950	22,231	26,719	20,626
S63.4.1	48,729	22,122	26,607	20,771
H1.4.1	48,332	21,906	26,426	20,658
H2.4.1	47,869	21,631	26,238	20,692
H3.4.1	47,489	21,510	25,979	20,739
H4.4.1	47,095	21,281	25,814	20,861
H5.4.1	46,793	21,072	25,721	20,960
H6.4.1	46,375	20,918	25,457	20,916
H7.4.1	46,059	20,834	25,225	21,013
H8.4.1	45,629	20,693	24,936	21,119
H9.4.1	45,203	20,506	24,697	21,175
H10.4.1	44,747	20,310	24,437	21,139
H11.4.1	44,128	20,047	24,081	21,012
H12.4.1	43,624	19,835	23,789	20,999
H13.4.1	43,263	19,654	23,609	21,079
H14.4.1	42,740	19,441	23,299	20,931
H15.4.1	42,582	19,318	23,264	21,087
H16.4.1	42,289	19,202	23,087	21,121
H17.4.1	41,904	19,036	22,868	21,194
H18.4.1	41,720	18,950	22,770	21,319
H19.4.1	41,508	18,850	22,658	21,429
H20.4.1	41,101	18,647	22,454	21,482
H21.4.1	40,592	18,403	22,189	21,410
H22.4.1	40,281	18,280	22,001	21,420
H23.4.1	39,828	18,073	21,755	21,322
H24.4.1	39,498	17,943	21,555	21,357
H25.4.1	39,287	17,783	21,504	21,469
H26.4.1	38,808	17,532	21,276	21,358
H27.4.1	38,284	17,314	20,970	21,235
H28.4.1	37,927	17,148	20,779	21,300
H29.4.1	37,612	16,987	20,625	21,416
H30.4.1	37,225	16,825	20,400	21,446
H31.4.1	36,848	16,663	20,185	21,496
R2.4.1	36,437	16,509	19,928	21,535
R3.4.1	35,721	16,172	19,549	21,399
R4.4.1	34,973	15,843	19,130	21,106
R5.4.1	34,301	15,550	18,751	20,927

平成25年度から外国人人口・世帯を含む。

２．年齢別男女別人口（国勢調査）の推移

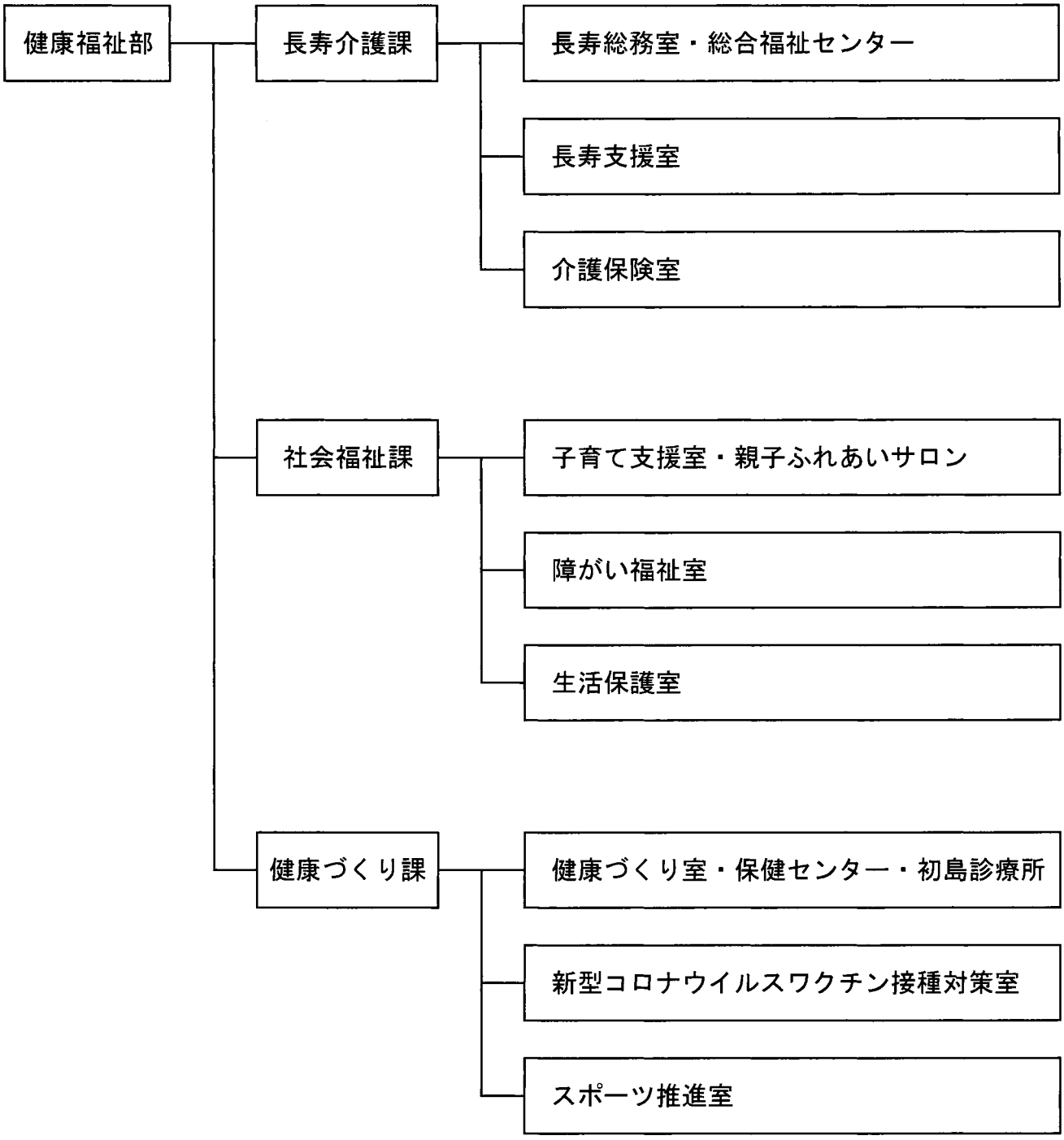
（令和5年4月1日現在）

区分	平成12年国勢調査			平成17年国勢調査			平成22年国勢調査			平成27年国勢調査			令和2年国勢調査			令和5年住民登録人口		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
0～4	1,351	703	648	1,058	537	521	918	460	458	745	384	361	505	261	244	442	225	217
5～9	1,557	825	732	1,310	670	640	1,010	512	498	889	438	451	665	343	322	630	328	302
10～14	1,607	804	803	1,480	767	713	1,276	651	625	1,032	530	502	823	404	419	796	377	419
15～19	1,758	859	899	1,512	718	794	1,407	684	723	1,283	624	659	976	476	500	914	460	454
20～24	2,060	916	1,144	1,518	676	842	1,307	574	733	1,330	623	707	1,200	552	648	1,202	569	633
25～29	2,534	1,256	1,278	1,715	849	866	1,331	676	655	1,154	558	596	1,036	497	539	1,120	561	559
30～34	2,213	1,069	1,144	2,228	1,119	1,109	1,542	774	768	1,166	609	557	945	488	457	1,009	513	496
35～39	2,078	1,025	1,053	2,097	999	1,098	2,173	1,088	1,085	1,498	759	739	1,032	526	506	1,104	571	533
40～44	2,019	989	1,030	2,075	1,022	1,053	2,177	1,073	1,104	2,197	1,104	1,093	1,399	694	705	1,303	663	640
45～49	2,580	1,256	1,324	2,014	977	1,037	2,108	1,045	1,063	2,195	1,100	1,095	2,081	1,035	1,046	1,815	903	912
50～54	3,859	1,776	2,083	2,621	1,288	1,333	2,091	1,004	1,087	2,164	1,074	1,090	2,175	1,045	1,130	2,426	1,198	1,228
55～59	3,981	1,751	2,230	3,963	1,815	2,148	2,786	1,341	1,445	2,209	1,075	1,134	2,181	1,069	1,112	2,383	1,150	1,233
60～64	3,718	1,603	2,115	4,042	1,784	2,258	4,181	1,901	2,280	2,881	1,377	1,504	2,227	1,063	1,164	2,482	1,234	1,248
65～69	3,447	1,474	1,973	3,665	1,585	2,080	4,183	1,833	2,350	4,182	1,911	2,271	2,889	1,380	1,509	2,627	1,280	1,347
70～74	3,035	1,238	1,797	3,319	1,345	1,974	3,571	1,497	2,074	3,921	1,657	2,264	3,943	1,770	2,173	3,727	1,699	2,028
75～79	2,317	819	1,498	2,773	1,094	1,679	3,066	1,197	1,869	3,292	1,326	1,966	3,588	1,486	2,102	3,699	1,563	2,136
80～84	1,480	476	1,004	1,850	621	1,229	2,401	860	1,541	2,663	952	1,711	2,795	1,073	1,722	3,132	1,191	1,941
85～89	898	266	632	936	262	674	1,373	386	987	1,737	571	1,166	1,948	645	1,303	2,114	710	1,404
90以上	444	132	312	562	148	414	704	156	548	947	224	723	1,213	304	909	1,376	355	1,021
																0		
不　明	0	0	0	464	220	244	6	6	0	59	30	29	587	327	260	0	0	0
合　計	42,936	19,237	23,699	41,202	18,496	22,706	39,611	17,718	21,893	37,544	16,926	20,618	34,208	15,438	18,770	34,301	15,550	18,751

令和5年住民登録人口には外国人人口を含む。

３．健康福祉部組織図

令和4年4月1日現在



４．健康福祉部の事務分掌

【 長 寿 介 護 課 】

長 寿 総 務 室

（１）社会福祉法に関すること。

（２）地域福祉計画その他福祉に関する計画の統括に関すること。

（３）初島高齢者健康増進施設に関すること。

（４）高齢者施策の企画に関すること。

（５）民生委員、児童委員及び民生委員推薦会に関すること。

（６）日本赤十字社熱海市地区に関すること。

（７）被災者の援護に関すること。

（８）旧軍人、軍属及び戦没者の叙位及び叙勲に関すること。

（９）旧軍人及び軍属の恩給に関すること。

（10）戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び未帰還者、引揚者等に関すること。

（11）保護司会及び更生保護女性会に関すること。

（12）社会福祉協議会及び関係福祉団体の指導育成に関すること。

（13）シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。

（14）総合福祉センターに関すること。

（15）その他部内他の課及び課内他の室に属さないこと。

長 寿 支 援 室

（１）老人福祉法に関すること（入所借置等を除く）。

（２）高齢者福祉計画に関すること。

（３）高齢者の在宅福祉サービスに関すること。

（４）その他高齢者福祉に関すること。

（５）介護予防・日常生活支援総合事業に関すること（当該事業所の指定、指導等に係るものを除く）。

（６）包括的支援事業に関すること。

（７）任意事業に関すること（介護保険の給付等の費用の適正化に関することを除く）。

（８）その他地域支援事業に関すること。

介　護　保　険　室

（１）介護保険事業の企画、運営及び広報に関すること。

（２）介護保険第１号被保険者の資格の得喪及び調査に関すること。

（３）介護保険の給付に関すること。

（４）介護保険運営協議会に関すること。

（５）地域密着型サービス運営協議会に関すること。

（６）介護認定審査会に関すること。

（７）介護認定の申請及び調査に関すること。

（８）第１号被保険者の介護保険料の賦課、徴収及び滞納整理に関すること。

（９）第１号被保険者の納付証明に関すること。

（10）徴収金の嘱託及び受託に関すること。

（11）介護保険事業所（介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業所を含む）の指定、指導等に関すること。

（12）地域密着型サービス事業所その他介護保険施設の整備に関すること。

（13）介護保険の給付等の費用の適正化に関すること。

【　社　会　福　祉　課　】

子　育　て　支　援　室

（１）少子化対策の推進に係る調整及び総括に関すること。

（２）児童福祉法に関すること。

（３）母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。

（４）児童手当及び児童扶養手当に関すること。

（５）子ども医療費及び母子家庭等医療費の助成に関すること。

（６）関係福祉団体の指導育成に関すること。

（７）家庭児童相談に関すること。

（８）親子ふれあいサロンに関すること。

（９）その他児童福祉並びに母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。

（10）子育て支援に関すること。

（11）子ども及び子育て家庭に係る総合的支援に関すること。

障　が　い　福　祉　室

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。

（２）身体障害者福祉法に関すること（援護措置を除く）。

（３）知的障害者福祉法に関すること（援護措置を除く）。

（４）精神障害者の福祉に関すること。

（５）障害者虐待防止法に関すること。

（６）心身障害者扶養共済制度に関すること。

（７）重度心身障害者医療費及び精神障害者医療費の助成に関すること。

（８）障害児福祉手当及び特別障害者手当に関すること。

（９）特定疾患療養者の援助に関すること。

（10）重症心身障害児童扶養手当に関すること。

（11）関係福祉団体の指導育成に関すること。

（12）その他心身障害者及び心身障害児に関すること。

（13）その他課内他の室に属さないこと。

生　活　保　護　室

（１）生活保護法に関すること（保護措置を除く）。

（２）行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

（３）住所不定者（施設管理者のいる者を除く）及び旅費欠乏者の援護に関すること。

（４）女性相談及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に関すること。

（５）納骨堂の維持管理に関すること。

（６）総合福祉システムの運用調整に関すること。

（７）その他生活保護に関すること。

【 健 康 づ く り 課 】

健 康 づ く り 室

（1）母子保健に関すること。

（2）予防接種に関すること。

（3）健康づくりの推進に関すること。

（4）健康増進法に基づく健康診査に関すること。

（5）食育の推進に関すること。

（6）歯科口腔保健に関すること。

（7）救急医療に関すること。

（8）結核その他感染症の予防に関すること。

（9）特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

（10）健康づくり関係団体に関すること。

（11）総合病院に係る連絡調整に関すること。

（12）初島診療所に関すること。

（13）保健センターに関すること。

（14）その他課内他の室に属さないこと。

新型コロナウイルスワクチン接種対策室

（1）新型コロナウイルスワクチン予防接種に関すること。

ス ポ ー ツ 推 進 室

（1）スポーツの振興に関すること。

（2）スポーツ活動及びレクリエーションの指導普及に関すること。

（3）健康維持スポーツ活動に関すること。

（4）社会体育施設の管理及び運営に関すること。

（5）社会体育諸団体の育成及び指導に関すること。

（6）スポーツ推進委員に関すること。

（7）教育委員会との連絡調整に関すること。

５．福祉事務所関係当初予算

（単位：千円）

項目＼年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
社会福祉費	1,165,120	1,298,121	1,220,006	1,269,991	1,235,707	1,237,048
社会福祉総務費	306,619	340,012	330,254	374,617	376,732	367,423
身体障害者・知的障害者福祉費	734,738	793,038	736,130	783,284	743,574	746,012
障害者医療助成費	90,261	90,281	89,505	83,772	85,406	84,802
総合福祉センター費	33,502	74,790	64,117	28,318	29,995	27,370
新型コロナウィルス感染症生活困窮者自立支援金給付費	0	0	0	0	0	11,441
老人福祉費	179,715	184,624	177,960	168,491	161,080	251,899
老人援護費	179,715	184,624	177,960	168,491	161,080	251,899
児童福祉費	1,464,695	1,627,873	1,512,546	1,420,038	1,254,607	1,224,315
児童福祉総務費	762,841	845,592	753,889	673,041	636,890	612,514
児童措置費	405,283	488,513	472,869	461,364	475,835	473,383
保育所費	296,571	293,768	285,788	285,633	141,882	138,418
保育所建設費	0	0	0	0	0	0
生活保護費	1,389,755	1,391,267	1,379,726	1,266,945	1,255,313	1,250,441
生活保護総務費	6,615	6,495	6,317	6,945	5,313	5,035
扶助費	1,383,140	1,384,772	1,373,409	1,260,000	1,250,000	1,245,406
災害救助費	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,587
災害救助費	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,587
福祉関係予算計	4,201,785	4,504,385	4,292,738	4,127,965	3,909,207	3,966,290
民生費	6,179,714	7,130,853	6,886,365	6,570,985	6,289,479	6,431,414
一般会計	18,585,000	21,150,000	19,843,000	18,631,000	18,003,000	19,654,000

（注）社会福祉費のうち、国民年金費を除く。
　　老人福祉費のうち、老人医療費、介護保険事業特別会計繰出金を除く。
　　児童福祉費のうち、認定こども園費を除く。

第　２　章

高齢者福祉

第２章　高齢者福祉

１．在宅福祉サービス

（１）家族介護用品支給事業

【目　　的】　在宅のねたきり高齢者を介護する家族等に介護用品が購入できる家族介護用品券を支給することで家族の経済的負担の軽減を図るものである。

【対 象 者】　次のいずれにも該当する第１号被保険者を主として介護している家族等

① 市内に住所を有し、居住していること。

② 要介護認定において要介護３、４又は５の認定を受けていること。

③ ねたきり、認知症等により排せつに関する介護を受けており、かつ、失禁状態にあるため日常的におむつを使用していること。

④ 月の半分以上は自宅にて生活している状態であること。

⑤ 介護保険料の滞納がないこと(分納誓約を誠実に履行し、完納が見込まれるときを含む。)。

⑥ 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく一時扶助として被服費が支給されていないこと。

【現　　状】　対象者が熱海地区薬剤師会に加盟する店舗で利用できる家族介護用品券を支給している。対象者は、家族介護用品券と希望する紙おむつ、尿取りパット等の排泄に関する介護用品と引き換えることができる。また、一律月額８，０００円としていた支給額を令和３年度からは保険料段階により月額８，０００円及び５，０００円の２段階の支給額とした。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成１２年度（平成１２年４月１日開始）

【令和５年度予算額】　１１，９０４千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	１２，２４０	１２，０００	１０，７６３	９，１４４	１１，５３２
決算額	１０，７９９	１０，５３８	１０，１６３	８，１０７	８，８６８
利用人数	１４６	１４３	１４０	７１ １０１	８５ １４８

※利用人数は、上段が保険料段階１～３、下段が４以上（令和３年度から実施）

【医薬品券取扱店】

店名	場所	店名	場所	店名	場所
スギモト薬局	銀座町	秋本薬局	清水町	みらい薬局	田原本町
岡田薬局	中央町	メグミ薬局	昭和町	ながつき薬局	田原本町
高橋薬局	清水町	双葉薬店	上多賀	スミレ薬局	昭和町
あすなろ薬局	田原本町	かもめ薬局	田原本町	ユーアイ薬局	中央町
今木薬局	清水町				

（2）熱海市在宅生活安心システム推進事業

【目　　的】　ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより災害急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応をはかり、その福祉の増進に資する。

【対 象 者】　概ね６５歳以上のひとり暮らし高齢者等

【現　　状】　本事業は、昭和６３年度から６５歳以上のひとり暮らし高齢者等の事故や災害及び急病等の緊急事態に備えるため、各対象世帯に緊急通報装置及びペンダント型通報端末装置、火災報知機等を設置し、それらを業務委託先事業者のコールセンターと連携することで、対象者の緊急時の対応や孤独感の解消、安否確認などに役立っている。なお、平成２２年度からは、「人感センサー」を取り入れ更に見守りは強化されている。

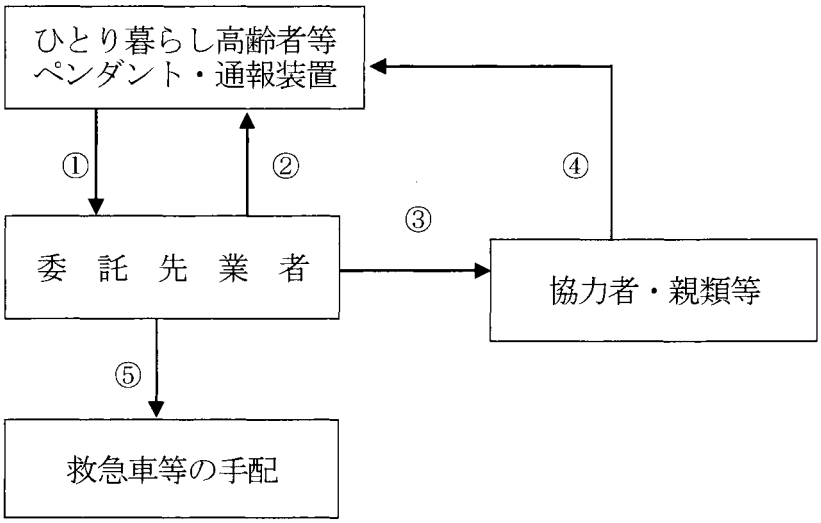
【実施主体】　熱海市

【業務委託先】　立山科学株式会社

【開始年度】　昭和６３年度

【事業概要】　委託先業者が設置した機器により安否の確認を行い、異常を検知した場合に消防への通報や、外部協力員への出動要請を行う。

【連絡網フロー図】



【令和５年度予算額】　８，９１０千円

【行政実績】　（単位：千円、台、人）

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	９，０９８	８，８２９	８，９１０	８，９１０	８，９１０
決算額	８，０５１	７，９５０	８，０２８	８，０２８	７，７０４
設置台数	２２８	２２６	２１６	２２０	２０９
利用人数	２６８	２７１	２６５	２５０	２５６

※設置台数は各年度末の設置台数、利用者数は年度内の実利用者人数

【根拠法令等】　熱海市在宅生活安心システム推進事業実施要綱（平成元年告示第３号）

（３）熱海市在宅高齢者等給食サービス事業

【目　　的】　在宅の要援護高齢者等に対し給食サービスを提供することにより、自立と生活の質の確保をはかるとともに家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。

【対 象 者】　概ね６５歳以上の在宅のひとり世帯、高齢者のみの世帯又は、これに準ずる世帯

【現　　状】　給食サービスは昭和５２年より開始され、梅園荘にて調理し、職員等により配送を行っていたが、平成８年度より、民間委託に変更し、月曜日～土曜日の内、週４回までの希望曜日に、配送によるサービスを行っている。

この利用については、申請により利用決定を行っているが、利用者については、給食の原材料費分として１食当たり２５０円の負担を願うこととなっている。

【実施主体】　熱海市

【運営主体】　株式会社　キヨミ

【開始年度】　昭和５２年度（平成８年度から委託）

【令和５年度予算額】　１２，１６０千円

【行政実績】　（単位：千円、人、件）

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	７，５２５	９，３００	９，９２０	１０，８８０	１２，３２５
決算額	６，３７７	９，５０１	１０，３０３	１０，８９６	１０，７３９
実利用人員	２７１	２９７	３２１	３３７	３５７
支給件数	２９，６６３	３０，１６２	３２，１９８	３２，９９９	３５，７８７

【根拠法令等】　熱海市在宅高齢者等給食サービス事業実施要綱（平成６年告示第８号）

（4）福祉電話基本料金助成事業

【目　　的】　ひとり暮らし高齢者等の安否と緊急の連絡用として、電話機を貸与し、その基本料金を助成して負担の軽減を図ることを目的とする。

【対 象 者】　ひとり暮らし高齢者等

【現　　状】　市が所有している電話加入権を低所得世帯のひとり暮らし高齢者等に無料で貸与し、電話基本料金を当該高齢者に代わって市が負担している。

利用者は、通話料金のみを負担し、設置料金等については全額市負担で行っている。

平成２１年度からは、福祉電話を希望している待機者や、在宅生活安心システムを希望しながら、自宅に電話がないため利用できない方を無くすため、電話加入権を必要としない契約により利用できる制度を活用し、サービスをより充実させることとする。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和５５年度

【令和５年度予算額】　８１１千円

【行政実績】　（単位：千円、台）

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	６２３	７８５	７４８	６７２	７８０
決算額	５８２	５５９	５５４	６５６	６８７
利用台数	３２	２８	３３	３８	３８

【根拠法令等】　熱海市福祉電話貸与及び基本料金助成事業実施要綱（昭和６３年告示第３２号）

（5）老人日常生活用具給付等事業

【目　　的】　寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行う。

【対 象 者】　概ね６５歳以上の寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者

【現　　状】　本事業は在宅介護を生活用具の面から支援するためのもので、電磁調理器の給付を行っている。火災報知器、自動消火器の給付並びに老人福祉電話の貸与は、在宅生活安心システム推進事業及び福祉電話基本料金助成事業で対応するものとして実施していない。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和５１年度

【事業概要】

区分	種目	対　象　者	性　　能
給付	電磁調理器	概ね６５歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであること。

【令和５年度予算額】　３５千円

【行政実績】　（単位：千円、件）

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	６３	３８	３８	３８	３８
決算額	0	２０	6	5	0
件数	0	3	1	1	0

【根拠法令等】　老人日常生活用具給付等事業の実施について
老人日常生活用具給付等事業実施要綱
（平成１２年９月２７日老発第６５６号老人保健福祉局長通知）

（６）社会福祉法人等による利用者負担軽減事業

【目　　的】　低所得者で極めて厳しい経済状況にある者について、社会的な役割のある社会福祉法人等による負担を基本として、利用者負担の一部を減免することで、福祉サービスを利用しやすくし、介護保険法の円滑な実施を図る。本事業は平成１７年１０月より、対象要件・軽減割合などが改正されより幅広く利用できるようになった。

【対 象 者】　・年間収入が単身世帯で１５０万円、世帯員が１人増えるごとに５０万円を加算した額以下であること
・預貯金等の額が単身世帯で３５０万円、世帯員が１人増えるごとに１００万円を加算した額以下であること
・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
・負担能力のある親族等に扶養されていないこと
・介護保険料を滞納していないこと

【現　　状】　本市における社会福祉法人等による利用者負担軽減事業は、平成１２年４月１日から実施している。令和４年度においては、社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証を被保険者３６人に発行した。

【実施主体】　熱海市（補助率　国２／４　県１／４　熱海市１／４）

【開始年度】　平成１２年度（平成１２年４月１日開始）

【軽減割合】　利用者負担の１/４（老齢福祉年金受給者については１/２）の軽減を行う

【対象サービス】　社会福祉法人が行う介護保険サービスで、
特別養護老人ホーム、訪問介護サービス（ホームヘルプサービス）、
通所介護サービス（デイサービス）、短期入所生活介護サービス（ショートステイ）
など計１６サービス

【令和５年度予算額】　１，１７８千円
特別養護老人ホーム　１，０５４，０００円
訪問介護・通所介護・短期入所生活介護（在宅介護サービス）
１２４，０００円

【令和４年度の実績】（令和４年４月～令和５年３月）　（単位：人、円）

社会福祉法人名等（　）内は特別養護老人ホーム名等	発行人数	補助金交付額
社会福祉法人　湖成会　（熱海伊豆海の郷）	１１	４６３，２７９
社会福祉法人　熱海いでゆの園　（姫の沢荘）	１０	５４９，５５５
社会福祉法人　海光会	５	０
社会福祉法人　珀寿会	１	０
社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証を発行したが利用しなかった人（社福以外の法人の利用、死亡等）	９	０
合計	３６	３４８，５７４

【行政実績】　（単位：千円、件）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	１，８００	１，４００	９００	９００	８１０
決算額	３６８	１６９	３４９	９６０	１，０１３
利用件数	２０	２５	２４	２６	２１

【根拠法令等】　熱海市社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱
（平成１２年告示第４８号）
熱海市社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱
（平成１３年告示第２１号）
静岡県介護保険低所得者利用者負担額軽減措置事業費補助金交付要綱

（７）成年後見制度利用支援事業

【目　的】　認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の成年後見制度の利用を支援することにより、要支援者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活が営むことができる環境整備の実現に資することを目的とする。

【対 象 者】　認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者であり、かつ、配偶者もしくは二親等内の親族がない者、または四親等内の親族があっても音信不通の状況等にある者で、市長が本人の保護のために申立ての支援を行うことが必要と認めた者

①　本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者。ただし、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１３条の規定に基づく本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者、生活保護法第１９条の規定に基づき、本市以外の市町村が保護を決定し、実施している者を除く。

②　介護保険法第１３条に規定する本市の住所地特例対象被保険者

③　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第１９条第１項の規定により、本市から介護給付費等を支給する旨の決定を受けている者

④　生活保護法第１９条の規定に基づき、本市が保護を決定し、実施している者

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成１７年度

【令和５年度予算額】　３，６１５千円

申し立て手数料（２０件分）　　２５５，０００円

後見人への報酬補助（１４人分）　３，３６０，０００円

【行政実績】　（単位：千円、件）

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	３，８２８	４，０４３	４，０４３	３，５６０	３，６１５
決算額	２，１８９	１，９５０	３，９１４	２，５８９	２，５３９
申立件数（高齢者）	１４	１２	１５	１０	１２
助成件数（高齢者）	１０	８	１８	１８	１５

【根拠法令等】　熱海市成年後見制度利用支援事業実施要領（平成１７年告示第３６号）

（８）成年後見センター運営事業

【目　　的】　認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が衰えても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、成年後見制度が適切に利用できるよう支援を行い、制度の利用促進や地域住民の権利擁護を推進することを目的とする。

【実施主体】　熱海市

【業務委託先】（福）熱海市社会福祉協議会

【事業概要】　・熱海市成年後見センターを設置し、成年後見制度に関する相談業務及び利用支援を行う。

・市民後見人候補者の登録及び受任調整等活動支援を行う。

・成年後見制度に係る関係機関等とのネットワーク構築を行う。

・その他熱海市成年後見センターの運営に関し必要な業務を行う。

【開始年度】　平成３０年度

【令和５年度予算額】　４，２７３千円

（９）成年後見推進事業

【目　　的】　認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が衰えても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、市民後見人（弁護士、司法書士等の専門職以外の第三者による後見人）を養成し、市民後見人による被後見人、被保佐人または被補助人の財産管理や身上監護といった成年後見業務の実施を促進することで、「成年後見制度」の利用が必要な高齢者等が適切に制度を利用できる環境の整備を図ることを目的とする。

【実施主体】　熱海市

【業務委託先】（福）熱海市社会福祉協議会

【事業概要】　・市民後見人等の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成し、市民後見人等の養成研修を実施する。

・市民後見人等の資質向上及び適正な活動のために市民後見人等や市民後見人養成研修修了者に対して定期的に研修を実施する。

・専門職との連絡会議の開催等による連携体制を構築し、市民後見人等の困難事例等への事案解決能力の向上を図るとともに市民後見人等の適正な活動を支援する。

・地域住民向けに市民後見人等の必要性や役割に関する成年後見制度講演会を実施し、成年後見制度の普及啓発に努める。

【開始年度】　平成２７年度

【令和５年度予算額】　１，７５０千円

（１０）認知症高齢者保護情報共有事業

【目　　的】　認知症等により徘徊が見られる高齢者等に対して、QR コードが印字されたシールを交付し、衣服等にシールを貼り早期保護の仕組みを整えることを目的とする。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　令和元年度

【令和５年度予算額】　２０千円　（QR コードラベルシール代）

【登録実績】　（単位：人）

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
新規登録者数	3	6	3	7

【根拠法令等】　熱海市認知症高齢者等保護情報共有事業実施要領（令和元年７月１日制定）

（１１）熱海市終活支援事業あんしん

【目　　的】　ひとり暮らしで頼れる身寄りがいない市民が生前に葬儀社と火葬・納骨に関する死後事務委任契約を結べるように支援する。意思表示が困難になった際の医療・介護に関する希望も登録し、老後の不安の解消を目指す。

【対 象 者】　下記のすべてを満たす市民

・６５歳以上の高齢者。ただし、６５歳未満であっても重篤な疾病などにより余命が短いなどの事由がある場合は対象とする。

・ひとり暮らしであること。

・頼れる身寄りがいないこと。

・自らの意思を明瞭に示すことができること。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　令和元年度

【令和５年度予算額】　５０千円

【登録実績】　（単位：人）

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
登録者数	3	9	1	9

（１２）高齢者運転免許証返納支援事業

【目　　的】　高齢者による交通事故の減少を図り、あわせて公共交通機関の利用促進を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援することを目的とする。

【現　　状】　運転経歴証明書の取得にかかる手数料を助成する。

【対 象 者】　６５歳以上の熱海市民

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成２７年度

【令和５年度予算額】　４１８千円

【登録実績】　（単位：人）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度
登録者数	３１４	２９２	２４３

２．一般介護予防事業

（１）いきいき脳活セミナー

【目　　的】　脳の活性化を図ることの重要性を理解し、生活習慣と認知症予防を関連付けた知識を身につけ、自ら認知症予防を実践できるようにすることを目的とする。

【対 象 者】　概ね６５歳以上の市民

【現　　状】　IT 機器（iPad）を利用した「みつおか式脳若トレーニング」を用い、認知症の予防となる脳トレーニングの指導及び講義を行う。また歯科衛生士と管理栄養士による講義も行っている。令和３年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止と７月に発災した伊豆山土石流災害の影響により、教室を縮小して実施した。

【実施主体】　熱海市

【業務委託先】　株式会社マジオネット熱海

【開始年度】　平成３１年度

【令和５年度予算額】　３３０千円

【実績】

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度
参加人数（延べ）	１１８	８５	１３９

（2）膝痛・腰痛を楽にする教室

【目　　的】　人工関節や脊柱管狭窄症などを持つ高齢者に対して、正しい身体の動かし方やセルフケアの方法を伝え、柔軟性や筋力の維持・向上を図ることを目的とする。

【対 象 者】　脊柱管狭窄症や変形性関節症などの関節疾患がある、又は人工関節を挿入している６５歳以上の市民。

【現　　状】　介護一次予防として健康づくり課事業であったが、平成２９年度より長寿支援室の事業となった。現在、講師は理学療法士、作業療法士が行っている。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成２６年度

【令和５年度予算額】　４８０千円

【令和４年度参加人数（延べ）】　１０３人

（3）出前講座

【目　　的】　フレイルを未然に防ぐため、原因となる「筋力の低下」・「口腔の機能低下」「低栄養」の対応に必要な知識を提供し、健康の保持・増進を図る。また、認知症予防や終活に関しての情報提供、支援等を行うことを目的とする。

【対 象 者】　地域サロン、老人クラブ等の団体

【現　　状】　体力測定、認知症予防、運動指導等、依頼された内容で講座を開催する。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成２９年度

【令和４年度実績】　（単位：人）

実施月	実施団体	参加人数
４月	熱海市健康づくり推進委員会	２８
４月	結核予防婦人会熱海支部	１８
４月	熱海市食生活推進協議会	１８
４月	網代フレッシュサロン	２０
５月	中野フレッシュサロン	５
５月	南熱海フレッシュサロン	１５
５月	網代いきいきサロン	９
５月	桜木町サロン	１１
７月	熱海市健康づくり推進委員会	１９
１１月	桜木町サロン	１１
１１月	中野フレッシュサロン	４
１１月	七尾老人会末広会	１１
１２月	七尾老人会末広会	１３

１２月	紅葉ガ丘町内会	１６
１２月	桜ヶ丘町内会	１７

（4）講演会

【目　　的】　高齢者が介護が必要な状態にならずに住み慣れた地域で健康に暮らし続けるために、広く住民に対して健康づくりや介護予防について学ぶ機会を設けることを目的とする。

【対 象 者】　６５歳以上の熱海市民

【現　　状】　令和４年度は認知症予防のための基礎知識を学び、懐かしの音楽に合わせてダンスをしながら有酸素運動で脳を活性化させる講座を開催した。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成２９年度

【令和４年度実績】　参加人数　２５人

（5）介護予防と保健事業の一体的実施

【目　　的】　地域の通いの場の参加者の健康状態を質問票により把握し、フレイル予防の必要性が高いと判断した通いの場へ健康教育を実施する。対象者が現在の地域での生活を継続できるよう、医療専門職の介入により健康問題の重症化及びフレイルを早期発見・予防する。

【対 象 者】　熱海市の高齢者サロンへ通う者

【現　　状】　県から委託された事業であり、本市では健康づくり室、長寿支援室、保険年金室が担当している。長寿支援室ではポピュレーションアプローチを健康づくり室とともに行う。

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

区分	関与サロン数（延べ）	参加者数（延べ）
健康状態の把握	８か所	８９人
健康教育実施	６か所	２７０人
合計	８か所	３５９人

【根拠法令等】　医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

（6）健幸チャレンジ

【目　　的】　心身ともに健康で住み慣れた地域で暮すため、一人ひとりが自らの心身に対する健康意識を高め、日常の健康管理の重要性について自覚し行動する必要がある。そのために生活習慣の改善への動機付けと定着化の取り組みを目指す。

【対 象 者】　４０歳以上の熱海市民

【現　　状】　介護予防事業として健康づくり課で行っていたが、平成２９年度より長寿支援室で事業を引き継いだ。ポイントに応じて健康に関するグッズが支給される。なお、参加者数の減少や参加者の固定化により、事業効果については部分的であることから令和４年度で事業を終了した。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成２６年度

【令和５年度予算額】　なし（令和４年度で終了）

【実　　績】　（単位：件）

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
記録帳発行件数	２９７	１７４	２６７	１３５

３．老人福祉法による措置事務

（１）養護老人ホームの入所措置

【目　　的】　環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る)により、居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに入所させ、又は入所の委託をして、その高齢者の福祉の向上を図る。(平成１８年４月１日法改正)

【対 象 者】　原則として６５歳以上の人を対象とし、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方。

【現　　状】　平成１８年３月２８日より、委託先の養護老人ホーム「熱海伊豆海の郷」等に入所し、ホーム内で充実した生活を送っている。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和３８年度

【事業概要】　「熱海伊豆海の郷」に委託する以前は、市立養護老人ホーム「梅園荘」に入所措置を行っていた。

【業務委託先】　社会福祉法人湖成会　養護老人ホーム「熱海伊豆海の郷」
社会福祉法人宏寿会　古宇養護老人ホーム「遊法苑」
社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団　横須賀養護老人ホーム

入所措置に際しては、熱海市老人ホーム入所判定委員会の判定を受け、入所の可否を決定してから、内規の取り決めによりその順位を決める。

措置（委託）費　１人１ヵ月当たり　約２００，０００円

費用徴収　　本人の収入金額、扶養義務者からは所得税額に応じ費用徴収がある。

・入所者本人　　０円～　措置費額の全額

・扶養義務者　　０円～　措置費額の全額

○熱海市より措置している養護老人ホームの状況

施設名	経営主体	定員	備考
養護老人ホーム「熱海伊豆海の郷」	(福) 湖成会	５０人	平成１８年3月２８日開設
養護老人ホーム「遊法苑」	(福) 宏寿会	１００人	平成１５年１２月１１日開設
横須賀養護老人ホーム	(福) 神奈川県社会福祉事業団	５０人	昭和４６年4月１日開設

【令和５年度予算額】　１３７，７０９千円

(熱海伊豆海の郷) 事務費（５０人分）　９１，６６１，５００円
生活費（５０人分）　３３，１７５，８００円
被服費（５０人分）　５０，０００円
冬季加算（５０人分）　５１７，５００円
期末加算（５０人分）　２５７，０００円
介護保険料加算（８人分）　１６０，８００円
介護保険サービス利用者負担加算（３０人分）　４，６８０，０００円
葬祭費（４人分）　４００，０００円

(養護老人ホーム・熱海市外)
事務費（２人分）　４，３３３，３２０円
生活費（２人分）　１，３２１，５６０円
被服費（２人分）　２，０００円
冬季加算（２人分）　２０，７００円
期末加算（２人分）　１０，２８０円
介護保険サービス利用者負担加算（２人分）　３６０，０００円
病弱者加算（１人分）　１５７，９２０円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	１３１，６２６	１３５，５２２	１３８，３４１	１３８，１５７	１３８，０８５
決算額	１２７，８７９	１２８，２９２	１３２，３１０	１２３，５２９	１１６，８８２
養護措置人数	５９	６１	５７	５５	５６

※予算額及び決算額は「やむを得ない事由による措置」との合算

（２）やむを得ない事由による措置

【目　　的】　本人の身体状況等のやむを得ない事由により、介護福祉施設への入所が困難な者等に対し、老人福祉法第１０条の４及び第１１条第１項によりサービスの提供に結びつけるもの。

【現　　状】　当市では単身高齢者の割合が高く、また親族が関わりを拒否しているケースも見られ、対象者が病院に入院し、その後に在宅での生活が困難になるケースが増えてきている。

介護老人福祉施設への入所措置では、施設のベッドの確保が困難であるため、対象者を直ぐに入所させることは難しい状況である。そのため、短期入所生活介護や認知症対応型共同生活介護への措置を先に行い、施設の状況を考慮し成年後見制度を活用しながら、入所措置への措置変えを行っている。また、在宅者への措置として通所介護や訪問介護も行っている。

【令和５年度当初予算額】　６００千円　※「養護老人ホームの入所措置」予算から支出

【行政実績】　（単位：人）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
やむを得ない措置人数	3	1	1	0	0

【根拠法令等】　熱海市老人福祉法施行細則（平成２０年規則第６号）

熱海市老人ホーム入所判定委員会設置要綱（昭和６０年告示第２０号）

熱海市老人ホーム入所措置事務等取扱要綱（平成２１年告示第１５号）

４．その他の福祉施設

（１）熱海市総合福祉センター

【目　　的】　本施設は昭和５５年２月２３日に設置され、市民の福祉の増進を図るとともに、市内に居住する高齢者及び心身に障害のある方々の健康増進、レクリエーション・集会をはじめ福祉関係諸団体の奉仕活動や会合等で利用されている。

【利用者及び利用方法】

一般利用者‥‥利用制限なし

会議室利用者‥‥地域福祉に関する活動を行う団体

（事前に団体名にて使用許可を受ける。）

体育室利用者‥‥地域福祉に関する活動を行う団体

（事前に団体名にて使用許可を受ける。）

【利用時間】

一般利用者‥‥午前　９時　から　午後　４時

入浴利用者‥‥午前１０時　から　午後　３時

会議室利用者‥‥午前　９時　から　午後　９時

体育室利用者‥‥午前　９時　から　午後　９時

［来館者利用状況］　（単位：人）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
一般利用	２２，１３１	１７，９３０	０	０	０
会議利用	３５，６４５	３１，０５８	５，２０５	６，０３８	１２，０５５
合　　計	５７，７７６	４８，９８８	５，２０５	６，０３８	１２，０５５

［一般利用の内訳］　（単位：人）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
ホ　ー　ル	１２，６３０	１１，７７５	０	０	０
浴　　場	１７，３５９	１４，６０３	０	０	０
健康相談	１，７４４	１，３２９	０	０	０
囲碁・将棋	１，６９１	７１２	０	０	０
合　　計	３３，４２４	２８，４１９	０	０	０

（注）　来館者は各施設を重複して利用しているため、一般利用の計とは同数にはならない。

（注）　令和２年　３月～　９月　　臨時休館（コロナ感染対策）

令和２年１０月～令和５年　３月　貸出施設のみ開館（人数制限あり）

令和３年　７月～１０月　　臨時休館（災害対策・支援等のため）

令和５年　４月～　　貸出施設のみ開館（人数制限解除）

（2）民間有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向けマンション

本市には、民間の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向けマンションが、数多く存在している。

① 有料老人ホームの状況　（令和５年４月１日現在）

施設名	経営主体	総戸数(定員)	入居者数	食事	入所要件等
中銀ケアホテル	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	７０戸（76人）	６６人	委託	概ね６０歳以上で自立が不可能で介護を要する人。（他条件あり）
熱海ゆとりあの郷	（福）黎明会	２４５戸（２９４人）	２０８人	委託	６０歳以上で入居時健康な方
ネオ・サミット湯河原	大和ﾊｳｽﾗｲﾌｻﾎﾟｰﾄ㈱	２１５戸（２４５人）	２２８人	直営	原則満６５歳以上 （一般居室）健康な方 （介護居室）要支援・要介護状態の方
ベストライフ熱海	㈱ベストライフ	５６戸（９７人）	５２人	委託	６０歳以上、健康な方～要介護状態の方
ﾊｰﾄﾋﾟｱ熱海(西館)	㈱ｱﾔﾊﾚｰｸｻｲﾄﾞﾎﾃﾙ	４２戸（５２人）	３３人	直営	65歳以上、89歳未満（配偶者は60歳未満可）で、健康状態で共同生活ができること等
ぽっかぽか熱海館１号館	㈱ぽっかぽか・ジャパン	６０戸（６２人）	５１人	直営	６０歳以上、要介護状態の方
フレンズ南熱海	㈱フレンズ南熱海	２８戸（３３人）	２８人	直営	自立～要介護５までの高齢者
ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ住宅ｸﾗｼｵﾝ熱海	㈲伊豆介護センター	９戸（９人）	９人	直営	要支援・要介護状態の方
あたみ翔裕館	㈱サンガジャパン	２１戸（２１人）	１６人	直営	６０歳以上、原則要支援・要介護状態の方
ｸﾞﾙｰﾌﾟﾊｳｽだいだい	（株）こ福	１４戸（１４人）	１０人	直営	要支援・要介護状態の方
合　計	－	７６０戸（９０３人）	７０１人	－	－

② サービス付き高齢者向け住宅の状況　（令和５年４月１日現在）

施設名	経営主体	総戸数	入居者数	食事	入所要件等
ぽっかぽか熱海館２号館	㈱ぽっかぽか・ジャパン	３０戸	２５人	直営	６０歳以上、要支援・要介護状態の方
熱海温泉すみれ	(医)南愛会	１１０戸	７５人	委託	単身高齢者世帯ほか
ミモザ熱海湯庵	ミモザ㈱	６０戸	５３人	直営	単身高齢者世帯 高齢者＋同居者（配偶者/60歳以上の親族/王支援用会議認定を受けている等）
中銀ライフケア南熱海	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	１２戸（２４人）	７人	直営	入居時の年齢が、原則60歳以上の人 健康状態が通常で、共同生活が可能な人等
合　計	－	２１２戸	１６０人	－	－

③　高齢者向けマンション・住宅の状況　　（令和５年４月１日現在）

施　設　名	経　営　主　体	総戸数	入居者数	食事	入所要件等
中銀ライフケア梅園	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	86 戸	94 人	直営	５５歳以上の健康な方
中銀ライフケア白石	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	146 戸	85 人	直営	５５歳以上の健康な方
中銀ライフケア来の宮	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	258 戸	175 人	直営	４５歳以上の健康な方
中銀ライフケア梅園台	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	294 戸	295 人	委託	５０歳以上の健康な方
中銀ライフケア咲見	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	114 戸	134 人	直営	５５歳以上の健康な方
中銀ライフケア水口	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	253 戸	320 人	直営	５５歳以上の健康な方
中銀ライフケア伊豆山	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	327 戸	210 人	直営	５５歳以上の健康な方
中銀ライフケア第２伊豆山	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	223 戸	227 人	直営	５５歳以上の健康な方
中銀ライフケア第３伊豆山	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	155 戸	180 人	直営	５５歳以上の健康な方
中銀ライフケア南熱海	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	124 戸	90 人	直営	４５歳以上の健康な方
合　　計	－	1,980 戸	1,810 人	－	－

④　生きがいと交流活動

高齢者向けマンション居住者は、地域の高齢者との交流がほとんど行われておらず、マンション間において芸術や美術、スポーツ等、多様な交流事業が実施されている。

⑤　生活相談事業

高齢者向けマンションは建設後３０余年を経過したものも少なくなく、それに比例して入居者全体の高齢化も進み、介護や福祉、医療を必要とする入居者が多く見受けられるようになった。

このようなニーズに対応するために各施設において「生活相談室」を設置し、入居者の介護、福祉の各種サービスや医療の受診、その他日常生活全般における総合相談窓口として役割を果たしている。

５．生きがい・交流・学習・就労

（１）簡易老人憩いの家設置事業

【目　　的】　地域高齢者の心身の健康を増進する目的で、町内会等の単位で設置される簡易老人憩いの家設置者に対し、補助金の交付を行う。

【現　　状】　誰もが仲良く協力し合い生き生きと、豊かに暮らすことができるコミュニティを形成するための施設として、町内会との連携のもとに活用されている。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和５２年度

【事業概要】　新設もしくは既存の公民館の一部を簡易老人憩いの家に改造する経費について助成（補助率 1／2　限度額 1,000 千円）、憩いの家運営に必要な備品の購入に要する経費について助成（補助率 1／2　限度額 500 千円）

【令和５年度予算額】　５００千円

【行政実績】　○簡易老人憩いの家設置状況　　（令和５年４月１日現在）

施設の名称	設置 年度	所在地	建物構造	面積（㎡）	運営主体	県･市補助金（千円）
網代栄町会館	S51年度	網代255	鉄筋2階建	57.88	網代町場･栄町町内会	県250　市250
初島簡易老人憩いの家	S52年度	初島字宮の前217-2	木造平家建	18.74	初島区	県250　市250
桃山町簡易老人憩いの家	S52年度	桃山町17-12	木造平家建	40.00	桃山町町内会	県250　市250
泉中沢簡易老人憩いの家	S52年度	泉415	木造平家建	29.70	泉中沢町内会	県250　市250
小山町簡易老人憩いの家	S52年度	下多賀473	木造平家建	14.85	小山町内会	県250　市250
網代旭町簡易老人憩いの家	S52年度	網代旭町471-5	木造平家建	18.12	網代旭町町内会	県250　市250
網代宮町簡易老人憩いの家	S54年度	網代宮町156-2	鉄筋ｺﾝｸﾘ	18.00	網代宮町町内会	県500　市500
東伊豆山簡易老人憩いの家	S54年度	伊豆山大黒崎268-7	鉄骨造平家建	33.00	東伊豆山町内会	県500　市500
上多賀簡易老人憩いの家	S54年度	上多賀221	RC2階建	24.00	上多賀町内会	県500　市500
桜ヶ丘町簡易老人憩いの家	S55年度	桜木町1967	RC2階建	11.55	桜ヶ丘町内会	県500　市500
水口町簡易老人憩いの家	S56年度	水口町840-6	木造2階建	37.02	水口町町内会	県500　市500
紅葉ヶ丘町簡易老人憩いの家	S56年度	紅葉ヶ丘町1937-17	鉄骨造2階建	9.83	紅葉ヶ丘町内会	県500　市500
桜町簡易老人憩いの家	S57年度	桜町1597-1	木造平家建	33.00	桜町町内会	県110　市110
日向町簡易老人憩いの家	S57年度	字前の沢1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	県500　市500
七尾団地簡易老人憩いの家	S57年度	伊豆山七尾1173-13	木造平家建	20.70	七尾団地町内会	県140　市140
上天神町簡易老人憩いの家	S59年度	昭和町22-18	RC2階建	60.33	上天神町町内会	県250　市250
土沢町簡易老人憩いの家	S59年度	伊豆山土沢962-8	RC2階建	34.73	土沢町町内会	備品 県48 市48
咲見町簡易老人憩いの家	S59年度	咲見町245-18	RC4階建	15.53	咲見町町内会	県500　市500
梅花町簡易老人憩いの家	S60年度	梅花町1954-13	木造2階建	18.20	梅花町町内会	県500　市500
栄町簡易老人憩いの家	S60年度	桜木町7-19	RC2階建	19.90	栄町町内会	県500　市500
東銀座町簡易老人憩いの家	S61年度	咲見町256-10	RC2階建	20.40	東銀座町内会	県250　市250
上紅葉ガ丘町簡易老人憩いの家	S61年度	紅葉ガ丘町1901-97	木造モルタル	13.20	上紅葉ガ丘町内会	県　0　市500
梅園簡易老人憩いの家	H元年度	梅園町1829-1	RC2階建	15.84	梅園町町内会	県500　市500
桜木町簡易老人憩いの家	H3年度	桜木町1971-1	木造平家建	19.16	桜木町町内会	市 1,000
清水町簡易老人憩いの家	H4年度	清水町386-1	RC2階建	60.28	清水町町内会	市 1,000
桜木町簡易老人憩いの家	H5年度	桜木町1971-1	木造平家建	19.16	桜木町町内会	備品 市 412
梅園簡易老人憩いの家	H6年度	梅園町1829-1	RC2階建	15.84	梅園町町内会	備品 市 421
和田山簡易老人憩いの家	H8年度	熱海字寺山1888-56	軽量鉄骨造	17.77	和田山町内会	市 1,000
網代連合町内会簡易老人憩い家	H9年度	網代宮町172	RC2階建	38.75	網代連合町内会	市 1,000
紅葉ガ丘町簡易老人憩いの家	H11年度	紅葉ガ丘町1937-17	鉄骨造2階建	9.83	紅葉ガ丘町内会	備品 市 324
日向町簡易老人憩いの家	H11年度	字前の沢1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	備品 市 176
西部地区連合町内会簡易老人憩いの家	H16年度	桜町3－29	木造2階建	67.32	西部地区連合町内会	市 1,000
日向町簡易老人憩いの家	H17年度	字前の沢1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	備品 市 164
日向町簡易老人憩いの家	H19年度	字前の沢1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	備品 市 142
西山町簡易老人憩いの家	H21年度	西山町32－19	木造2階建	11.68	西山町町内会	市 建設976、備品 283
東銀座町簡易老人憩の家	H23年度	咲見町3－12	RC1階地下有	63.44	東銀座町内会	備品 市 420
西熱海本町簡易老人憩の家	H25年度	西熱海町二丁目16－3	鉄骨造2階建	77.40	西熱海本町町内会	市 525
和田山町簡易老人憩の家	H26年度	熱海字寺山1888-56	軽量鉄骨造	17.77	和田山町内会	備品 市 82
上紅葉ガ丘町簡易老人憩いの家	H26年度	紅葉ガ丘町1901-97	木造モルタル	13.20	上紅葉ガ丘町内会	備品 市 106
紅葉ガ丘町簡易老人憩いの家	H26年度	紅葉ヶ丘町1937-17	鉄骨造2階建	9.83	紅葉ガ丘町内会	備品 市 123
つつじヶ丘町簡易老人憩いの家	H27年度	相の原町44-23	鉄骨造2階建	42.35	つつじヶ丘町内会	備品 市 109
泉本区簡易老人憩いの家	H29年度	泉181-2	鉄骨造2階建	37.16	泉本区町内会	備品 市 238
伊豆山仲道簡易老人憩いの家	R2年度	伊豆山707	鉄骨造2階建	66.6	伊豆山仲道町内会	市 580 備品 市 106

○簡易老人憩いの家設置補助の状況　　（単位：千円）

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算	１，０００	１，０００	１，０００	５００	１，５００
決算	０	０	６８６	０	０

【根拠法令等】　熱海市簡易老人憩の家設置補助金交付要綱（昭和５２年告示第４１号）

（２）スポーツ・レクリエーション活動

【目　　的】　地域体育祭高齢者競技奨励事業は、スポーツを通じ高齢者の心身をリフレッシュさせ、相互の親睦を図り健康で明るく活力ある生活をめざすことを目的としている。

【現　　状】　本市では、昭和４８年度から、スポーツを通じて高齢者の心身をリフレッシュさせ、相互の親睦を図るとともに、健康で明るく活力ある生活を維持するために老人スポーツ大会を開催していたが、参加者が減少したため平成２６年度をもって廃止し、平成２８年度からは、町内会単位で開催する各地区の体育祭に高齢者が参加しやすいプログラムを入れてもらうことで、高齢者が参加しやすい体制づくりを推進し、各地区の体育祭実行委員会に対して、既存の補助金に上乗せを行うこととしている。

【実施主体】　熱海市（平成２６年度までは熱海市・熱海市老人クラブ連合会）

【開始年度】　昭和４８年度

【令和５年度予算額】　２４０千円

【行政実績】

○奨励金配分の状況　　（単位：　地区、千円）

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
地区数	１２	１２	１	２	４
決算額	２４０	２４０	１８	４８	１０１

【根拠法令等】　老人福祉法　第４条・第１３条

（３）敬老の日記念行事

【目　　的】　高齢の市民に対し、敬愛の意を表するとともに、その長寿を祝って敬老記念行事の実施及び開催補助を行い、高齢者福祉の増進に努めることを目的とする。

【現　　状】　本市では、高齢者に対して敬愛の意を表し、最高齢の男女各１名、年度中に百歳を迎える方に記念品を贈り、その長寿を祝う。また、平成２７年度までは実行委員会形式により開催された敬老大会の運営補助を行っていたが、平成２９年度からは町内会長連合会、熱海市老人クラブ連合会に加盟している団体が主催する敬老会へ参加する７０歳以上高齢者に対して開催補助を行うこととした。なお、令和２年度及び令和３年度は全国的な新型コロナウィルス蔓延の状況を鑑み補助を見送った。

【事業概要】　毎年、敬老の日前後に最高齢者、百歳長寿者の居所に市長が直接訪問し、記念品等を贈り長寿を祝う。市主催による敬老大会については会場の確保が困難なこと、市内１か所に高齢者が集まることが困難となっていること等から、平成２８年度は準備期間とし、

敬老会開催奨励金についての聞き取り調査などを行った。

【実施主体】　熱海市、単位町内会または単位老人クラブ

【開始年度】　不詳（熱海市敬老大会実行委員会への補助金支出は平成２４年度）　市単独事業

【令和５年度予算額】　敬老記念品代　　４２０千円

敬老会等開催奨励金　３，１７４千円

【行政実績】

敬老記念品贈呈　（単位：千円、人）

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算	２４０	２４０	３１０	３４０	３４０
決算	１８８	１７４	１７８	２１９	２４３
対象者数	２１	１９	２１	２７	２９

敬老大会実行委員会補助金　（単位：千円、人）

区分	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度
予算	５，０００	５，０００	５，０００	５，０００
決算	４，１８２	３，８９７	４，５２４	４，３９２
参加人数	１，０１０	９９２	１，１６４	８９４

敬老会等開催奨励金　（単位：千円、件）

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算	３，０００	３，０００	３，０００	２，６７４	２，６７４
決算	３，０９１	２，９２４	０	０	４８２
件数	４９	４８	未実施	未実施	８

（４）老人クラブ

【目　　的】　老人クラブ連合会に活動に要する経費を助成し、健全で豊かな老後生活になるよう支援する。

【現　　状】　高齢者相互の親睦を深め、健康の増進、レクリエーション活動及び地域との連携を図ることを目的として活動をしている。

本市では、これらクラブの育成のため助成金を交付している。

【事業概要】　組織、会員の年齢は、概ね６０歳以上で１クラブの会員数は、概ね３０人以上とする。小規模老人クラブは概ね１５人以上である。

【活動内容】　社会奉仕活動、教養の向上、健康の増進、地域社会との交流、レクリエーション、町ぐるみ友愛訪問活動、その他

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和３８年度

【令和５年度予算額】　２，２７２千円

【補 助 率】　県2/3　市1/3

【行政実績】　（単位：千円、クラブ、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	２，９２３	２，７９４	２，６０３	２，３３５	２，４１０
決算額	２，７５２	２，５６１	１，９５９	２，４９０	１，７６５
老人クラブ数	３５	３１	３０	３０	２７
会員数	１，４２１	１，２８２	１，１８３	１，１４６	１，０３１

【根拠法令等】　老人福祉法　第４条・第１３条

在宅福祉事業費補助金交付要綱（昭和５１年厚生省第４９１号）

（５）公益社団法人熱海市シルバー人材センター

【目　的】　シルバー人材センター事業は、高齢者の社会参加、健康の増進、生きがいの確保を目指し設置運営され、もって在宅高齢者の福祉の向上をはかることを目的とする。

【現　状】　令和４年度の会員数は２８３人、平均年齢は７６．６歳、入会率は６０歳以上人口の約１．５パーセントとなっている。

（単位：人）

会員年齢別内訳	６０歳未満	６０～６４歳	６５～６９歳	７０～７４歳	７５歳以上	計	平均年齢
男	０	７	１５	３４	１０６	１６２	７６．７
女	０	５	８	３１	７７	１２１	７６．４
計	０	１２	２３	６５	１８３	２８３	７６．６

【事業概要】　（公社）熱海市シルバー人材センターは、概ね６０歳以上の者が年間会費２，５００円をもって会員となり、人材センターで引き受けた仕事（請負委託、派遣）に会員のそれぞれが従事し、その対価を受けるもの。

〔センターの会員の仕事〕

○　清掃、除草、植木の手入れ
○　簡単な大工仕事、修理、修繕
○　一般家庭内の清掃、調理
○　販売
○　墓地清掃
○　施設管理、交通量調査
○　一般事務、筆記、筆耕

【実施主体】　（公社）熱海市シルバー人材センター

【所 在 地】　熱海市中央町１－２６　熱海市総合福祉センター内　TEL０５５７－８１－９３０１

【開始年度】　昭和６０年　３月２９日　設立

平成　２年　７月　５日　社団法人認可

平成２４年　４月　１日　公益社団法人へ移行

【令和５年度予算額】　８，６００千円

シルバー人材センター運営費補助金　８，６００千円

【行政実績】（熱海市と連合会の補助金合計）　（単位：千円）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
運営費補助金	１７，２００	１７，２００	１７，２００	１７，２００	１７，２００

【センター実績】

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
会 員 数	304人	311人	300人	273人	283人
就業者数	237人	242人	213人	205人	204人
就 業 率	78.0%	77.8%	71.0%	75.1%	72.1%
就業件数	1,511件	1,476件	1,287件	1,333件	1,311件
就業延べ人員	26,253人	24,544人	20,590人	20,487人	20,937人
配 分 金	111,074千円	106,050千円	92,089千円	98,489千円	102,226千円

６．高齢者世帯の状況

（１）高齢者福祉行政の基礎調査（熱海市の状況）

【調査の目的】　静岡県独自の調査で、毎年県下一斉に実施されるもので、高齢者数と高齢者の世帯状況を把握することにより、今後の高齢者福祉行政の推進のための基礎資料とすることを目的とする。

【調査基準日】　令和５年４月１日

【調査区分項目】　①　子等との同居世帯の高齢者

②　ひとり暮らし高齢者提供

③　夫婦のみ世帯の高齢者（夫婦とも６５歳以上）

④　その他の高齢者のみの世帯の高齢者（６５歳以上の親子・兄弟等）

（単位：人、世帯）

区　分	６５～６９歳	７０～７４歳	７５～７９歳	８０～８４歳	８５～８９歳	９０～９４歳	９５～９９歳	１００歳以上	合計	世帯数
子等との同居	828	715	648	548	352	139	25	8	3,263	1,670
ひとり暮らし	989	1,462	1,517	1,456	1,197	692	239	40	7,592	7,592
夫婦のみ	679	1,345	1,503	1,110	546	183	31	7	5,404	2,702
その他高齢者世帯	131	205	31	18	19	6	6	0	416	135
合計	2,627	3,727	3,699	3,132	2,114	1,020	301	55	16,675	12,099

（※平成25年度から外国人人口を含む）

第　３　章

生活保護

第３章　生　活　保　護

１．生　活　保　護

(1)　生活保護とは

給与や年金、手当等の収入が国の定めた最低生活費を下回り、自分の資産や他の制度を利用しても生活の維持ができない世帯に対して、日本国憲法第２５条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自立した生活が送れるように支援することを目的とした制度です。

【手続きの流れ】

①　相　談

生活に困窮し誰かに相談したい、生活保護制度について知りたいなどお悩みやお困りのことがあれば、福祉事務所内「社会福祉課生活保護室」にご相談ください。

生活保護制度の他、他の利用できる制度について、ご案内します。

⇓

②　申　請

生活保護を利用するには、基本的にご本人による申請が必要ですが、ご事情によりご本人による申請ができない場合は、ご親族による申請も可能です。

⇓

③　調査・審査

申請を受けて、地区担当員（ケースワーカー）が生活状況や収入・資産状況の他、お住まいの状況を調査します。

また、ご家族、ご親族に対しては、援助意思を確認する扶養照会を行い、生活保護を受けるための要件が満たされているか調査・審査します。

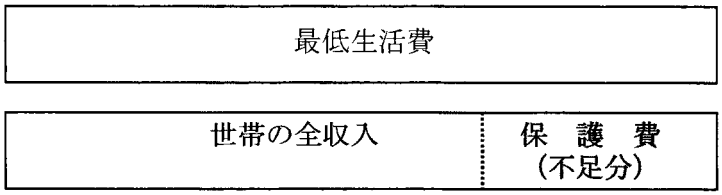
⇓

④　決　定

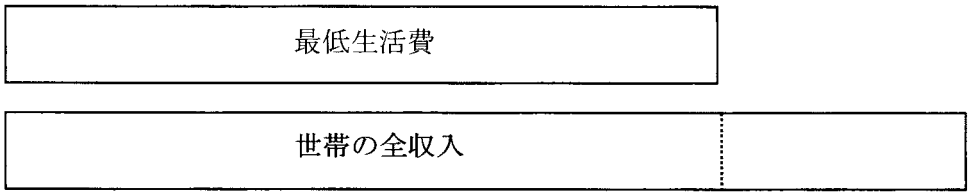
審査の結果、生活保護の利用の可否を通知します。

生活保護が開始されると、保護費の支給や支援が始まり、地区担当員（ケースワーカー）が定期的又は必要に応じたご自宅訪問や、福祉事務所内で面談による状況確認を行います。

【生活保護を受けられる場合】



【生活保護を受けられない場合】



【保護の種類】

ア．生活扶助

日常生活を営む上で必要な食費や光熱水費の他、被服等身の回りの物品に係る費用　等

イ．住宅扶助

家賃や、住宅補修費用　等

ウ．教育扶助

義務教育就学中の児童、生徒の学用品、通学用品、学校給食、その他義務教育修学費用　等

エ．介護扶助

介護サービスを利用するための費用　等

オ．医療扶助

診療、治療、メガネ・コルセット等の費用　等

カ．出産扶助

出産時の入院、衛生材料等の費用　等

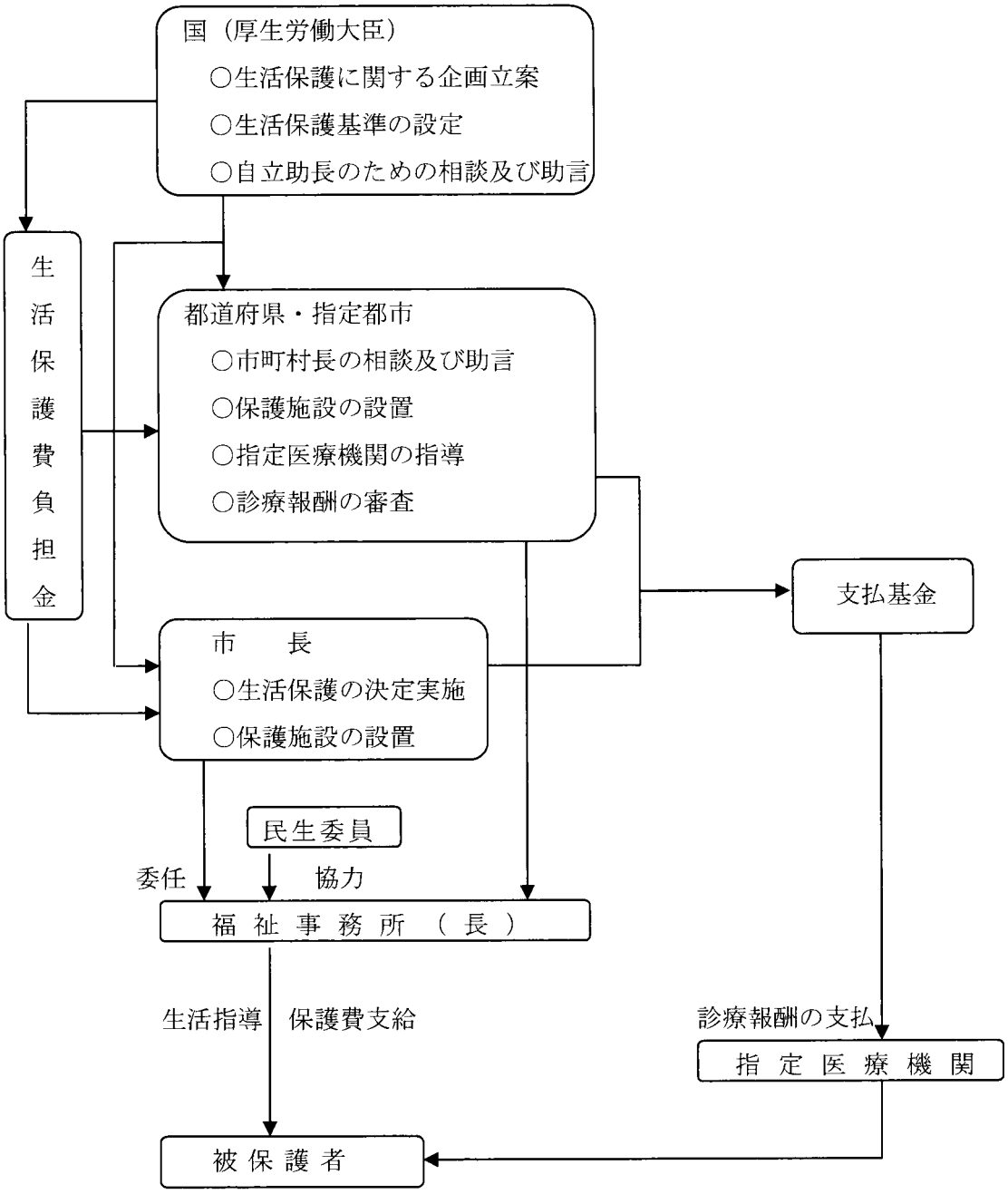
キ．生業扶助

小規模な事業開始時や技能習得のための費用　等

ク．葬祭扶助

遺体の搬送、火葬その他葬祭に必要な費用　等

【生活保護制度の仕組み】


国（厚生労働大臣）
○生活保護に関する企画立案
○生活保護基準の設定
○自立助長のための相談及び助言
生活保護費負担金
都道府県・指定都市
○市町村長の相談及び助言
○保護施設の設置
○指定医療機関の指導
○診療報酬の審査
支払基金
市　長
○生活保護の決定実施
○保護施設の設置
民生委員
委任
協力
福祉事務所（長）
生活指導
保護費支給
診療報酬の支払
指定医療機関
被保護者

【保護事業の状況】

① 保護の実施状況　　（単位：人、世帯、千円）

区分		平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
生活扶助	延人員	6,548	6,485	6,389	6,026	5,704
	延世帯	6,032	5,978	5,854	5,551	5,340
	金　額	316,311	317,345	313,411	299,076	285,856
住宅扶助	延人員	6,095	6,071	6,176	6,036	5,717
	延世帯	5,613	5,626	5,693	5,589	5,371
	金　額	166,578	169,660	170,585	168,008	161,945
教育扶助	延人員	24	24	24	24	13
	延世帯	12	12	12	12	13
	金　額	107	111	218	230	134
介護扶助	延人員	2,342	2,392	2,492	2,591	2,525
	延世帯	2,325	2,359	2,443	2,533	2,492
	金　額	28,663	31,057	38,881	49,152	53,227
医療扶助	延人員	6,708	6,684	6,645	6,326	6,106
	延世帯	6,167	6,170	6,177	5,924	5,776
	金　額	644,762	682,850	687,490	688,925	559,305
出産扶助	延人員	0	0	0	0	0
	延世帯	0	0	0	0	0
	金　額	0	0	0	0	0
生業扶助	延人員	55	58	34	14	12
	延世帯	55	47	34	13	12
	金　額	841	886	338	160	64
葬祭扶助	延人員	49	50	35	50	22
	延世帯	48	50	35	50	22
	金　額	2,215	2,469	1,926	2,828	3,168
就労自立給付金	延人員	0	0	1	0	0
	延世帯	0	0	1	0	0
	金　額	0	0	19	0	0
進学準備給付金	延人員	0	1	2	1	0
	延世帯	0	1	2	1	0
	金　額	0	300	200	100	0
施設事務費	延人員	0	0	0	0	0
	延世帯	0	0	0	0	0
	金　額	0	0	0	0	0
合　計	延人員	21,821	21,765	21,798	21,068	20,099
	延世帯	20,252	20,243	20,251	19,673	19,026
	金　額	1,159,477	1,204,678	1,213,068	1,208,479	1,063,699

※補助率：国 3／4

② 被保護世帯、人員の推移　　（単位：世帯、人、％）

区　　分		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
被保護延世帯数		6,620	6,578	6,645	6,549	6,300
指数		100.0	99.4	100.4	98.9	95.2
被保護延人員		7,209	7,188	7,248	7,137	6,578
指数		100.0	99.7	100.5	99.0	91.2
保護率 人口百人比	熱海市平均	1.63	1.61	1.67	1.65	1.72
	県内市部平均（除政令市）	0.67	0.67	0.70	0.73	0.74
	県平均	0.85	0.85	0.87	0.89	0.91

※世帯数、人員は、停止中を含む。（指数は平成３０年度を１００とする。）

③ 世帯類型別の状況（延世帯数）　　（単位：世帯）

区　　分		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
単身者世帯	高齢者	5,178	5,141	5,197	5,038	4,901
	傷病障害	570	576	536	599	620
	その他	305	297	351	305	274
	小　計	6,053	6,014	6,084	5,942	5,795
２人以上の世　帯	高齢者	301	287	274	290	214
	傷病障害	69	104	105	97	106
	母　子	49	36	35	24	24
	その他	121	104	129	115	86
	小　計	540	531	543	526	430
合　　計		6,593	6,545	6,627	6,468	6,225
世帯割合	高齢者	83%	83%	83%	82%	82%
	傷病障害	10%	10%	10%	11%	12%
	母　子	1%	1%	1%	0%	0%
	その他	6%	6%	7%	6%	6%

※保護停止中を含まない。

④ 医療扶助の実施状況（延人員）　　（単位：人）

区　　分		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
入　院	精　神	107	90	102	92	95
	その他	437	438	409	347	312
	小　計	544	528	511	439	407
入院外	その他	6,164	6,156	6,134	5,887	5,699
合　　計		6,708	6,684	6,645	6,326	6,106

⑤ 介護扶助の実施状況（延人員）　　（単位：人）

区　　分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
施　　設	126	133	108	117	113
居　　宅	2,216	2,259	2,380	2,471	2,198
合　　計	2,342	2,392	2,488	2,588	2,311

⑥ 保護の開始、廃止の状況　　（単位：件）

区　　分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
申　請　件　数	90	95	102	81	85
却　下　件　数	8	3	6	9	5
取　下　件　数	3	3	2	0	1
開　始　件　数	74	95	95	76	72
廃　止　件　数	85	96	77	104	84

（２）行旅病人、行旅死亡人取扱い事業

【行旅病人、行旅死亡人取扱い状況】

行旅者、居所のない（不明）者であって引取者、救護者のない者（行旅病人）に対する救護費用及び、旅行の途中死亡した扶養義務者のない者（行旅死亡人）に対する葬祭等に必要な費用。

１　行旅病人取扱い状況　　（単位：人、円）

区　分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
人　員	1	1	0	2	1
金　額	31,190	41,800	0	204,160	41,020

※補助率:県10／10

２　行旅死亡人取扱い状況　　（単位：人、円）

区　分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
人　員	2	2	2	2	4
金　額	285,800	177,876	253,710	269,207	464,197

※補助率：県 10／10

２．　生活困窮者自立支援

（１）生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう包括的、継続的に各種事業を実施しています。

① 自立相談支援事業

専門の相談員がお困りごとを整理したうえで、それぞれの方にあった支援プランを作成し、他の機関と連携して自立に向けた支援を行います。

② 住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に、就職に向けた活動をすることを条件に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給することで、就労機会の確保に向けた支援を行います。

③ 就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」などの理由で早期の就労に不安がある方に６カ月から１年の間、支援プログラムにそって、一般就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

④ 家計改善支援事業

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える方からの相談に応じ、支援員が改善のアドバイス、貸付制度や関係機関の紹介などを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援を行います。

⑤ 一時生活支援事業

仕事と住まいを失った方のうち、就労意欲がある方に対して、一定期間、宿泊場所や衣食を提供しながら、就労を中心とした自立を支援します。

３．婦　人　保　護

（１）女性相談事業

女性のいろいろな悩み事（夫やパートナー等からの暴力、離婚や経済問題等）について、女性の相談員が相談をお伺いし、問題解決に必要なアドバイス及び一時保護や収容保護事業を実施しています。

活動実績　（単位：人）

区　　分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
保護施設収容	0	0	1	0	0
家庭への送還	0	0	0	0	0
関係機関へ移送	0	0	0	0	0
助言・指導	40	24	50	34	37
そ　の　他	3	4	14	14	11
合　　計	43	28	65	48	48

※補助率：国 1／2

第　4　章

障がい福祉

第４章　障がい福祉

１．身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の福祉

（１）身体障がい者福祉の基礎資料

○　身体障害者手帳について

身体障害者福祉法による援助を受けるには、身体障害者手帳を所有することが必要であり、この手帳は、一定以上の永続する障がいのある者に限り、法の定める身体障がい者の証票として交付されます。

○　身体障害者手帳所持者数　（）は、１８歳未満の者　　（単位：人）

障がい種別	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
視覚障がい	(0)　120	(0)　115	(0)　112	(0)　113	(0)　112
聴覚・平衡感覚機能障がい	(0)　159	(0)　157	(0)　155	(0)　155	(0)　162
音声・言語機能障がい	(0)　19	(0)　14	(0)　13	(0)　14	(0)　17
肢体不自由	(5)　859	(4)　835	(4)　791	(4)　759	(4)　722
内部障がい	(3)　548	(2)　556	(2)　565	(2)　580	(2)　561
合計	(8)　1,705	(6)　1,677	(6)　1,636	(6)　1,621	(6)　1,574

○　施設入所している身体障がい者の数（令和５年４月１日現在）

障がい者支援施設　１１施設　２４人

○　身体障がい者の団体　熱海市身体障害者福祉会

会員数　７８名

（２）知的障がい者福祉の基礎資料

○　療育手帳について

知的障がい者の方々に、一貫した相談及び支援を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくするため、療育手帳の交付制度があります。

○　療育手帳所持者数　（単位：人）

障がい種別	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
A（重度）	７７	７６	７８	７５	７６
B（中軽度）	１６８	１７１	１７４	１８０	１８４
合計	２４５	２４７	２５２	２５５	２６０

○　施設入所している知的障がい者の数（令和５年４月１日現在）

障がい者支援施設　１８施設　３１人

○　知的障がい者（児）の団体

熱海市手をつなぐ育成会　会員数２４人

（３）精神障がい者福祉の基礎資料

○　精神障害者保健福祉手帳について

精神障がいのある方々が、社会復帰や社会参加のために各種サービスを受けやすくするため、精神障害者保健福祉手帳の交付制度があります。

○　精神障害者保健福祉手帳所持者数　（単位：人）

障がい種別	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
１級	２１	２２	２０	２０	１３
２級	１４０	１５３	１３４	１５２	１６６
３級	６５	７３	６６	７８	７１
合計	２２６	２４８	２２０	２５０	２５０

○　施設入所している精神障がい者の数（令和５年４月１日現在）

障がい者支援施設　０施設　０人

（４）障がい福祉制度の基礎資料

期　間	制　度	制度の概要
平成１４年度まで	措置制度	行政が職権でサービスの必要性を判断し、サービスの種類・提供場所などを決定
平成１５～１７年度	支援費制度	利用者がサービスを選択、提供者と契約、その利用料金に行政が支援する制度

平成１８～２４年度	障害者自立支援法	・３障がいの一元化 ・３３種類の施設体系を６事業に再編 ・地域生活支援事業等を創設 ・支給決定の明確・透明化（障害程度区分導入）
平成２５年度～	障害者総合支援法	・障がい者の範囲に新たに難病等を追加 ・「障害程度区分」から「障害支援区分」へ名称変更（平成２６年４月１日施行） ・共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合（平成２６年４月１日施行）

（５）障がい者（児）施設の基礎資料

○　市内の障がい者施設

① 生活介護施設（通所）「陽光の園」

旧知的障害者授産施設

【施設概要】　所　在　地　　熱海市緑ガ丘町１３－１２
設置・経営主体　　（福）緑葉会
開所年月日　　平成２年４月１日
定　　員　　３０名（令和５年４月１日　熱海市通所者２４名）

② 就労継続支援（Ｂ型）施設（通所）「心象めぐみ会共同作業所」

旧精神障害者共同作業所

【施設概要】　所　在　地　　熱海市伊豆山３４０－１
開所年月日　　平成６年１０月１日
設置・経営主体　　（特非）めぐみ会
平成２０年４月１日設立登記
定　　員　　２０名（令和５年４月１日　熱海市通所者１４名）

③ 就労継続支援（Ｂ型）施設（通所）「熱海ふれあい作業所」

旧心身障害者小規模授産所

【施設概要】　所　在　地　　熱海市網代５２９－８４
設置年月日　　昭和６２年１０月１日
設置・経営主体　　（特非）熱海ふれあい作業所
平成２０年２月１日設立登記
定　　員　　２０名（令和５年４月１日　熱海市通所者２０名）

④ 共同生活援助施設「ハーバー泉」

【施設概要】　所　在　地　　熱海市泉３５－４　凡土山荘２階
事業開始日　　平成２４年８月１日
設置・経営主体　　（一社）神奈川県生活サポート
定　　員　　７名（令和５年４月１日　熱海市利用者３名）

【バックアップ施設】　（特非）湯河原町地域作業所たんぽぽ

⑤ 共同生活援助施設「にじいろ　あお」

【施設概要】　所　在　地　　熱海市下多賀８３８　リバーサイド８３８
事業開始日　　平成２８年４月１日
設置・経営主体　　（特非）　熱海ふれあい作業所
定　　員　　４名（令和５年４月１日　熱海市利用者４名）

○　市内の障がい児施設

① 放課後等デイサービス（通所）「熱海ひかり」

【施設概要】　所　在　地　　熱海市清水町１８－３　２F
事業開始日　　平成２８年６月１日
設置・経営主体　　（特非）　障害福祉支援もえぎ
定　　員　　１０名（令和５年４月１日　熱海市利用者２５名）

② 児童発達支援・保育所等訪問支援・障がい児相談支援
（通所）「熱海市児童発達支援センター」

【施設概要】　所　在　地　　熱海市上多賀７３０－２
事業開始日　　平成３１年４月１日
設　　置　　熱海市
指定管理者　　（特非）　エシカファーム
定　　員　　２０名（児童発達支援）
（令和５年４月１日　熱海市利用者６名）

○　障がい者支援施設等入所・入居状況

障がい者支援施設　　令和５年４月１日現在

	施設名	所在地	入所者数
1	中伊豆ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ伊東の丘いずみ	伊東市岡 1349-3	6
2	伊豆ライフケアホーム	田方郡函南町平井 717-2	2
3	中伊豆ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰわかば	伊豆市冷川 1523-108	3
4	中伊豆ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰさわらび	伊豆市冷川 1523-108	2
5	ワークスとおがさ	沼津市宮本 5-2	2
6	三和荘	富士宮市北山字坂下上 7418-10	2
7	百花園	静岡市清水区中河内 2780	1
8	伊豆ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ	田方郡函南町平井 717-2	1
9	厚生寮	浜松市浜北区於呂 4201-12	1
10	三幸協同製作所	浜松市北区三幸町 320-1	1
11	百花園宮前ロッヂ	静岡市清水区楠 150-1	3
12	水明苑	山形県北村山郡大石田町大字横山 4042-3	1
13	沼南育成園	柏市大津ヶ丘 2-19-5	1
14	虹の家	相模原市下溝 4410	1
15	碧の園	伊東市荻 578-3	4
16	伊豆つくし学園	下田市加増野 375-1	1
17	きぼうの里	富士市大渕字鳥追窪 14283-1	2
18	駿東学園	駿東郡小山町吉久保 1050	6
19	さつき学園	御殿場市神山 1925-322	1
20	みはらしの里	三島市字笹原新田 4745	3
21	沼津のぞみの里	沼津市西椎路 659-2	1
22	悠雲寮	駿東郡長泉町下長窪字鉄平 1122-2	1
23	富岳の郷	御殿場市二子 525-4	1
24	あまぎ学園	沼津市宮本 5-2	2
25	ワークスうしぶせ	沼津市宮本５－２	2
26	静岡県立富士見学園	富士市大渕２１５８	1
	合計		５２

共同生活援助（グループホーム）　　令和５年４月１日現在

	施設名	所在地	入所者数
1	にじいろ　あお	熱海市下多賀 838　リバーサイド 838	4
2	ハーバー泉	熱海市泉 35-4　凡土山荘２階	3
3	コルティーホ	伊東市岡 1244-14	2
4	さくらグループ	伊東市玖須美元和田 727-214	7
5	太陽の丘グループホーム第１事業所	沼津市宮本 5-2	1
6	太陽の丘グループホーム第３事業所	沼津市原 1418-48	3
7	太陽の丘グループホーム第５事業所	沼津市西椎路 218-1	1
8	はまゆう寮	沼津市中瀬町 17-11	1
9	カノアハウス	沼津市石川 282-4 第１のぼりマンション 110	1
10	アソシエ原町中ひまわり	沼津市原町中２丁目 14-9	1
11	悠雲の家	駿東郡長泉町南一色 417-1	2
12	ｿｰｼｬﾙｲﾝｸﾙｰﾎｰﾑ御殿場新橋	御殿場市新橋 1393-1	2
13	やまいも	御殿場市保土沢 1080-78	1
14	ふじの郷けやき坂	御殿場市神山 1558-2	1
15	グループホーム新富士寮	富士市横割５丁目 1-27	1
16	ＭＳ相模原	相模原市中央区横山台１丁目 34-19	1
17	フリーブ甘沼	神奈川県茅ヶ崎市甘沼 658	1
18	あそしえみしま	三島市加茂川町 4096-1　ﾀﾌﾞﾛｺｰﾄ 101	1
19	のぞみの家	沼津市西添町１５－２	1
20	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑめぐみＡ棟	沼津市本郷３８－６	2
21	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑふわふわ沼津西沢田	沼津市西沢田字中村７２６－７	2
	合計		３９

２．身体、知的障がい者福祉

（１）福祉有償運送運営協議会事業

【目　　的】　介護を必要とする高齢者や障がい者を対象に、福祉サービス事業者等が実費の範囲内で、事業所の車両を運転して行う個別輸送サービス事業について運営協議会で必要性や運送対価等を協議するもの。

【行政実績】　令和４年度　開催回数　０回

【令和５年度予算額】　５２千円

【根拠法令等】　熱海市福祉有償運送運営協議会設置要綱
（平成１８年６月２９日告示第８８号）

（２）障がい者地区相談員事業

【目　　的】　障がいのある方の相談に応じ必要な指導を行うと共に、障がい者に係る地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力及び障がい者への援護の普及を図る。

【業務内容】　① 障がい者地域活動の中核体となり、その活動の推進を図る。
② 障がいのある者の更生援護に関する相談に応じ必要な指導を行う。
③ 障がいのある者の更生援護につき、関係機関の業務に協力する。
④ 障がいのある者に対する住民の認識と理解を図るため、関係団体等との連携を図って、援護の普及に努める。
⑤ その他前各号に付帯する業務を行う。

【相談員資格】　熱海市身体障害者福祉会長及び熱海市手をつなぐ育成会長の意見を参考にして、人格識見が高く、社会的信望があり、障がいのある者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、その地域の実情に精通している者であって、原則として身体障がい者又は、知的障がい者の家族等のうちから適当と認められる者を推薦するものとする。

【相談員任期】　２年（身障６名、知的１名）

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和５２年度

【補 助 率】　市単独事業

【令和５年度予算額】　１７３千円

【行政実績】　（単位：千円、件）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	１７３	１７３	１７３	１７３	１７３
決算額	１７３	１７３	１７３	１７３	１７３
相談件数	９８	７９	１０４	１０８	９３

【根拠法令等】　熱海市身体障害者地区相談員及び知的障害者地区相談員設置要綱
（平成１７年告示第３８号）

（３）在宅給食サービス事業

【目　　的】　在宅で調理が困難な身体障がい者に対し、給食サービスを提供することにより、食生活の改善と生活の質の確保を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

【対 象 者】　身体障がい者

【現　　状】　委託業者により、月曜日から土曜日のうち、週４回までで希望する日に配送による給食サービスを行っている。
この利用については、申請により利用決定を行っているが、利用者については、給食の原材料費分として実費相当額２５０円の負担をすることとなっている。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成７年度

【補 助 率】　市単独事業

【令和５年度予算額】　２３１千円

【行政実績】　（単位：千円、件）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	２６９	２９１	３００	２７７	２９６
決算額	８２	９４	１１９	１１１	１２８
件　数	３７９	２９７	３６９	２８９	４２５

【根拠法令等】　熱海市在宅高齢者等給食サービス事業実施要綱（平成６年告示第８号）

（４）特別障害者手当等支給事業

【目　　的】　在宅の重度障がい者（児）に対し、その重度の障がいゆえに生じる特別の負担の軽減を図る一助として手当を支給し、重度障がい者の福祉向上を図る。

【対 象 者】　㋐ 20 歳以上の重度障がい者・・・特別障害者手当
㋑ 20 歳未満の重度障がい児・・・障害児福祉手当

㋐ 旧福祉手当の受給者・・・経過措置福祉手当（当分の間）

【事業内容】　支給金額　・特別障害者手当・・・月額　２７，３５０円

障害児、経過措置福祉手当・・・・月額　１４，８８０円

支給制限　・本人及び扶養義務者の所得が限度額を超えたとき。

・福祉施設へ入所又は３カ月以上病院に入院したとき。

【実施主体】　国・市

【開始年度】　昭和６１年度

【補助率】　国　3/4　市　1/4

【令和５年度予算額】　１３，２２０千円

【行政実績】　（単位：千円）

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
特別障害者手当	276件 27人 7,430	343件 34人 9,315	319件 30人 8,717	346件 34人 9,463	380件 38件 10,377
障害児福祉手当	112件 12人 1,640	75件 8人 1,108	71件 8人 1,055	76件 9人 1,131	77件 7人 1,144
経過的福祉手当	12件 1人 176	12件 1人 177	12件 1人 179	12件 1人 179	12件 1人 179
合計	400件 40人 9,246	430件 43人 11,600	402件 39人 9,951	434件 44人 10,773	469件 46人 11,700

【根拠法令等】　熱海市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱要綱

（昭和６１年告示第３０号）

（５）重度心身障害者タクシー利用料金助成事業

【目　　的】　重度心身障がい者（児）に対し、タクシー利用料金の一部を助成することにより日常生活の利便及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

【事業内容】　身体障害者手帳１、２級の者及び精神保健福祉手帳１、２級の者、療育手帳Ａの者に対し小型・中型タクシー基本料金相当額を助成する（１冊 基本料金相当分２８枚綴・１回４枚まで使用できる）。ただし、自動車税及び軽自動車税の減免を受けている者又は施設入所者は、助成対象者から除く。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成３年度

【補 助 率】　市単独事業

【令和５年度予算額】　８，５００千円

【行政実績】　（単位：千円、枚、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	８，０９４	８，０９４	８，４００	８，３２３	９，０００
決算額	７，９０６	８，１０６	７，８８６	８，１７５	７，８６３
利用件数	１０，２１９	１０，２４０	１２，７５９	１３，２７３	１２，９５６
対象者	７２６	７４２	９３０	７９４	８１７

【根拠法令等】　熱海市重度心身障害者タクシー利用料金助成要綱
（平成３年告示第１１号）

（６）重度身体障害者紙おむつ支給事業

【目　　的】　重度身体障がい者に対し、紙おむつを支給することによって当該重度身体障がい者の快適な日常生活の維持、衛生管理及び介護に当たる家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

【対 象 者】　身体障害者手帳１、２級の者で、かつ失禁状態にある者。

【現　　状】　１カ月につき４，０００円分の紙おむつ券を配布している。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成２年度

【補 助 率】　市単独事業

【令和５年度予算額】　８１６千円

【行政実績】　（単位：人、枚）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
利用者数	２８	２３	１６	１９	１５
利用枚数	１，７７７	１，８９４	１，３７１	１，４８６	１，３９１

【根拠法令等】　熱海市重度身体障害者紙おむつ支給事業実施要綱
（平成１２年告示第２２号）

（７）心身障害者扶養共済制度

【目　　的】　心身障がい者の保護者の相互扶助に基づき、保護者が死亡又は重度障がいとなった後の心身障がい者に年金を支給し、その将来に対し保護者のいだく不安の軽減を図る。

【事業内容】　・掛金の徴収（月毎）
・掛金の助成（一口目の掛金の　１/３を助成）
・年金の給付（一口月額　２万円）
・弔慰金支給（障がい者が先に死亡した場合）

・掛金の減免制度もあります

【実施主体】　県・市

【開始年度】　昭和４４年度

【補 助 率】　県　１０/１０（事務費を補助）

【令和５年度予算額】　負担金　２，６９４千円　　交付金　７，６８０千円

（掛金収入２，１８５千円　　年金　７，６８０千円）

【行政実績】　（単位：千円、件）

区分		平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
負担金	予算額	２，８３８	３，５９６	３，１８１	３，１８１	３，１８１
	決算額	２，７１６	２，４７７	２，２６９	２，３６５	１，９２２
交付金	予算額	８，４００	８，４００	８，１６０	８，１６０	８，１６０
	決算額	７，７５０	７，２２０	７，９２０	７，４６０	７，７９５
	件　数	２８	２６	２８	２５	２８

【根拠法令等】　静岡県心身障害者扶養共済制度条例

（昭和４４年１２月１０日条例第４８号）

熱海市心身障害者扶養共済制度掛金助成要綱（平成６年告示第１４号）

（８）重度心身障害者介護手当支給事業

【目　　的】　在宅の重度心身障がい者の介護者に介護手当を支給し、その労をねぎらい併せて重度心身障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

【事業内容】　身体障害者手帳１級のうち肢体不自由者及び知的障がい者の療育手帳Ａの（６５歳未満交付者）者が、市内に３カ月以上在住し、その者と生計を共にする常時介護者に対して月額１０，０００円の介護手当を支給する。この手当の支給は、申請により支給の決定を行っているが、当該障がい者が施設に入所又は病院等へ入院している場合は支給しない。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和５７年度

【補 助 率】　市単独事業

【令和５年度予算額】　６，６００千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	７，２００	７，２００	７，５６０	７，４４０	６，７２０
決算額	６，１９０	６，７７０	６，６７０	６，３４０	５，８７０
支給人数	５８	６３	６１	５８	５５

【根拠法令等】　熱海市重度心身障害者介護手当支給要綱（平成１３年告示第７号）

（９）重症心身障害児童扶養手当支給事業

【目　　的】　精神又は身体に重度の障がいを有する児童の福祉の増進を図る。

【開　　始】　昭和４２年４月１日から実施（市単独事業）

【支給対象者】特別児童扶養手当等の支給に関する法律第２条第１項に該当する者（２０歳未満）の養育者。

【手当額及び支給方法】　手当は月額５，０００円、毎年６月及び１２月にそれぞれ前月までの分を支給する。

【令和５年度予算】　１，９８０千円

【支給の状況】　（単位：人、千円）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
実児童数	３９	３３	２８	３０	３１
金　　額	２，１３５	１，６９５	１，６００	１，７３５	１，７９０

【根拠法令等】　熱海市重症心身障害児童扶養手当に関する条例（昭和４２年４月１日条例第４号）

（１０）軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付事業

【目　　的】　身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入費等の一部を助成することにより、言語の習得や教育などにおける健全な発達を支援し、福祉の増進に寄与する。

【対 象 者】　熱海市に住所を有する１８歳未満の難聴児で、以下のいずれにも該当する者

ア　両耳の聴力レベルが３０デシベル以上の者であって、身体障害者手帳の交付対象とならない者

イ　指定の医療機関の専門医により、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると判断された者

＊　世帯の課税状況等により、給付制限あり

【助 成 額】　補聴器の購入費等の３分の２（１円未満切り上げ）

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成２５年

【補 助 率】　県１／２　市１／２

【令和５年度予算額】　７５千円

【行政実績】　（単位：人、千円）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
利用人数	0	0	0	0	0
金　　額	0	0	0	0	0

【根拠法令等】　熱海市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱
（平成２５年６月２７日告示第８０号）

（１１）小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

【目　　的】　小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童に対し、便器、特殊寝台、歩行支援用具、特殊マット、入浴補助用具、車いす等の日常生活用具を給付することにより、日常生活への便宜を図る。

【実施主体】　熱海市

【補 助 率】　県　１/２

【令和５年度予算額】　６１千円

【行政実績】　（単位：人、千円）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
利用人数	0	0	0	0	0
金額	0	0	0	0	0

【根拠法令等】熱海市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱
（平成１８年３月３１日告示第３０号）

（１２）特別児童扶養手当支給事業

【目　　的】　精神又は身体に障がいをもった児童を監護又は養育する方に、特別児童扶養手当を支給し、その児童の生活の向上に役立てることを目的とする。

【実施機関】　手当の認定・支給等の事務は、県知事が行うが、申請、届出の書類等は市長を経由して提出する。

【対象児童】　この手当の支給対象になる障がい児とは、満２０歳未満で法の別表に定める程度の障がいの状態にある者をいう。

【支給要件】　手当は、支給の対象となる障がい児を監護する父若しくは母、又は父母に代って児童を養育（児童と同居し、これを監護し、その生計を維持することをいう。）している者に支給する。

【支給制限】　次のいずれかに該当する場合は支給が制限される。

ア．児童がいずれかに該当するときは支給しない。

・日本国内に住所を有しないとき。

・障がいを支給事由とする年金給付を受けることができるとき。

イ．受給者（父母又は養育者）が日本国内に住所を有しないときは支給しない。

ウ．受給資格者若しくはその配偶者又はその扶養義務者（民法第 877 条第１項の者）の前年度の所得が基準額より上であるときは、その年の８月から翌年７月まで支給しない。

【費　　用】　国１０／１０

【支 給 額】　[令和４年度]

１級　５２，４００円　　２級　３４，９００円

【手当支給】　　原則として、１２月～３月分を４月に、４月から７月分を８月に、８月から１１月分を１１月に支給する。

【支給の状況】　　令和４年１２月３１日現在（単位：件）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
１　級	２１	１３	１０	１２	１１
２　級	１５	１３	１５	１６	１５
計	３６	２６	２５	２８	２６

【根拠法令等】　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）

３．介護給付（障害者総合支援法によるもの）

（１）居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、生活介護、施設入所支援、重度訪問介護、療養介護

【事業内容】　　障がいにより、日常生活を営むのに支障がある方に、生活上または療養上必要な介護を行う事業。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成１８年度

【補 助 率】　国　1/2　　県　1/4　　市　1/4

【令和５年度予算額】

居宅介護	３，１２４千円
行動援護	４，１７２千円
同行援護	２，６２１千円
短期入所	３，８２２千円
生活介護	２３４，７４３千円
施設入所支援	９７，４５０千円
重度訪問介護	０千円
療養介護	２３，１４１千円

【行政実績】

○居宅介護　（単位：千円、回、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	１１，６５３	７，５００	７，５００	３，８４０	３，１２４
決算額	６，７６４	５，４７３	２，９５４	３，５０５	３，１４２
派遣回数	１，７０９	１，１９９	７２２	８０８	７２６
利用実人員	３４	２２	１９	１６	１８

○行動援護　（単位：千円、回、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	３，６５５	４，４６５	３，９３２	４，７５０	４，１７２
決算額	４，２１６	３，６０４	４，１９３	４，７０１	４，２３８
派遣回数	１８０	１５２	１６７	１８０	１７８
利用実人員	６	６	５	５	５

○同行援護　（単位：千円、回、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	２，５６１	２，５００	２，６５２	２，５００	２，６２１
決算額	２，６５０	２，７１０	２，３６９	２，６９３	２，６４６
派遣回数	２６７	３０６	２９７	３１７	３０２
利用実人員	７	６	６	６	５

○短期入所　（単位：千円、日）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	２９，３２３	５，０００	５，０００	４，０００	３，８２２
決算額	３，８８７	３，９１３	１，９１１	２，９２３	２，６１９
利用日数	３９３	４１０	１８５	２０７	２６９

○生活介護　（単位：千円、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	２４５，４５１	２３７，０７５	２３５，０００	２４２，６３３	２３４，７４３
決算額	２３３，１７２	２３１，５０８	２２８，１０４	２２０，８６８	２２７，６９６
利用実人員	１００	９８	９４	９０	８９

○施設入所支援　（単位：千円、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	９６，８００	９５，８７５	９１，０００	９４，１７７	９７，４５０
決算額	９１，０９３	９０，９２３	９０，９７８	８９，２０３	９３，９０５
利用実人員	６４	６６	６１	５９	５８

○重度訪問介護　実績なし

○療養介護　　（単位：千円、人）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予 算 額	１４，９８３	１８，６５０	１９，７０６	２０，６７５	２３，１４１
決 算 額	１７，００９	１８，８２５	１８，９５３	２２，２６６	２２，３９６
利用実人員	6	6	6	7	7

４．訓練等給付（障害者総合支援法によるもの）

（１）就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、自立訓練、自立生活援助、就労定着支援

【事業内容】　障がい者が地域で生活を行うために必要な、身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う事業。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成１８年度

【補 助 率】　国　2/4　　県　1/4　　市　1/4

【令和５年度予算額】

就労移行支援	７，５９５千円
就労継続支援	１０３，５２７千円
（Ａ型とＢ型を合わせた予算）	
共同生活援助	７９，９６３千円
自立訓練（機能訓練）	３，７６２千円
自立訓練（生活訓練）	９，３２０千円
自立生活援助	１，２００千円
就労定着支援	１，２００千円

【行政実績】

○就労移行支援　　（単位：千円、人）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予 算 額	４，６０８	７，５００	９，９５９	７，０８８	７，５９５
決 算 額	７，５７１	９，５８２	６，２３３	５，７３８	７，４４９
利用実人数	6	8	5	5	4

○就労継続支援Ａ型（雇用型）　（単位：千円、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	８７，９４１	８７，２７９	８５，４１４	９７，４５９	１０３，５２７
決算額	７，８９７	１０，６５１	１１，９２２	１２，８７２	１３，２５２
利用実人数	６	８	８	９	１０

※予算額はＢ型と合わせた額。決算額は単独。

○就労継続支援Ｂ型（非雇用型）　（単位：千円、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	８７，９４１	８７，２７９	８５，４１４	９７，４５９	１０３，５２７
決算額	７６，６２９	７７，７７６	７８，５１７	８２，４７３	８８，８１９
利用実人数	６０	５４	６２	７０	６９

※予算額はＡ型と合わせた額。決算額は単独。

○共同生活援助（グループホーム）　（単位：千円、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	４６，９６０	４０，８６１	４３，６０４	６４，０００	７９，９６３
決算額	３７，３１５	４４，０９６	５７，９８７	６６，９９９	７４，０２３
利用実人数	３２	３１	３８	４２	４４

○自立訓練（機能訓練）　（単位：千円、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	２，４４０	２，００８	１，８００	１，８００	３，７６２
決算額	１，８０２	１１８	０	６２０	３，９９１
利用人数	１	１	０	１	２

○自立訓練（生活訓練）　（単位：千円、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	１８，９４１	７，３３８	６，０００	５，０００	９，３２０
決算額	３，６５０	１，９０２	４，４３５	４，４５３	８，６０９
利用人数	６	４	３	３	４

○自立生活援助　（単位：千円、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	１，２００	１，２００	１，２００	１，２００	１，２００
決算額	０	０	０	０	０
利用人数	０	０	０	０	０

○就労定着支援　　（単位：千円、人）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予 算 額	１，２００	１，２００	１，２００	１，２００	１，２００
決 算 額	0	0	0	0	0
利用人数	0	0	0	0	0

５．地域生活支援事業（障害者総合支援法によるもの）

（１）障害支援区分認定審査会運営事業

【目　　的】　障がい福祉サービスが必要な方のために、専門の知識をもった委員が、総合的に支援区分を判定するもの。

【令和５年度予算額】　７０４千円

【行政実績】　令和４年度　開催回数　７回　　審査判定件数　５４件

【根拠法令等】　熱海市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例（平成１８年３月２３日条例第６号）

（２）手話奉仕員養成等事業

【目　　的】　手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成することを目的とする。

【実施主体】　熱海市

【補 助 率】　国　１/２　　県　１/４　　市　１/４（国県負担上限有り）

【令和５年度予算額】　５９８千円

【行政実績】　令和４年度　開催回数　４６回（受講者数　１５人）

（３）手話通訳者派遣事業

【目　　的】　聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者と健聴者が意思の疎通を図るうえで支障がある場合に手話通訳者を派遣し、意思伝達の手段を確保する事により、聴覚障がい者等の利便を図るもの。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和５４年度（平成１８年度から地域生活支援事業に移行）

【補 助 率】　国　１/２　　県　１/４　　市　１/４（国県負担上限有り）

【令和５年度予算額】　７７７千円

【行政実績】　手話通訳登録者　３人　　（単位：千円、件、時間）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予 算 額	８０２	８０２	３９５	３５７	５７１
決 算 額	１５３	２６１	４５８	７５３	７２０
市 役 所	4	4	5	5	6
福　　祉	0	6	0	0	0
施　　設	1	0	1	0	0
病 院 等	７６	９４	８３	１０２	１１１
事 業 所	１５	1	0	1	0
そ の 他	２６	２５	7	5	9
派遣回数	１２２	１３０	９６	１１３	１２６
時 間 数	２１０	１８７	１８８	１６０	２５５

【根拠法令等】　熱海市手話通訳者派遣事業実施要綱（平成１６年告示第９号）

（４）手話通訳者の設置

【目　　的】　障がい福祉室窓口に手話通訳者を設置し、聴覚障がい者及び聴覚障がい者とコミュニケーションを図る方の意志疎通支援を行うことを目的とする。

【実施主体】　熱海市

【補 助 率】　国　1／2　　県　1／4　　市　1／4（国県負担上限有り）

【令和５年度予算額】　※令和２年度から秘書広報課予算

【行政実績】　令和４年度　支援件数　１８５回

（５）要約筆記者の派遣事業

【目　　的】　聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者と健聴者が意思の疎通を図るうえで支障がある場合に要約筆記者を派遣し、意志伝達の手段を確保する事により、聴覚障がい者等の利便を図るもの。

【実施主体】　熱海市

【補 助 率】　国　1／2　　県　1／4　　市　1／4（国県負担上限有り）

【令和５年度予算額】　５０千円

【行政実績】　令和４年度　支援件数　０回

（６）移動支援事業

【目　　的】　障がいのある方が、円滑に外出できるよう、移動を支援する。

【実施主体】　熱海市

【委 託 先】　（福）熱海市社会福祉協議会（熱海市）、
（株）スルガケアサービス（熱海市）、（有）伊豆介護センター（熱海市）、
（福）城ヶ崎いこいの里（伊東市）、（福）春栄会（下田市）
（特非）湯河原地域作業所たんぽぽ（湯河原町）
（特非）シー・ディー・シー（清水町）
（株）エイチ・エス・エー（小田原市）

【開始年度】　平成１８年度

【補 助 率】　国 1/2　県 1/4　市 1/4（国県負担上限有り）

【令和５年度予算額】　６３３千円

【根拠法令等】　熱海市地域生活支援事業実施要綱（平成 20 年告示第 3 号）

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	１，０００	１，０００	８００	８００	８００
決算額	６７５	８５５	５３９	５０６	４８４
利用実人数	１１	9	8	8	7

（７）日中一時支援事業

【目　　的】　障がい者等の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図る。

【実施主体】　熱海市

【委 託 先】　（福）城ヶ崎いこいの里（伊東市）、（福）輝望会（沼津市）
（福）共済福祉会（函南町）、済生会（静岡市）、（福）素心会（大磯町）
（特非）エシカファーム（三島市）、
（特非）リベラヒューマンサポート（三島市）、（福）緑葉会（熱海市）
（特非）地域生活・就労サポートセンターすう（伊東市）
（同）満元（三島市）、（福）共生会（沼津市）
（一社）ひかり（伊東市）※R4.11 月閉鎖

【開始年度】　平成１８年度

【補 助 率】　国 1/2　県 1/4　市 1/4（国県負担上限有り）

【令和５年度予算額】　９９８千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	１，０００	３，６０６	１，６２９	１，４１５	１，２４１
決算額	４２９	６０５	６０７	５７５	５６５
利用実人数	5	１６	１３	１３	１２

【根拠法令等】　熱海市地域生活支援事業実施要綱（平成２０年告示第３号）

（８）重度身体障害者訪問入浴サービス事業

【目　　的】　在宅の重度身体障がい者を入浴させるのが困難な家庭に対し、入浴サービスを行うことで、重度身体障がい者の福祉の増進を図る。

【実施主体】　熱海市

【委 託 先】　㈱ティー・シー・エス（平塚市）、㈱湯らっくす（熱海市）、
アサヒサンクリーン㈱（静岡市）

【開始年度】　平成７年度

【補 助 率】　国　１/２　　県　１/４　　市　１/４（国県負担上限有り）

【令和５年度予算額】　３，６００千円

【行政実績】　（単位：千円、件、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	９，６１８	８，４１８	６，０００	５，４００	４，８００
決算額	３，２６３	２，８３４	２，５３４	２，７３０	２，９２５
件　数	２７０	２３６	２０８	２１９	２３４
利用実人員	5	4	4	4	4

【根拠法令等】　熱海市地域生活支援事業実施要綱（平成２０年告示第３号）

（９）障がい者スポーツ大会事業

【目　　的】　障がい者スポーツの振興を図るとともに、あらゆる障がいを乗り越えた障がい者相互の親睦と地域の障がい者福祉への理解と協力を深め、熱海市の福祉の向上と障がい者の社会参加を促進する。

【実施主体】　熱海市

【委 託 先】　熱海市身体障害者福祉会

【開始年度】　平成１８年度から地域生活支援事業に移行

【補 助 率】　国　１/２　　県　１/４　　市　１/４（国県負担上限有り）

【令和５年度予算額】　２８５千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	２８５	２８５	２８５	２８５	２８５
決算額	２８５	２８５	0	0	0
参加者数	１６９	１６８	0	0	0

※令和２年度から令和４年度については、新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から開催を中止した。

（１０）地域活動支援センター等事業

【目　　的】　障がい者の創作的活動、生産活動等及び相談支援により社会との交流等を促進する。

○身体障がい者関係

【事業実施機関】　障害者生活支援センター「中伊豆リハビリテーションセンター」
（平成１９年度より伊東市、伊豆市、東伊豆町と共同運営。２１年度より伊東市と共同運営）
伊豆市冷川 1523－108

【開 始 年 度】　平成１８年度

【事 業 内 容】　専門相談員による出張相談
福祉サービスの利用についての支援
社会参加や自立の支援
生活情報の提供
ピアカウンセリング（障がいを持つ者がカウンセラーとなり悩みや問題を一緒に考え解決のための支援）

【補 助 率】　国 １/２　　県 １/４　　市 １/４（国県負担上限有り）

【令和５年度予算額】　１，６０９千円

【行政実績】　（単位：千円）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	１，６６５	１，６６５	１，６６５	１，６６５	１，６６５
決算額	１，６６５	１，６６５	１，６６５	１，６６５	１，６６５

○知的障がい者関係

【事業実施機関】　地域生活支援センター「いぶき」（平成１９年度より伊東市と共同運営）
伊東市富戸 1223-1

【開 始 年 度】　平成１９年度

【事 業 内 容】　生活支援（各種福祉情報サービスの案内）
訪問、外来相談
福祉サービスの利用についての支援
短期入所等の受け入れ調整
※　障がい児の場合は身体障がいでも利用可能。

【補 助 率】　国 １/２　　県 １/４　　市 １/４（国県負担上限有り）

【令和５年度予算額】　４，６８５千円

【行政実績】　（単位：千円）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	４，８４９	４，８４９	４，８４９	４，８４９	４，８４９
決算額	４，８４９	４，８４９	４，８４９	４，８４９	４，８４９

○精神障がい者関係

【事業実施機関】　地域活動支援センター「サポートセンターいとう」
（平成１８年１０月より伊東市と共同運営）
熱海市田原本町 9-1 熱海第一ビル２階

【開 始 年 度】　平成１８年度

【事 業 内 容】　憩いの場の提供
相談、訪問支援
福祉サービス利用についての支援
地域交流活動

【実施主体】　熱海市

【補 助 率】　国 １/２　　県 １/４　　市 １/４（国県負担上限有り）

【令和５年度予算額】　８，５７７千円

【行政実績】　（単位：千円）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	９，９２４	８，８７７	８，８７７	８，８７７	８，８７７
決算額	８，８７７	８，８７７	８，８７７	８，８７７	８，８７７

（１１）熱海伊東地区地域自立支援協議会

【目　　的】　障がいのある方が、安心して生活できる地域づくりのため、相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場

【事業内容】　・相談支援業務の運営評価
・困難事例への対応に関する協議、調整
・関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
・地域の社会資源の開発、改善

【実施主体】　熱海市・伊東市

【委 託 先】　（福）城ヶ崎いこいの里

【開始年度】　平成２０年度

（１２）日常生活用具給付等事業

【目　　的】　在宅の身体障がい者（児）に対し、排泄管理支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図りその福祉増進に資することを目的とする。

【事業内容】

援護の種類	内容	経費
日常生活用具の給付及び貸与	身体障がい者（児）の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 （下肢・体幹障がい） 便器、特殊マット、入浴補助用具、入浴担架、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、Ｔ字状・棒状の杖等 （上肢障がい） 特殊便器 （視覚障がい） 視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用時計、点字タイプライター、電磁調理器、点字図書、視覚障害者用体重計、視覚障害者用血圧計、拡大読書器等 （聴覚障がい及び音声、言語障がい） 屋内信号装置、情報受信装置、 ファックス等 （腎臓機能障がい） 透析液加温器 （呼吸器機能障がい） ネブライザー、電気式痰吸引器、酸素ボンベ運搬車等 （排泄、直腸機能障がい） ストーマ用装具等 （共通） 火災警報器、自動消火器等	被保護世帯及び住民税非課税世帯は無料、その他は原則１割負担。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和４４年度（平成１８年度から地域生活支援事業へ移行）

【補 助 率】　国　１/２　　県　１/４　　市　１/４（国県負担上限有り）

【令和５年度予算額】　　９，８０４千円

【行政実績】　（単位：千円、件）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	１０，５２４	１０，５２４	１０，５２４	１０，４８４	１０，３８０
決算額	８，７８６	８，５４８	９，７９１	８，６９２	８，４５１
特殊寝台	2	0	1	0	0
視覚障害者用音声時計	1	1	0	2	0
透析液加温器	0	0	5	9	4
その他	２８１	２９６	３６３	２８８	２８１
件　　数	２８４	２９７	３６９	２９９	２８５

【根拠法令等】　熱海市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成２０年告示第５号）

６．障害者総合支援のその他の事業

（１）特定障害者特別給付費

【事業内容】　施設入所支援又は、共同生活援助を利用する障がい者に対し、当該施設における食事の提供及び居住に要した費用の一部を支給する。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成１８年度

【補 助 率】　国　1/2　　県　1/4　　市　1/4

【令和５年度予算額】　１４，０００千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予 算 額	１５，６９４	１５，０００	１５，０００	１４，０００	１４，０００
決 算 額	１３，１０２	１３，８７０	１２，７５２	１２，７５１	１４，５６１
支給件数	９５０	９４６	９５４	１，０１６	１，２５３

（２）身体障害者（児）補装具費支給事業

【目　　的】　身体障がい者（児）の身体の部分的欠損又は機能の障がいを補い、日常生活の向上を図ることを目的とする。

【対 象 者】　身体障害者手帳の交付を受けた者

１８歳以上の難病患者等

【事業内容】　㋐補装具製作及び修理業者

市と代理受領について、登録・契約等に基づき合意している業者

㋑補装具の種類

義肢、装具、盲人安全つえ、補聴器、車いす、眼鏡、その他

㋒ その他

交付、修理の費用の認定については、原則的として１割負担による。

ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定される。

【実施主体】　熱海市

【事業開始】　昭和２５年度

【補 助 率】　国 １/２　　県 １/４　　市 １/４

【令和５年度予算額】　６，６６７千円

【行政実績】　（単位：千円、件）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予 算 額	７，７００	７，９００	８，４００	８，９７１	７，３４２
決 算 額	５，９６６	８，９６４	６，３６７	６，３３７	４，９２２
盲人安全つえ	(0)　4	(0)　1	(0)　0	(1)　3	(0)　2
補 聴 器	(6)　26	(4)　22	(4)　22	(6)　25	(5)　13
車 い す	(20)　24	(21)　6	(21)　23	(13)　16	(11)　2
義　　肢	(4)　5	(3)　1	(3)　4	(2)　5	(1)　3
装　　具	(7)　12	(2)　11	(3)　12	(1)　6	(4)　7
歩行補助つえ	(0)　2	(1)　1	(1)　1	(0)　1	(2)　0
そ の 他	(0)　1	(0)　9	(1)　4	(0)　5	(0)　3
件　　数	(37) 74	(31)　51	(33)　66	(23)　61	(23)　30

（　）は内、修理件数

【根拠法令等】　熱海市補装具費受領委任払事務取扱要綱（平成２０年告示第２号）

（３）高額障害福祉サービス等給付事業

【事業内容】　障がい福祉サービス等の利用者負担額が月額負担上限額を越える障がい者等に利用者負担額と月額負担上限額の差額部分を高額障がい福祉サービス等給付費として支給する。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成１８年度

【補 助 率】　国 １/２　　県 １/４　　市 １/４

【令和５年度予算額】　１００千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	１００	１００	１００	１００	１００
決算額	0	0	0	3	２５
利用実人員	0	0	0	2	1

（４）新高額障害福祉サービス等給付事業

【事業内容】　障がい福祉サービス等の利用者が介護保険制度へ移行した際に、負担を増大させないために、利用者負担額を償還する事業。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成３０年度

【補助率】　国　1／2　　県　1／4　　市　1／4

【令和５年度予算額】　４６８千円

【行政実績】

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	１，２９０	１，２９０	５４０	５４０	５４０
決算額	９３	２２７	３１９	３３３	４０２
利用実人員	3	4	5	5	5

（５）地域相談支援事業

【事業内容】　障がい者支援施設に入所又は精神科病院に入院している障がい者などが地域生活に移行できるように必要な支援や、単身等で生活する障がい者に地域生活を継続していくために必要な支援を行う事業。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成２４年度

【補助率】　国　1／2　　県　1／4　　市　1／4

【令和５年度予算額】　６，０９３千円

【行政実績】

○地域移行支援　（単位：千円、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	７，９５３	６，９８７	６，８７５	５，７８３	５，７８３
決算額	３７６	３５３	１８３	２５４	0
利用実人員	1	4	1	1	0

＊予算額は、地域定着支援・計画相談支援事業と合算。決算額は単独。

○地域定着支援　　（単位：千円、人）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予 算 額	7，９５３	6，９８７	6，８７５	5，７８３	5，７８３
決 算 額	0	0	0	0	0
利用実人員	0	0	0	0	0

＊予算額は、地域移行支援・計画相談支援事業と合算。決算額は単独。

（６）計画相談支援事業

【事業内容】　サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する事業。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成２４年度

【補 助 率】　国　１/２　　県　１/４　　市　１/４

【令和５年度予算額】　６，０９３　千円

【行政実績】　　（単位：千円、人）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予 算 額	7，９５３	6，９８７	6，８７５	5，７８３	5，７８３
決 算 額	5，０３８	4，８０１	5，００６	6，６３２	6，３１７
利用実人員	１９７	１８０	１９６	１９３	１９１

＊予算額は、地域相談支援事業と合算。決算額は単独。

７．自立支援医療（障害者総合支援法によるもの）

（１）自立支援医療（更生医療）給付事業

【目　　的】　身体障がい者の更生に必要な医療を給付し、その障がいを除去又は軽減し日常生活を容易にすることを目的とする。

【事業内容】　給付の内容

・角膜手術、関節形成術、外耳形成術、心臓手術、血液透析療法等

・本人が直接負担する部分について、更生医療を給付する

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和２５年

【補 助 率】　国　１/２　　県　１/４　　市　１/４

【令和５年度予算額】　６５，０００千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予 算 額	８５，８００	８１，０００	７６，８００	７５，０００	７３，０００
決 算 額	６５，９１６	７０，８９２	６７，３６１	５９，５３２	４８，７７２
利用実人数	２６	３４	３５	３５	４３

【根拠法令等】　障害者総合支援法（平成１７年１１月７日法律１２３号）

（２）自立支援医療（育成医療）給付事業

【目　　的】　１８歳未満の児童であって身体に障がいのあるもの、又は放置すれば身体に障がいを残す恐れのあるものに、指定医療機関で医療を行うことで、その障がいを除去又は軽減し日常生活を容易にすることを目的とする。

【事業内容】　給付の内容

・手術及び補装具の購入費の一部を給付

【利用対象】　・肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓・腎臓障害、その他の内臓障害

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成２５年度（県より権限委譲）

【補 助 率】　国　１/２　　県　１/４　　市　１/４

【令和５年度予算額】　３５０千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予 算 額	１，２００	９６０	５００	３５０	３５０
決 算 額	１８４	１５６	０	７７	５９
利用実人数	１	１	０	１	１

（３）療養介護医療事業

【事業内容】　療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供する事業。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成１８年度

【補 助 率】　国　１/２　　県　１/４　　市　１/４

【令和５年度予算額】　６，５００千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	５，４００	６，６００	６，５００	６，５００	６，５００
決算額	４，７７６	５，４４２	５，４１６	５，５３０	５，１１５
利用実人員	6	6	6	6	6

８．障害者医療費等の助成

（１）重度障がい者(児)医療費助成事業

【目　　的】　重度障がい者(児)の医療費を助成することにより、当該障がい者の自己負担の軽減を図るとともに、その療育を推進して、福祉の増進に寄与する

【対 象 者】　㋐ 身体障害者手帳交付者の１・２級
㋑ 療育手帳交付者でＡの知的障がい者
㋒ 特別児童扶養手当１級の障がいに該当する２０歳未満の者
㋓ 身体障害者手帳交付者の内部障害３級
㋔ 精神障害者保健福祉手帳交付者の１級（平成 24 年 10 月１日制度改正）

【助成対象額】　健康保険法の規定に基づき医療の給付を受ける場合の自己負担金額

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和４８年度（平成１６年１２月１日、制度改正）

【補 助 率】　県　1/2　　市　1/2

【令和５年度予算額】　７０，５６０千円

【行政実績】　（単位：千円）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	７５，７００	７５，７００	７２，０６５	７２，２９９	７２，２４０
決算額	６８，８８１	７０，９１０	６４，４０４	６７，１１８	６５，４８６

【根拠法令等】　熱海市重度障害者(児)医療費助成要綱（昭和４８年告示第３１号）

（２）精神障害者医療費助成事業

【目　　的】　精神障がい者に対し医療費を助成することにより、経済的負担の軽減と療養の推進を図るとともに福祉の増進に寄与する。

【対 象 者】　精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律の第 20 条・21 条・33 条の規定により入院している者で、1回の入院期間が 90 日を超える場合。かつ、申請日から１年以上熱海市の住民基本台帳に記載されている者。

【助 成 額】　健康保険法の規定に基づき医療の給付を受ける場合の自己負担金額１ヶ月 12,000 円を上限として助成する。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和５２年

【補 助 率】　熱海市単独事業

【令和５年度予算額】　２，５９２千円

【行政実績】　（単位：千円）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	３，７４４	３，７４４	３，３１２	３，３１２	３，０２４
決算額	２，２９２	２，８２０	２，５３２	２，０２２	１，８４２

【根拠法令等】　熱海市精神障害者医療費助成条例(昭和５２年条例第２７号)

（３）難病患者等見舞金支給事業

【目　　的】　難病患者及び原爆被災者に対し、見舞金を支給することにより、療養の推進を図り、もって療養者の福祉の増進に寄与するもの。

【事業内容】　難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則により、特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方、静岡県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者である医療受給者証の交付を受けている方及び被爆者健康手帳の交付を受けている方に、年額20,000円の見舞金を支給する。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和５８年度

【補 助 率】　市単独事業

【令和５年度予算額】　５，８００千円

【行政実績】　（単位：千円、件）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	６，８４０	６，２８０	４，６４０	６，０４０	５，８００
決算額	３，３８０	３，６８０	５，５００	５，４６０	５，７６０
件　数	１６９	１８４	２７５	２７３	２８８

【根拠法令等】　熱海市難病患者等見舞金支給要綱（昭和５８年告示第１５号）

（４）難病患者等介護家族リフレッシュ事業

【目　　的】　在宅で人工呼吸器を使用し、又は気管切開で頻回に吸引している特定疾患患者等に対し、滞在型の訪問看護を実施するための費用の一部を助成する在宅支援事業及び、就学する学校（義務教育段階）への登下校時や在校時に、訪問看護による医療的ケアを提供するための費用の一部を助成する就学支援事業を実施することにより、介護する家族の負担の軽減を図る。

【対 象 者】　本市の住民基本台帳に記録されている者であって、特定疾患患者、指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等、重度障がい者（児）で訪問看護が必

要であると医師が認める者。就学支援事業については、就学する学校（義務教育段階）における活動に際し医療的ケアが必要であると医師が認める者。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成１４年度

【令和５年度予算額】　２７４千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額	５４８	２７４	２７４	２７４	２７４
決算額	0	0	0	0	0
利用人数	0	0	0	0	0

【根拠法令等】　熱海市難病患者等介護家族リフレッシュ事業実施要綱
（平成１４年告示第６２号）

９．在宅心身障がい児への福祉

（１）障がい児通所給付費

①　障がい児相談支援

障がい児通所給付を申請した障がい児等に、サービス等利用計画の作成や支給決定後の利用計画の見直しを行う。

【令和５年度予算】　２，３６３千円

【行政実績】　（単位：人、千円）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
利用人数	２２	４８	５７	５７	４３
金　　額	６７２	２，２１０	２，３０８	２，２１１	２，０６８

※令和元年度より熱海市児童発達支援センターの開所に伴い、実績が増加

②　児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

【令和５年度予算】　２６，７５１千円
（医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援と合わせた予算額）

【行政実績】　（単位：人、千円）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
利用人数	7	２２	３２	２８	１９
金　額	３，１９１	２４，８３７	２９，４０４	３１，５８２	２６，５２４

※令和元年度より熱海市児童発達支援センターの開所に伴い、実績が増加

③　医療型児童発達支援

機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた児童に、児童発達支援及び治療を行う。

【令和５年度予算】　２６，７５１千円

（児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援と合わせた予算額）

【行政実績】　（単位：人、千円）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
利用人数	0	0	0	0	0
金　額	0	0	0	0	0

④　居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作指導、知識技能付与等の支援を行う。

【令和５年度予算】　２６，７５１千円

（児童発達支援・医療型児童発達支援と合わせた予算額）

【行政実績】　（単位：人、千円）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
利用人数	0	0	0	0	0
金　額	0	0	0	0	0

⑤　放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、放課後等デイサービス事業所において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

【令和５年度予算】　３７，０７３千円

【行政実績】　（単位：人、千円）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
利用人数	２５	３１	３１	３１	２５
金　額	１９，０２３	２７，２２３	３３，１２６	３３，０２５	３６，６２７

⑥　保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援その他必要な支援を行う。

【令和５年度予算】　３１２千円

【行政実績】　（単位：人、千円）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
利用人数	0	3	6	１０	4
金　　額	0	１５９	４１７	２９９	２０９

⑦　高額障がい児通所給付費

世帯における１ヶ月の利用者負担額の合計が、一定の基準額を超えた場合に、支払った利用者負担額の一部を支給する。

【令和５年度予算】　６１千円

【行政実績】　（単位：人、千円）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
利用人数	0	0	0	2	0
金　　額	0	0	0	4	0

第　5　章

児童福祉

第５章　児童福祉

１．児童の養育への福祉

（１）児童手当の支給

【目　　的】　「家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること」を目的に支給した。

【実施主体】　市（市長が認定及び支給の事務を取り扱う。）

【支給要件】　中学校修了（１５歳に達した日以後の最初の３月３１日）までの原則として国内に居住する児童を養育している者等。

【手 当 額】　所得制限限度額未満

- ０歳～３歳未満　　１５，０００円（一律）
- ３歳～小学校修了前　　１０，０００円
 （第３子以降は１５，０００円）
- 中学生　　１０，０００円（一律）
- 特例給付（所得制限限度額以上、所得上限限度額未満）　　５，０００円（一律）
- 所得上限限度額以上　　支給なし

	① 所得制限限度額		②所得上限限度額	
扶養親族等の数	所得額（万円）	収入額の目安（万円）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
０人	622	833.3	858	1,071
１人	660	875.6	896	1,124
２人	698	917.8	934	1,162
３人	736	960	972	1,200
４人	774	1,002	1,010	1,238
５人	812	1,040	1,048	1,276

【支払期日】　６月、１０月、２月にそれぞれの前月までの分を支払う。

【費用負担】　国、県、市が次の割合により負担する。（国の負担の中に、一部事業主負担含む。）

区分		国	県	市
被用者	０歳～３歳未満	37／45	4／45	4／45
	３歳～中学校修了前	4／6	1／6	1／6
非被用者		4／6	1／6	1／6
特例給付（所得制限以上）		4／6	1／6	1／6

【令和５年度予算額】　２３９，６２２千円

【支給実績】

児童手当法に係る分（令和４年４月～令和５年３月）　　（単位：人、円）

区分		児童延べ人数	支給額
被用者	０歳～３歳未満	1,922	28,830,000
	３歳～中学校修了前	13,517	143,690,000
非被用者		4,985	55,475,000
特例給付（所得制限以上）		832	4,160,000
合　計		21,256	232,155,000

【根拠法令等】　児童手当法　　昭和４６年法律第７３号

（２）子ども医療費助成

【目　　的】　子どもの疾病の早期治療を促すとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費を助成する制度の充実を図る。（昭和４８年７月１日から県の補助事業として実施、ただし４歳未満の通院は平成１３年１０月１日より、６歳以下の未就学児の通院は平成１４年４月１日より、自己負担なしは平成１７年４月１日より、小学校１・２年生の入院、通院は平成２２年４月より、中学校３年生までの入院は、平成２２年１１月より、中学校３年生までの通院は平成２３年４月１日より、高校３年生までの入院・通院は平成３０年１０月より実施）

【概　　要】

区分		県奨
入院	対象年齢	高校３年生まで
	自己負担金	500円／１日 ※食事負担金についても自己負担
通院	対象年齢	高校３年生まで
	自己負担金	500円／１日（月４回まで）
市町村への補助率		通院　１歳未満の乳児　1／2 通院　１歳から６歳の幼児　1／3 通院　小学生以上　1／4 入院　乳幼児　1／2 入院　乳幼児を除く　1／3

市単	
入院	高校３年生までの自己負担金、食事負担金
通院	高校３年生までの自己負担金

【令和５年度予算額】　７９，７３３千円

【支給実績】　（単位：件、千円）

区　分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
延件数	30,113	29,014	28,925	30,986	23,483	25,858	24,528
決算額	76,136	73,447	78,369	79,553	62,425	71,275	65,234

（令和4年度内訳）

区分	件数（件）	決算額（円）
入　　院	137	9,073,652
通　　院	24,391	56,159,883

【根拠法令等】　熱海市子ども医療費助成条例　平成5年条例第3号

（3）保育所等への入所

【目　　的】　児童福祉法第 24 条及び子ども・子育て支援法第 19 条の規定により、保護者の労働又は疾病等の事由により保育を必要とする児童を入所させ保育を行う。

【費用負担】　国　2／4・県　1／4・市　1／4（但し民間分。公立分は全額市負担）

【根拠法令等】　児童福祉法　　昭和 22 年法律第 164 号
子ども・子育て支援法　平成 24 年法律第 65 号
熱海市保育の必要性の認定に関する条例　平成 26 年条例第 25 号
熱海市子ども・子育て支援法施行細則　　平成 27 年規則第 7 号

【保育を必要とする基準】

保育所へ入所できる児童は、その児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合とする。

(1)一月において、64 時間以上労働することを常態とすること。
(2)妊娠中又は出産後間がないこと。
(3)疾病、負傷等により精神若しくは身体に障がいを有していること。
(4)同居親族を常時介護又は看護していること。
(5)震災、風水害等の災害復旧に当たっていること。
(6)求職活動を継続的に行っていること。
(7)学校教育法に規定する学校等に在学していること。
(8)職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
(9)児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行い、又は再び行われ

るおそれがあると認められること。

(10)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(前号に該当する場合を除く。)。

(11)育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(12)前各号の事由に類すると市長が認める状態にあること。

【保育所等一覧】　令和5年4月1日現在

園名		所在地	電話	職員等	定員	認可	経営主体
公立	和田木保育園	下多賀 173-1	68-0579	22	90	S44.1.1	熱海市
	初島保育園	初島 217-3	67-1408	2	20	S40.4.1	熱海市
民間	多賀保育園	上多賀 934-16	68-3437	21	50	S26.7.31	(福)景徳会
	富士保育園	東海岸町 7-13	81-2018	19	50	S41.11.1	(福)富士会
	栄光熱海中央保育園	上宿町 4-19	48-7360	28	70	H26.4.1	(福)栄光会

【認定こども園一覧】　令和5年4月1日現在

園名		所在地	電話	職員等	定員	認定	経営主体
公立	あたみこども園	桜町 3-20 (幼児部)	82-1471	21	1号:30 2・3号:153	R2.7.1	熱海市
		桜町 13-4 (乳児部)	82-0083	19			
民間	MOAあたみ幼児学園	海光町 9-23	84-2385	26	1号:36 2・3号:24	H29.4.1	(宗)東方之光

【小規模保育事業所一覧】　令和5年4月1日現在

園名		所在地	電話	職員等	定員	認定	経営主体
民間	あたみ・パンダの森ほいくえん	西山町 19-6	86-5155	14	9	R4.12.1	㈱51Dreams' Company

【年齢別保育の実施児童数】　令和５年４月１日現在（単位：人）

園名		定員	入所児童数						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立	あたみこども園	153	0	13	15	16	17	25	86
	和田木保育園	90	1	7	11	13	10	11	53
	初島保育園	20	0	1	0	0	2	0	3
民間	多賀保育園	50	3	5	6	12	11	12	49
	富士保育園	50	1	5	6	16	5	16	49
	栄光熱海中央保育園	70	6	12	11	18	17	13	77
	ＭＯＡあたみ幼児学園	24	0	3	5	4	8	7	27
	あたみ・パンダの森ほいくえん	9	2	1	1				4
委託	湯河原町外２園		0	1	0	2	1	0	4
計	10園	466	13	48	55	81	71	84	352

※あたみこども園・ＭＯＡあたみ幼児学園について２・３号認定（保育認定者）数を計上

※上記入所児童数は市外からの受託児童を含む

【保育料階層別児童数】　令和５年４月１日現在（単位：人）

階層	第１	第２	第３	第４	第５	第６	第７	第８	合計
公立	0	21	15	63	30	6	2	6	143
民間	0	24	21	70	41	26	3	13	198
計	0	45	36	133	71	32	5	19	341

※あたみこども園・ＭＯＡあたみ幼児学園について２・３号認定（保育認定者）数を計上

※上記保育料階層別児童数は市外からの受託児童を除く

【年度別児童数等の状況】　各年度４月１日現在（単位：人）

年度区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	比率％
就学前児童数	758	701	636	614	555	100.0
１号認定こども保育所（特別利用保育）、幼稚園及び認定こども園児童数	134	111	102	89	67	12.1
２・３号認定こども保育所、認定こども園及び小規模保育事業所	379	374	372	372	341	61.4
認可外保育施設児童数						
在宅児童数	245	216	162	153	147	26.5

※上記年度別児童数は市外からの受託児童を除く

【年度別保育所等関係経費の推移】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公立3園	物件費（千円）	50,382	51,412	29,503	27,459	35,071
	人件費（千円）	222,498	225,338	295,040	307,641	321,635
	計（千円）	272,880	276,750	324,543	335,100	356,706
	園児延人数（人）	1,669	1,733	2,013	2,058	2,154
	1人当経費月額（円）	163,499	159,694	161,224	162,828	165,602
民間5園	委託費（千円）	361,915	372,814	376,177	359,905	353,566
	物件費（千円）	52,331	48,854	49,945	54,691	74,131
	計（千円）	414,246	421,668	426,122	414,596	427,697
	園児延人数（人）	3,225	3,265	3,190	3,150	2,966
	1人当経費月額（円）	128,449	129,148	133,580	131,618	144,200
委託分	委託費（千円）	7,880	8,501	9,848	7,423	4,682
	園児延人数（人）	123	104	154	127	57
	1人当経費月額（円）	64,063	81,740	63,948	58,449	82,140
計	経費総額（千円）	695,006	706,919	760,513	757,119	789,085
	園児延人数（人）	5,017	5,102	5,357	5,340	5,177
	1人当経費月額（円）	138,530	138,557	141,966	141,783	152,421

※令和2年6月まで公立保育所3園、民間保育所等5園

※令和2年7月から公立は認定こども園を含む3園、民間保育所等5園

【民間保育所等運営費収入】　（単位：千円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支弁総額①	361,915	372,814	376,177	359,905	353,566
徴収金②	107,430	70,245	37,650	31,642	33,193
国庫負担金	130,343	158,912	179,960	175,617	172,233
県負担金・補助金	63,555	73,270	80,493	77,322	74,845
市負担金	60,587	70,387	78,074	75,322	73,295
参考　市保育料調定	46,695	32,769	18,048	17,533	17,016

① は、保育単価に入所児童数を乗じて得た金額等の総額

② は、世帯の状況に応じて保護者から徴収すべき額として国が定めた金額の総額

【令和５年度熱海市保育所等利用者負担額】　　（令和５年４月１日現在）

階層区分			利用者負担額（月額）（単位：円）	
階層	定義		3歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0円	0円
2	市民税非課税世帯		0円	0円
3	市民税所得割課税額48,600円未満世帯		13,600円 (6,800円)	13,400円 (6,700円)
4	市民税所得割課税額144,600円未満世帯	うち57,700円未満	24,000円 (12,000円)	23,500円 (11,700円)
		うち57,700円以上	24,000円 (12,000円)	23,500円 (11,700円)
5	市民税所得割課税額227,100円未満世帯		40,000円 (20,000円)	39,300円 (19,600円)
6	市民税所得割課税額329,800円未満世帯		50,300円 (25,100円)	49,400円 (24,700円)
7	市民税所得割課税額397,000円未満世帯		52,000円 (26,000円)	51,100円 (25,500円)
8	市民税所得割課税額397,000円以上世帯		57,200円 (28,600円)	56,200円 (28,100円)

※市民税所得割課税額が57,700円未満（第２・３階層と第４階層の一部（太枠内））の多子世帯は、子どもの年齢制限をなくし、最年長の児童から順に第１子は全額、第２子は半額（（　）内の金額）、第３子以降は無料

※市民税所得割課税額が57,700円以上の多子世帯は、同一世帯から就学前児童が同時に２人以上　保育所等に入所している場合、第２子は半額（（　）内の金額）、第３子以降は無料

【年間市民税額が 77,100 円以下のひとり親世帯等の保育所等利用者負担額】

階層	階層区分		利用者負担額（月額）	
			3歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0 円	0 円
2	市民税非課税世帯		0 円	0 円
3	市民税所得割課税額 48,600 円未満		6,800 円	6,700 円
4	市民税所得割課税額 144,600 円未満世帯	うち 77,100 円以下	9,000 円	9,000 円
		うち 77,101 円以上	24,000 円 (12,000 円)	23,500 円 (11,700 円)

※市民税額 77,100 円以下の世帯（太枠内）は、子どもの年齢制限をなくし、第 2 階層は無料、第 3 階層及び第 4 階層の一部は、第 1 子から半額、第 2 子以降は無料

※（ ）内の金額は第 4 階層のうち市民税額が 77,101 円以上世帯の第 2 子の金額（第 3 子以降は無料）

2．心身障害児への福祉

＜心身障害児施設入所の状況＞　令和 5 年 4 月 1 日現在　（単位：人）

施設の種類	男	女	計
知的障害児施設	2	0	2
肢体不自由施設	0	0	0
重症心身障害児施設	0	0	0
合計	2	0	2

（児童相談所送致件数のみ）

＜在宅障害児の福祉対策＞

（1）相談指導

療育相談については、社会福祉課、健康づくり課、熱海健康福祉センター、児童相談所等が連携をし、専門機関へつなげている。

（2）心身障害児一日保育

熱海児童福祉ボランティアの会委託により、心身に障害を持つ児童の保育や健常児との交流の場を設ける等、障害児家庭の負担軽減を図る。

（３）福祉団体育成

児童福祉関係団体（熱海手をつなぐ育成会）へ補助金を助成することにより、会の運営について円滑化を図る。

（４）その他（障がい福祉室事業）障がい福祉の頁参照

心身障害者扶養共済制度

療育事業・児童発達支援・放課後等デイサービス

補装具費支給事業

日常生活用具給付等事業

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

重症心身障害児童扶養手当支給事業

特別児童扶養手当支給事業

３．児童の相談や養護を必要とする福祉

（１）家庭児童相談室

【目　　的】　家庭児童相談室は、専門の相談員を置き、子どものしつけ、性格、習慣、非行、学校生活、心身の障がいなど、子供をとりまくさまざまな問題について、相談・指導を行うことを目的としている。

【相談内容分類】

（単位：件）

相談種別		令和４年度
養護相談	児童虐待相談	68
	その他の相談	269
保健相談		2
障がい相談		21
ぐ犯行為等相談		1
育成相談	性格行動相談	86
	不登校相談	38
	適正相談	68
	育児しつけ相談	7
その他の相談		16
合計		576

（２）児童養護施設等の措置

【乳 児 院】　乳児院は、遺児、被虐待児、親の死亡や病気・離婚・家出等さまざまな事情で監護を受けることのできない概ね３歳未満の保護を要する乳児を入園させて養育することを目的とする施設である。

【児童養護施設】　児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援するものである。

【入所の状況】　令和５年４月１日現在（単位：人）

施設の種類	施設名	男	女	計
児童養護施設	ひまわり園	0	0	0
	誠信少年少女の家	0	0	0
	恵明学園（児童部）	4	0	4
	岩倉学園	0	0	0
	川奈臨海学園	1	2	3
	恵明学園（乳児部）	0	0	0
	みどり園	0	0	0
合　　計		5	2	7

【小規模住宅型児童養育事業】

子どもを可能な限り家庭的な環境において、養育者が２４時間３６５日子どもと生活し、安定した人間関係の下で育てることを目的とし家庭的養護が必要な子どもを支援するものである。

【入所の状況】　令和５年４月１日現在（単位：人）

施設の種類	施設名	男	女	計
小規模住宅型児童養育事業	La　Mer	0	1	1
	おばあちゃんの庭	0	0	0
合　　計		0	0	1

（３）里親制度

【目　　的】　里親は、家庭に恵まれない児童を家庭にあずかって養育する者であって県知事が適当と認めたものをいう。里親制度は、家庭での養育に欠ける児童等に、温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものである。

【現　　状】　里親委託の状況

令和５年度里親委託児童　６名

（４）情緒障害児

【目　　的】　情緒障害児とは、家庭や学校、その他での人間関係等の歪みによって感情に支障をきたし、社会適応が困難な児童をいう。これらの児童に対する福祉対策は、児童相談所における相談指導のほか児童心理治療施設における治療等を行い、その情緒障害を治すことを目的とする。

【事業概要】　児童心理治療施設

軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ、又は保護者のもとから通わせて、その情緒障害を治すことにより社会に適応させる。

【静岡県立吉原林間学園入所状況】　（単位：人）

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
男	0	0	0	0	0
女	0	1	1	1	0
計	0	1	1	1	0

（５）要保護児童

【事業概要】　子供を取り巻く環境の大きな変化（少子化、家庭や地域の子育て機能の低下、問題の多様化、複雑化等）から生じる児童の問題行動及び保護者の諸問題について相談を受けると共に、関係機関と連携図り、子どもの健全な育成、自立に向けて支援を行う。

【要保護児童対策地域協議会】

平成２０年度に児童虐待防止連絡会議から移行し新たに発足した。
地域社会や関係機関との連携により支援体制を整備し、児童虐待の防止及び早期発見と早期対応を図り、要保護児童とその家族を支援することを目的とする。

【児童自立支援施設】（静岡県立「三方原学園」・神奈川県立「おおいそ学園」）

児童自立支援施設は、反社会行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。

【入所の状況】　（単位：人）

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
男	0	0	0	0	1
女	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

【九 者 会】　児童の非行問題等について、熱海市不登校児等対策連絡協議会の関係機関による情報交換を行い、今後の対応や各機関の役割分担などを協議する。

（６）親子ふれあい教室

【目　　的】　こどもの発達支援と親の育てる力を向上することを目的とする。

【目　　標】　① 集団遊びを通して幼児の発達を促すことができる。
② 親子で参加することによって、幼児との関わり方を学ぶことができる。
③ 子育て意欲が向上することで、幼児の発達を促す。
④ 経験不足からくる育児不安や、親のストレスを軽減することで、虐待を未然に防ぐ。

【対　　象】　① 発達に問題があると思われる幼児とその親
② 家庭事情や経済事情等により、子育て意欲が低下している親と幼児
③ 親子関係の改善が必要と思われる幼児とその親

【実施施設】　いきいきプラザ２階集検ホール、その他
毎月第３水曜日　午前９時～１２時

【スタッフ】　社会福祉課、健康づくり課、在宅保育士、臨床心理士、
主任児童委員、地域生活支援センター（いぶき）

ふれあい教室参加状況（実人数）　（単位：人）

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
参加児数	11	17	18	14	15

４．児童遊園

【目　　的】　児童厚生施設としての児童遊園は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設である。

【実施施設】

施設名	所在地	設置年月	設備
ひばりヶ丘児童遊園	熱海 1886	昭和 38 年 4 月	広場、遊具

【根拠法令等】　児童福祉法　昭和２２年法律第１６４号

５．放課後児童健全育成事業

【目　　的】　昼間保護者のいない家庭の小学校児童（放課後児童）に対し育成・指導、遊びによる発達の助長などに係るサービスを行い、児童の健全育成を図る。

【活動内容】　① 健康管理、安全の確保、情緒の安定。
② 遊びの活動への意欲と態度の形成、自主性・社会性・創造性の向上。
③ 児童の遊びの活動状況把握と家庭への連絡。

【実施場所等】　　令和５年４月１日現在

放課後児童クラブ名	校区	実施場所	会費(月額)	支援員数	事業開始
エンゼルクラブ	第一小学校区	小学校余裕教室等	4,000 円	9 人	H10.4
わくわくランド	第二小学校区	学校敷地内専用施設	4,000 円	8 人	H10.4
多賀っ子クラブ	多賀小学校区	小学校余裕教室等	4,000 円	14 人	H12.4
なぎの木クラブ	伊豆山小学校区	学校敷地内専用施設	4,000 円	5 人	H24.1
富士っ子クラブ	－	保育所	14,000 円	3 人	H25.4
泉みつわクラブ	泉小学校区	小学校余裕教室等	4,000 円	7 人	H28.4

※富士っ子クラブ以外は、日曜日・祝祭日・学校行事日以外に実施、長期休暇（春・夏・冬休み）は一部実施

※富士っ子クラブは、祝祭日を除く月～金及び隔週の土曜日に実施（長期休暇中も同じ）

※支援員数は、補助員も含む

【対象児童及び状況】　主として小学校１年生～６年生の放課後児童

令和５年４月１日現在（単位：人）

放課後児童クラブ名	１年生	２年生	３年生	４~６年生	計
エンゼルクラブ（第一小）	21	18	24	47	110
わくわくランド（第二小）	14	14	12	16	56
多賀っ子クラブ（多賀小）	22	20	10	6	58
なぎの木クラブ（伊豆山小）	2	3	4	10	19
富士っ子クラブ	2	4	3	5	14
泉みつわクラブ（泉小）	5	3	3	5	16
計	66	62	56	89	273

【根拠法令等】　児童福祉法　昭和２２年法律第１６４号

６．ひとり親家庭への福祉

（１）母子父子福祉資金の貸付

【目　　的】　配偶者のない女子又は男子で現に児童（２０歳未満）を扶養している者の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため。

【実施主体】　県・国　（市は書類の経由機関）

【貸付対象】　①　母子家庭の母又は父子家庭の父

②　父母のない児童又はこれに準ずる児童

③　母子・父子福祉団体

【貸付資金の種類等】　資金の種類、貸付限度額等は別紙のとおり。

【借受け手続き等】　貸付は県。借受け、増額、減額及び支払猶予等の申請又は住所変更等届出は、市福祉事務所を経由して県知事に提出する。

【母子父子福祉資金貸付状況】　（単位：千円）

年度 / 区分	平成30年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
修学資金	11	19,620	6	12,024	4	1,810	7	14,808	5	16,200
就学支度資金	11	5,660	6	2,740	3	5,640	7	2,970	5	2,590
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	22	25,280	12	14,764	7	7,450	14	17,778	10	18,790

【根拠法令等】　母子及び父子並びに寡婦福祉法　昭和３９年法律第１２９号

（２）寡婦福祉資金の貸付

【目　　的】　寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため。

【実施主体】　県・国　（市は書類の経由機関）

【貸付対象】　①　寡婦（配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であったもの）

②　４０歳以上の配偶者のない女子であって母子家庭の母及び寡婦以外のもの

③　母子福祉団体

【母子福祉資金貸付との関係】

寡婦が母子福祉資金の貸付を受けることができない場合は、寡婦福祉資金から同一の理由による同種の資金の貸付を受けられない。

【貸付資金の種類等】

資金の種類、貸付限度額等は別紙のとおり。

【借受け手続き等】

貸付は県。借受け、増額、減額及び支払猶予等の申請又は住所変更等届出は、市福祉事務所を経由して県知事に提出する。

【根拠法令等】母子及び父子並びに寡婦福祉法　昭和３９年法律第１２９号

【母子家庭・父子家庭・寡婦貸付資金の概要】

※平成２６年１０月１日から父子家庭も貸付対象となっています。

（令和５年４月１日現在）

資金の種類	貸付対象	貸付資金の限度（施行令）	据置期間	償還期限（据置期間経過後）	利率	違約金
事業開始資金	①母子家庭の母又は、父子家庭の父 ②寡婦	個人　3,140,000円 団体　4,710,000円	１年間	据置期間経過後７年以内	【連帯保証人有　無利子】 【連帯保証人無　年1.0％】	延滞元利金に付き3.0％
事業継続資金	同上	個人　1,570,000円 団体　1,570,000円	６ヶ月	据置期間経過後７年以内		
修学資金	①母子家庭の子又は、父子家庭の子 ②父母のいない子 ③寡婦が扶養している子	高校、専修学校（高等課程） 月額27,000円～52,500円 大学、高等専門、専修学校（専門課程） 月額31,500円～146,000円 大学院 月額132,000円～183,000円 専修学校（一般課程） 月額51,000円	卒業後６ヶ月	据置期間経過後２０年以内 専修学校（一般課程）５年以内	無利子	
技能習得資金	①母子家庭の母又は、父子家庭の父 ②寡婦	月額68,000円 特別（自動車運転免許取得）の場合460,000円 特別（その他）の場合816,000円	習得期間満了後１年	据置期間経過後２０年以内	【連帯保証人有　無利子】 【連帯保証人無　年1.0％】	
修業資金	扶養している子が事業を開始又は、就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費	月額68,000円 特別（自動車運転免許取得）の場合460,000円	習得期間満了後１年	据置期間経過後２０年以内	無利子	
就職支度資金	①母子家庭の母又は、子 ②父子家庭の父又は、子 ③父母のいない子 ④寡婦	１回につき100,000円 通勤自動車購入の場合１回につき330,000円	貸付の日から１年間	据置期間経過後６年以内	【連帯保証人有　無利子】 【連帯保証人無　年1.0％】	

【母子家庭・父子家庭・寡婦貸付資金の概要】　　（令和５年４月１日現在）

資金の種類	貸付対象	貸付資金の限度（施行令）	据置期間	償還期限	利率	違約金
医療介護資金	①母子家庭の母又は、父子家庭の父 ②寡婦	医療の場合 340,000 円 （特別の場合 480,000 円） 介護の場合 500,000 円	医療満了後６ヶ月	据置期間経過後５年以内	【連帯保証人有　無利子】 【連帯保証人無　年 1.0％】	延滞元利金に付き 3.0％
生活資金	①母子家庭の母又は、父子家庭の父 ②寡婦	知識・技能習得期間 月額 141,000 円 医療・介護を受けている期間 失業貸付期間 生活安定貸付期間 月額 105,000 円 養育費取得のための裁判費用一括 一括 1,260,000 円	期間が満了後６ヶ月、裁判費用は貸付後６ヶ月	知識技能習得２０年以内、医療・介護を受ける若しくは失業貸付期間満了後５年以内 生活安定後８年以内		
住宅資金	①母子家庭の母又は、父子家庭の父 ②寡婦	１回につき 1,500,000 円 （特別 2,000,000 円）	貸付の日から６ヶ月	据置期間経過後７年以内		
転宅資金	①母子家庭の母又は、父子家庭の父 ②寡婦	１回につき 260,000 円	貸付の日から６ヶ月	据置期間経過後３年以内		
就学支度資金	①母子家庭の子又は、父子家庭の子 ②父母のいない子 ③寡婦が扶養している子	小学校　64,300 円 中学校　81,000 円 高校以上は、校種別、公私立別、通学条件により異なります。 150,000 円～590,000 円	修学終了後６ヶ月又は修業を終了後６ヶ月	修学 据置期間経過後２０年以内 修業 据置期間経過後５年以内	無利子	
結婚資金	①母子家庭の母又は、父子家庭の父 ②寡婦	300,000 円 （婚姻する子１人につき）	６ヶ月	据置期間経過後５年以内	【連帯保証人有　無利子】 【連帯保証人無　年 1.0％】	

（３）児童扶養手当の支給

【目　　的】　この手当制度は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

※児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行により、平成２２年８月１日から父子家庭の父も支給対象と改正。

【実施主体】　国・市（手当の認定等の事務及び、申請等の窓口は市）

【費用負担】　国　１／３・市　２／３

【支給要件】　この手当は、次のいずれかに該当する１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある児童（中度以上の障がいを有する場合は２０歳未満）を扶養している母又は父および養育者に対し支給する。

①　父母が婚姻を解消した児童
②　父又は母が死亡した児童
③　父又は母が政令別表に定める程度の重い障がいの状態にいる児童
④　父又は母の生死が明らかでない児童
⑤　父又は母が引き続き１年以上遺棄している児童
⑥　父又は母がDV防止法による保護命令を受けた児童
⑦　父又は母が引き続き１年以上拘禁されている児童
⑧　母が婚姻によらないで懐胎した児童
⑨　父・母ともに不明である児童（孤児など）

【支給制限】　この手当は、次のいずれかに該当する場合は支給されない。

①　児童が次のいずれかに該当するとき

ア　日本国内に住所を有しないとき

イ　父又は母の死亡について労働基準法による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付を受けることができる場合、次に該当する場合で当該給付事由発生の日から６年を経過していないとき

- 父又は母の死亡に伴う給付を受けている者の監護を受けている場合
- 父又は母の死亡に伴う給付を受けている者の養育を受けている場合

ウ　児童福祉法第２７条第１項第３号に規定する里親に委託されているとき

エ　父又は母と生計を同じくしているとき（ただし、その父又は母が〈支給要件〉の③に揚げる程度の障がいの状態にあるときは、支給される。）

オ　父又は母の配偶者（〈支給要件〉の③に掲げる程度の障がいの状態にある父又は母を除く。）に養育されているとき

②　受給者（母又は父および養育者）が日本国内に住所を有しないとき

③　母若しくは父および養育者又はその配偶者若しくは扶養義務者（民法第８７７条第１項の者）の前年度の所得が別表（所得限度額表）に示

す額以上であるときは、その年の１１月から翌年１０月まで支給しない。

【令和５年度予算額】　１１１，４９０千円

【手当額】　令和５年４月より

		改正前（～令和５年３月）	改正後（令和５年４月～）
本体額	全部支給	43,070 円	44,140 円
	一部支給	43,060 円～10,160 円	44,130 円～10,410 円
第２子加算額	全部支給	10,170 円	10,420 円
	一部支給	10,160 円～5,090 円	10,410 円～5,210 円
第３子以降加算額	全部支給	6,100 円	6,250 円
	一部支給	6,090 円～3,050 円	6,240 円～3,130 円

【手当の支給】　手当は奇数月にそれぞれ前月までの分を支払う。

【児童扶養手当受給者の状況】　毎年１２月３１日現在　（単位：人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
受給者数	246	243	224	211	199
全部支給停止	36	42	34	31	32
受給権者数	282	285	258	242	231

【令和４年受給権者事由別分類】　（単位：人）

受給権者計	離婚	未婚の母	遺棄	死別	父又は母の障がい	その他
199	176	21	0	0	2	0

【参考：児童扶養手当所得制限限度額表】令和４年度(令和３年分)　所得額（単位：円）

区分／扶養人数	請求者（本人）		扶養義務者・配偶者孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
０人	490,000	1,920,000	2,360,000
１人	870,000	2,300,000	2,740,000
２人	1,250,000	2,680,000	3,120,000
３人以上	以降１人につき380,000 円加算	以降１人につき380,000 円加算	以降１人につき380,000 円加算

限度額に加算されるもの

①請求者本人・・・・・老人扶養親族がある場合は１０万円／人、特定扶養親族がある場合は１５万円／人

②扶養義務者等・・・・老人扶養親族がある場合は６万円／人（ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は、１人を除く）

※所得とは、給与等の所得のほかに母又は児童が受けとった養育費の８割分も含まれる。

（４）ひとり親家庭等医療費の助成

【目　　的】　ひとり親家庭等の経済的な負担を軽減し福祉の増進を図る。
昭和５５年４月１日から県の補助事業として実施。

【補 助 率】　県　１／２

【助成対象者】　①配偶者のない女子で、２０歳未満の児童を扶養しているもの（母子家庭）
②配偶者のない男子（死亡、離婚等）で、２０歳未満の児童を扶養しているもの（父子家庭）
③父母のない児童で現に扶養されている２０歳未満の児童

【助成の要件】　医療費（保健診療による自己負担額）の助成を受けられる者は、扶養している又は生計を同じくする者の前年の所得に所得税が課せられていないこと。（所得制限）

【令和５年度予算額】　６，３９０千円

【助成の状況】　（単位：人、件、千円）

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
助成対象者数	339	306	302	311	294
自動償還払 受診者数（延）	1,810	1,552	1,346	1,415	1,459
受診件数（延）	1,997	1,708	1,555	1,567	1,579
金額	5,835	5,168	4,972	4,767	4,748

【根拠法令等】　熱海市ひとり親家庭等医療費助成要綱　昭和５５年告示第１５号

（５）母子生活支援施設入所措置

【目　　的】　配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する。

【入所実績】

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
世帯	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0

【根拠法令等】　児童福祉法　昭和２２年法律第１６４号
熱海市児童福祉法施行細則 平成２０年規則第３号

（６）交通遺児見舞金等の支給

【目　　的】　交通事故により生計中心者が死亡した場合、その残された交通遺児（18歳未満の者）を扶養する保護者に見舞金等を支給することにより、遺児の健全育成と福祉の増進を図る。

【実施主体】　単独事業　　（寄附金収入による）

【開始年度】　昭和５３年１２月より実施

【根拠法令等】　昭和６２年３月支給要綱制定

【支給の種類及び金額等】

区分	支給額	支給月	支給対象者
交通遺児見舞金	年額　30,000 円	１２月	市内在住の１８歳未満の児童の保護者（市内在住者）
入学支度金	年額　30,000 円	３月	見舞金の支給を受けている児童で、小・中・高・高専・専修学校へ入学するもの
修学金	月額　　5,000 円	９月及び３月にそれぞれ当月分まで支給	見舞金の支給を受けている児童で、小・中・高・高専・専修学校へ在学するもの
就職支度金	年額　50,000 円	中学校卒業年の３月	見舞金の支給を受けている児童で、高等学校へ進学しないもの

【令和５年度予算額】　９２千円

【支給の状況】

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
世帯数（件）	0	0	0	0	0
見舞金（件）	0	0	0	0	0
入学支度金（件）	0	0	0	0	0
修学金（件×月数）	0 件×12 月	0 件×12 月	0 件×12 月	0 件×12 月	0 件×12 月
就職支度金（件）	0	0	0	0	0
合計支給金額（千円）	0	0	0	0	0

【根拠法令等】　熱海市交通遺児見舞金等支給要綱 昭和６２年告示第５号
交通遺児福祉事業基金条例 平成元年条例第４号

（７）母子家庭等自立支援給付金

【目　　的】　母子家庭の母又は父子家庭の父（２０歳未満の子を養育する母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当支給水準未満の者が対象）が就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講したり、各種学校等の養成機関で１年以上修業する場合等に、給付金を最大４年支給し、母子家庭の母又は父子家庭の父の経済的自立を支援することを目的とする。

【令和５年度予算額】　６，６４４千円

【給付の種類及び金額等】

名称	支給額（円）	支給要件
熱海市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	対象講座の受講料の６０%相当額 (上限２０万円・下限１２千円)看護師等の専門資格を目指す講座を受講する者については、上限８０万円（２０万円×修行年数）	経済的自立のため指定の対象講座を受講後に支払った受講料の 60%を給付する。
熱海市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	平成２５年４月以降入学者 市民税非課税者 月額 100,000 円 （修学期間の最後の１年間は月額 140,000 円） 上記以外の者 月額　７万５００円 （修行期間の最後の１年間は月額 110,500 円） 修了支援給付金 市民税非課税者　５万円 上記以外の者　２万５千円	就職に有利な資格（看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士、調理師等）取得を目的に１年以上養成機関で修業した場合に支給する。

【根拠法令等】熱海市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱
平成１７年告示第１０号
熱海市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱
平成１７年告示第１１号

【給付実績】自立支援教育訓練給付金事業　（単位：件、人、円）

年度	申請件数	支給実人数	支給金額
令和３年度	1	1	57,288
令和４年度	1	1	24,640

【給付実績】高等職業訓練促進給付金等事業　（単位：件、人、円）

年度	申請件数	支給実人数	支給金額
令和３年度	3	3	4,086,000
令和４年度	5	4	1,783,000

（８）ひとり親家庭等就学支援事業費助成金

【目　　的】　ひとり親家庭等における児童の健全な育成と経済的負担の軽減を図るため、小学校入学時にランドセル等の購入費用の一部を助成するもの。

【補助率】　県１／２

【根拠法令等】　平成２７年６月支給要綱制定

【給付実績】　（単位：件、円）

年度	件数	金額
令和３年度	9	270,000
令和４年度	12	357,173

（９）放課後児童クラブ利用者負担軽減事業

【目　　的】　ひとり親家庭等に対し放課後児童クラブの利用に係る利用料を、児童一人につき一ヶ月あたり５，０００円を限度として助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図った。

【補助率】　県１／２

【根拠法令等】平成２８年３月支給要綱制定

【給付実績】　（単位：件、円）

年度	件数	金額
令和３年度	23	1,228,000
令和４年度	23	1,212,500

7．子育て家庭への福祉

（1）地域子育て支援センター

【目　　的】　地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とし、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供など地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

【事業の概要】　①　相談事業

ア　電話相談　　午前１０時～午後３時

イ　来園相談　　午前１０時～午後３時

ウ　家庭訪問　　必要に応じて実施

②　園庭開放　　（夏期はプールあそびや水あそび実施）

③　サークル支援活動

市内の子育てサークルの相談や行事に協力、交流

④　保育園児といっしょに各テーマによるあそび実施

⑤　その他

ア　保育園の行事に参加（運動会、クリスマス会、ブラッシング教室）

イ　簡単な献立やおやつのレシピ、育児やあそびに関する情報提供

ウ　主任児童委員、各支援センター間の連携

【実施場所等】

区分	熱海子育て支援センター	南熱海子育て支援センター
実施施設	社会福祉法人 栄光会 栄光熱海中央保育園	社会福祉法人 景徳会 多賀保育園
開設年月日	平成２６年４月１日	平成９年４月１日
所在地	熱海市上宿町４－１９	熱海市上多賀９３４－１６
電話番号	０５５７－４８－７３６０	０５５７－６７－３７４１
開所日	月～金曜日	月～土曜日

【実施状況等】　令和４年度

区分	熱海子育て支援センター	南熱海子育て支援センター
開放日数　（日）	200	293
利用延人数　（人）	279	365
相談件数　（件）	89	13
サークル支援（回）	0	0

（２）親子ふれあいサロン

【目　　的】　次世代を担う児童の健全な育成を図り家庭における子育てを支援するため児童及びその保護者同士の交流の場を設け、一時預かり保育や育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報提供等を行うものである。

【事業の概要】　①　ふれあいサロン

親子で一緒に楽しく遊べるスペースを提供（土、日休館）

利用時間　午前９時３０分～午後４時３０分（平日）

午前９時３０分～午後４時００分（祝日）

②　子育て相談

育児や食事のことなどさまざまな相談受付

受付時間　午前１０時００分～午後４時００分

③　一時預かり保育

買い物・美容院などのリフレッシュや、通院・参観会など保護者の用事の際の一時預かり。

対象児童　生後８カ月から５歳未満児

利用料金　１時間５００円　一日３時間まで利用可、要予約

利用時間　午前９時３０分～午後４時００分（平日）

午前９時３０分～午後３時３０分（祝日）

④　毎月１回子育て及び子育て支援に関する講習会等を開催

【実施施設等】

名称	熱海市親子ふれあいサロン
開設年月日	平成１６年７月２２日
所　在　地	熱海市中央町１－２６
電話番号	０５５７－８６－６３１１

【実施状況等】

区分		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
ふれあいサロン	保護者（人）	2,954	2,323	702	643	671
	児　童（人）	3,346	2,750	979	826	809
	合　計（人）	6,300	5,073	1,681	1,469	1,480
一時預かり保育　（人）		89	154	71	15	21
電　話　相　談　（件）		2	29	0	2	2
来　所　相　談　（件）		29	15	1	20	28

（３）ファミリーサポートセンター

【目　　的】　仕事と育児に関する援助活動を実施することにより、仕事と育児を両立できる環境を整備し、地域の子育て支援を行う。

【事業の概要】　育児のお手伝いをしたい「まかせて会員」と育児のお手伝いをしてほしい「おねがい会員」が育児の援助活動を行う。

	区分	金額
報酬	平日（昼間）　１時間当たり	６００円
	早朝・夜間　　１時間当たり	７００円
	土・日・祝日　Ｉ時間当たり	７００円

【実施状況等】　令和４年度

内容	件数（件）
保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり	5
保育施設までの送迎	0
放課後児童クラブ終了後のお迎え	0
保育所・学校等お休み時の援助	0
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	32
買い物等外出の際の子どもの預かり	0
その他(保護者等の病気や急用等の場合の援助)	1
合　計	38

第　6　章

その他の福祉

第６章　その他の福祉

１．災害救助

（１）災害救助法

【目　　的】　災害に見舞われた方の保護と社会の秩序の保全を図るため、災害に際して国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急的に必要な救助を行う。

【実施主体】　県知事

【災害救助法の適用基準】

災害救助法は、市町の区域を単位とし、同一の災害により、次の各号のいずれかに該当する災害について県知事が当該市町について適用する。

①　１号適用（令第１条第１項第１号）

県内の市町の滅失世帯数が災害救助法施行令第１条第１項第１号適用の基準に達したとき。（熱海市：適用基準世帯数６０）

②　２号適用（令第１条第１項第２号）

被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯の総数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、当該市町の滅失世帯数が１号適用基準の１／２以上に達したとき。

③　３号適用（令第１条第１項第３号）

ア　被害が県下全域に及ぶ災害で、県下の住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合で、当該市町の区域内の被害世帯数が多数であるとき。

「多数」とは、概ね５世帯以上とし、市町の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき。

イ　災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき。

「特別の事情」とは次の２つの場合

（１）食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合。

（２）被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合。

④　４号適用（令第１条第１項第４号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

ア　多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合。

イ　被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合。

【災害救助法施行令第１条第１項第１号適用基準】

市町人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000～　14,999 人	40 世帯
5,000～　29,999 人	50 世帯
30,000～　49,999 人	60 世帯
50,000～　99,999 人	80 世帯
100,000～ 299,999 人	100 世帯
300,000 人以上	150 世帯

（注）被災世帯（住宅滅失）数には、全壊、全焼、流失の数を計上するほか、半壊、半焼を１／２、床上浸水を１／３に換算した数を加える。

【救助の種類】

① 避難所の設置、応急仮設住宅の供与
② 食品、飲料水の給与、供給
③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
④ 医療、助産
⑤ 被災者の救出
⑥ 被災した住宅の応急修理
⑦ 学用品の給与
⑧ 埋葬
⑨ 死体の捜索及び処理
⑩ 障害物の除去
⑪ 輸送費及び賃金職員等雇上費
⑫ 実費弁償

【根拠法令等】　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）

（２）災害弔慰金・災害障害見舞金

【目　　的】

①災害弔慰金

政令で定める自然災害により死亡（行方不明）した方の遺族に対し、市町の条例の定めるところにより弔慰金の支給を行い、被害を受けた遺族の弔慰を図る。

②災害障害見舞金

政令で定める自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた方に対し、市町の条例の定めるところにより、見舞金を支給し、障がい者の救済を図る。

【内　　容】

①適用基準（次のいずれかの場合であること。）

・１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害

・都道府県内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害

・県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害

・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２つ以上ある場合の災害

②弔慰金等の額

種類	対象者	金額
災害弔慰金	死亡者が災害弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合	500 万円
	その他の場合	250 万円
災害障害見舞金	障がいを受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合	250 万円
	その他の場合	125 万円

【支給される遺族の範囲】

配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

【実施主体】　熱海市（国→県→市）

※市町は条例により支給し、国と県が補助をする。

【補 助 率】　国２／４　　県１／４　　市１／４

【根拠法令等】　災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令

静岡県災害弔慰金等補助金交付要綱

熱海市災害弔慰金の支給等に関する条例

（３）災害援護資金貸付金

【目　　的】　災害救助法による救助の行われた自然災害により被災した世帯に対し、市町の条例の定めるところにより災害援護資金を貸付け、その生活の立直しを図る。

【内　　容】

①適用基準

県内において災害救助法が適用された市町が１箇所以上あること。

（但し所得制限あり）

②貸付金の償還期間

１０年（据置期間はそのうち３年、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第７条第２項内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合については５年）

③貸付金の利率

・保証人を立てる場合　　無利子

・保証人を立てない場合　据置期間中は無利子、据置期間経過後は１％（延滞の場合を除く）

④貸付金の限度額

(1)療養に要する期間がおおむね１ヶ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合　150 万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250 万円

ウ　住居が半壊した場合　270 万円

エ　住居が全壊した場合　350 万円

(2)世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150 万円

イ　住居が半壊した場合　170 万円

ウ　住居が全壊した場合(エの場合を除く。)　250 万円

エ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　350 万円

（注１）(1)のウ又は(2)のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残在部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

（注２）昭和４８年法律成立以来、熱海市には当該事例なし。

【実施主体】　熱海市

【費用負担】　国：２／３　　県：１／３

【根拠法令等】　災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令
静岡県災害援護資金貸付要綱
熱海市災害弔慰金の支給等に関する条例

（４）被災者生活再建支援制度

【目　　的】　自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

【内　　容】

①対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ １０世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ １００世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイに規定する災害が発生した都道府県内の他の市町村（人口１０万人未満に限る）において、その自然災害により５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

オ アからウまでに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ ア若しくはイの市町を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合に、
５世帯以上の全壊被害が発生した市町村（人口１０万未満に限る）
２世帯以上の全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）

②支給対象世帯

・住宅が全壊した世帯
・住宅が半壊、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯（解体世帯）
・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
・住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

③支給金額　　※被災時の世帯人員が一人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額

区分	基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）	加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）		計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
大規模半壊世帯	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
中規模半壊世帯	－	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

【実施主体】　被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）

【費用負担】　国：１／２　　支援法人：１／２

【適用実績】　平成１６年台風第２２号災害（全県適用）

令和３年７月伊豆山土石流災害

【根拠法令等】　被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）

被災者生活再建支援法施行令（平成１０年政令第３６１号）

（５）被災者自立生活再建支援事業

【目　　的】　自然災害により被災し、被災者生活再建支援法の適用を受けない市町に居住するものに対し、県が補助金を交付して、生活の再建を支援する。

【内　　容】

①対象世帯となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により県内において生ずる被害であって、被災者生活再建支援法施行令（平成１０年政令第３６１号）第１条各号に該当しないもの。

②支給対象世帯

・住宅が全壊した世帯

・住宅が半壊、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯（解体世帯）

・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）

・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世

帯（大規模半壊世帯）

・住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

③支給金額　　※被災時の世帯人員が一人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額

区分	基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）	加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）		計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
大規模半壊世帯	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
中規模半壊世帯	－	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

【実施主体】　県

【負担割合】　県：１０／１０

【根拠法令等】　静岡県補助金等交付規則（昭和３１年静岡県規則第４７号）第２２条
静岡県被災者自立生活再建支援補助金交付要綱
（平成１１年告示第９１４号）

（６）熱海市災害見舞金の支給

【目　　的】　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により、熱海市内において被害を受けた市民の援護を目的とする。

【実施主体】　熱海市（市単独事業）

【見舞金の額】

区分			金額
全壊・全焼　　全滅失・全流失		１世帯	１００，０００円
半壊・半焼　　半部滅失・半部流失		１世帯	６０，０００円
一部破損		１世帯	３０，０００円
床上浸水		１世帯	３０，０００円
消火作業による水損	１／２以上	１世帯	３０，０００円
	１／２未満	１世帯	１５，０００円

負傷者（ただし、１ヶ月以上の治療を要する見込みの者）	１人	３０，０００円
死亡者	１人	３００，０００円
その他市長が特に必要と認める者	１世帯	１０，０００円

【支給の状況】　（単位：件、千円）

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
件数	1	２５	5	4	0
金額	３０	９７０	２９０	４００	0

【根拠法令等】　熱海市災害見舞金支給要綱（昭和４９年告示第３１号）

２．令和３年７月伊豆山土石流災害に係る災害救助

（１）災害救助法の適用

【適用日】令和３年７月３日（土）

【適用基準】４号

（２）災害弔慰金・災害見舞金の実績

支給状況　（単位：件、円）

区　分		令和３年度	令和４年度
災害弔慰金	支給件数	21	0
	支給金額	62,500,000	0
災害見舞金	支給件数	0	0
	支給金額	0	0

（３）災害援護資金貸付金の実績

災害援護資金の貸付状況　（単位：件、円）

区　分	令和３年度	令和４年度
貸付件数	1	0
貸付金額	1,500,000	0

（４）被災者生活再建支援制度の実績

①被災者生活再建支援法の適用

【適用日】令和３年７月９日（金）

②被災者生活再建支援金

申請受付件数　（単位：件）

区　分	令和３年度	令和４年度
基礎支援金　受付件数	132	5
加算支援金　受付件数	12	7

３．日本赤十字社（熱海市地区）

（１）日本赤十字社熱海市地区事業

【事業概要】　日本赤十字社法に基づき、世界の平和と人類の福祉増進のため、博愛と人道を旗印に社員の募集、講習会（救急法、健康生活支援講習、水上安全法、幼児安全法、減災セミナー）の開催、災害救助活動、血液事業等を行うほか赤十字奉仕団の活動育成を行っている。

＊平成２９年度に、社員は会員へ、社費は会費へと変更された。

【赤十字救急法講習会】　（単位：人）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
資格認定者	３５	３０	0	0	0

①日本赤十字社の会員

日本赤十字社の会員は、日本国内の個人、法人であり人種や国籍等の制約はない。

日本赤十字社の事業の資金は会費により運営されているため、町内会や赤十字奉仕団の協力により、各家庭や会社等にお願いして会費を納めていただいている。

②会員募集の推移　（単位：千円、％）

区　分	会費（社費）＊		寄　付　金		合　計
	個人	法人	個人	法人	
平成３０年度	1,861	70	1,274	7	3,212
令和元年度	700	71	1,080	19	1,870
令和２年度	290	0	1,847	0	2,137
令和３年度	2,168	24	0	0	2,192
令和４年度	2,352	89	0	0	2,441

③日本赤十字社に対してなされる寄付金に適用される税法上の優遇措置

（要旨）日本赤十字社に寄せられる高額の寄付金は、個人関係は、特定寄付金、指定寄付金又は相続財産寄付金扱いとし、法人関係は、指定寄付金又は、特定公益増進法人に対する寄付金とし、税制上の優遇措置（免税）が認められる。

○個人として寄付を拠出された場合

区分	特定寄付金（所得税） 〈所得税法第78条第2項第3号〉	指定寄付金（住民税） 〈所得税法第78条第2項第3号〉 〈地方税法施行令第7条の17〉	相続税の非課税 〈租税特別措置法第70条〉
内容	日本赤十字社に対する寄付金で日本赤十字社の事業全般に充当されます	日本赤十字社各都道府県支部に対する寄付金で総務大臣の指定を受けた事業に充当されます （※１）	相続または遺贈により取得された財産からの日本赤十字社に対する寄付金で日本赤十字社の事業全般に充当されます
期間	通年	通年（予算の範囲内）	通年
措置	寄付金の金額（ただし上限は寄付者の年間所得額の40%）から２千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます	寄付金の金額（ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%）から２千円を差し引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます	寄付した相続財産の価格は、相続税の課税価格に算入されません

○法人として寄付を拠出された場合

区分	指定寄付金（法人税） 〈法人税法第37条第3項第2号〉 〈財務省告示に基づく指定寄付金〉	特定公益増進法人に対する寄付金 〈法人税法第37条第4項〉
内容	日本赤十字社各都道府県支部に対する寄付金で財務大臣の指定を受けた事業に充当されます（※２）	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業全般に充当されます。
期間	４～９月（予算の範囲内）	通年
措置	寄付金の金額が、法人の事業年度の所得計算上、限度額に関係なく損金算入されます	法人の通常有する寄付金損金算入限度額（イ）とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金算入限度額（ロ）の範囲内で寄附金の全額が損金に算入されます (イ)（資本金額等×当期月数／12×2.5／1000+所得の金額×2.5／100）×1／4 (ロ)（資本金額等×当期月数／12×3.75／1000+所得の金額×6.25／100）×1／2

※１、※２は、募集期間内であっても募集枠の関係で、適用にならない場合があります。

※１は、お住いの都道府県支部へのご寄付に限られます。

【表彰制度の概要】

○日本赤十字社への表彰（※対象期間は10年間です。）

表彰種別	社資額	表彰基準
特別社員	20,000円以上	一時または累計が 20,000円に達した場合
支部長感謝状	100,000円以上	一時または累計が100,000円に達した場合
銀色有功章	200,000円以上	一時または累計が200,000円に達した場合
金色有功章	500,000円以上	一時または累計が500,000円に達した場合
社長感謝状	金色有功章受章後、社資の累計が500,000円に達したごと	

○国の表彰

表彰種別	表彰基準
厚生労働大臣感謝状	個人　　１００万円以上　　５００万円未満 法人・団体　３００万円以上　１，０００万円未満 ※金額は同一年度内の累計額です
紺綬褒章	個人　　５００万円以上 法人　　１，０００万円以上

（２）献血事業

【事業概要】　昭和４１年献血推進協議会が発足して、献血互助会と協力、市内事業所、個人への献血要請、ポスター掲示など事業の推進に努めている。

【献血の状況】

区　分	献血目標（人）	献血実績（人）	達成率（%）	回数（回）	200cc（人）	400cc（人）
平成２８年度	５３０	３３５	６３．２	9	6	３２９
平成２９年度	４５０	２５３	５６．２	5	2	２５１
平成３０年度	３８０	１９８	５２．１	5	2	１９６
令和元年度	２３０	１５７	６８．３	4	5	１５２
令和２年度	２４０	１８２	７５．８	4	3	１７９
令和３年度	２６０	２３９	９１．９	5	5	２３４
令和４年度	２６５	２７９	１０５．３	6	7	２７２

４．戦没者遺族等の援護

【事業概要】　戦没者の遺族、戦傷病者等戦争犠牲者の援護については、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び恩給法に基づき進達事務等を実施している。

毎年のように法律の改正があり、給付内容の改善や援護対象者の拡大措置が取られ、対象給付者の高齢化等に伴い処遇改善の施策は重要な役割をもっている。

【熱海市の戦没者合同追悼式】

戦没者の霊を慰めるため、平成９年より熱海梅園内やすらぎの塔前にて追悼式を行っている。

戦没者数　　１，０２６柱

遺 族 数　　９２世帯

【法律による援護一覧】

１．戦没者遺族相談員

２．戦傷病者戦没者遺族等の援護

３．戦没者等の妻に対する特別給付金

４．戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

５．戦没者等の父母等に対する特別給付金

６．戦傷病者等の妻に対する特別給付金

７．戦傷病者の援護

８．未帰還者留守家族等の援護

９．未帰還者に関する特別措置

１０．引揚者給付金等

１１．引揚者等に対する特別交付金

１２．軍人恩給

１３．特別給付金国債等の買い上げ

１４．特別給付金国債等の担保貸付

１５．中国残留日本人孤児の身元調査、引揚者等の援護

５．民生委員児童委員活動

【事業の概要】　民生委員児童委員（主任児童委員）は担当区域において地域住民の生活状態や福祉のニーズを把握し、相談や助言を行うと共に市民と関係機関とのパイプ役としてまた行政のパートナーとしての地域福祉活動の推進につとめることを職務とし、本市福祉行政の推進役としての大きな役割を果たしている。

（委嘱）　厚生労働大臣

（任期）　３年（令和４年１２月１日～令和７年１１月３０日）

【活動状況】　令和４年度

内容別相談・支援件数		分野別相談・支援件数	
在宅福祉	８１	高齢者に関すること	１８０１
介護保険	５９	障がい者に関すること	１１１
健康・保健医療	１４６	子どもに関すること	２７９
子育て・母子保健	５６	その他	３８５
子どもの地域生活	１１５		
子どもの教育・学校生活	７２		
生活費	８６		
年金・保険	１８		
仕事	２２		
家族関係	７４		
住居	５０		
生活環境	１９４		
日常的な支援	７５０		
その他	８５３		
計	２，５７６	計	２，５７６

その他の活動件数	調査・実態把握	３８６件
	行事・会議等の参加協力	１，２４０件
	地域福祉活動・自主活動	１，５１２件
	民児協運営・研修	２，５９０件
	証明事務	１９６件
	要保護児童の発見の通告・仲介	７件
活動日数		１０，９４１日
訪問回数		５，８５１回

◎　熱海市要保護児童対策地域協議会　年３回（主任児童委員参加）
◎　熱海市不登校児等対策連絡協議会（九者会）　隔月４回（主任児童委員参加）
◎　不登校児ケース研究会・親子ふれあい教室・ぴよぴよ教室（主任児童委員参加）

【熱海市民生委員児童委員協議会】

民生委員児童委員の資質の向上のための研修の開催、情報の交換及び関係機関、地区民児協との連絡調整など組織的な運営を図り、地域社会における福祉の向上をめざして自主的な行動を行っている。

１．役　　員　　会長　１名　　副会長　３名　　理事　９名
　　会計　１名　　監事　　２名
２．会　　議　　理　事　会　毎月１回　　会長会　年２回
　　全員協議会　年　４回　　研修会　年１回
　　専 門 部 会　年　２回
３．専門部会　　・高齢者福祉部会　　・障害児者福祉部会　　・地域福祉部会
　　・児童福祉部会　　・主任児童委員部会

【熱海市法定地区民生委員児童委員協議会】

平成９年４月１日、熱海市内を４地区に分割、自らの活動拠点をおくことにより、自主的、組織的な運営を図り、地域に密着した民生委員児童委員活動を充実させている。

１．役　　員　　会長　１名　　副会長　３名　　理事　９名
　　会計　１名　　監事　　２名

２．地区民生委員児童委員数（主任児童委員各地区２名含む）
・第１地区民生委員児童委員協議会　　３２名（男１３名・女１９名）
（泉・伊豆山・初島・市内東部地区）
・第２地区民生委員児童委員協議会　　３２名（男１８名・女１４名）
（市内中央地区）
・第３地区民生委員児童委員協議会　　２９名（男２０名・女　９名）
（市内西部地区）
・第４地区民生委員児童委員協議会　　３６名（男１５名・女２１名）
（多賀・網代地区）
合　計　　１２９名（男６６名・女６３名）
（令和５年４月１日現在）

６．地域福祉基金の整備状況

【目　　的】　熱海市地域福祉基金は、地域における在宅福祉活動を推進するとともに、社会福祉事業の充実を図ることを目的に設置されたものである。

今後、在宅福祉活動の展開をはかるため、さらにこの基金積立の充実が必要となり、市民の健康の保持増進に努めることになる。

○福祉基金の実績　（単位：円、件）

区　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
寄付金	313,000	628,700	41,000	0	25,000,000
件　数	4	5	1	0	3
利　子	24,360	51,650	0	15,389	6,879
取崩し	41,310,000	20,000,000	0	0	0
年度末残　高	48,942,180	29,622,530	29,663,530	29,678,919	54,685,798

７．重層的支援体制整備事業への移行準備事業（重層的支援体制整備事業）

【目　　的】　地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために必要な移行準備を行うものである。令和３年７月伊豆山土石流災害により、令和４年度まで移行準備期間を延長した。令和５年度から事業を本格実施。

【開始年度】　令和３年度

【行政実績】　（単位：円）

区分	令和３年度	令和４年度
予算額	11,200,000	10,520,000
決算額	10,800,000	10,520,000

【実施主体】　熱海市

【業務委託先】　熱海市社会福祉協議会

【費用負担】　多機関協働事業等　　国３／４、熱海市１／４

【根拠法令等】　社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）

第　7　章

介護保険

第７章　介護保険

１．介護保険制度

（１）介護保険制度の概要

① 介護保険制度の概要

介護保険制度とは、介護が必要になった高齢者等を社会全体の仕組みで支える公的制度である。運営主体（保険者）は市区町村となる。

財源は、65歳以上の第１号被保険者、及び40歳から64歳までの第２号被保険者が納める保険料、並びに国、県及び市の負担金等で確保している。

介護サービスの提供については、提供主体として積極的に民間事業者が関っているため、高齢者等のニーズに合わせた幅広いサービス提供を可能としている。

また、現在の介護保険制度は、介護分野のみならず、医療、生活支援及び住まいの支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」を柱とする高齢者等の支援体制の中で展開され、高齢者等が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことを主眼に置き、運営主体（保険者）とその地域を中心に包括的に運営されている。

② 介護サービスの変革

平成12年度に創設された介護保険制度は、介護保険法の規定により、現在の状況や将来を見据えた推計をもとに、３年に一度の事業計画の見直しを図っている。

平成18年度には、「地域密着型サービス」や「地域包括支援センター」の創設、自立支援に資する「介護予防給付」や「地域支援事業」の導入等、介護予防重視型システムへの転換に向けた取組が始まった。

平成27年度には、「在宅医療介護連携」や「認知症総合支援施策」、「地域ケア会議」の推進、生活支援サービスの充実を目的とした「地域包括ケアシステム」の構築などが盛り込まれた。

また、平成29年度からは、地域支援事業において「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始し、より多様なサービスの提供体制の構築を図っている。

令和３年度からの第８期介護保険事業計画においては、住まい、医療、介護、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図り、高齢者が住み慣れた場所で安心して生活できる地域づくりを推進している。

誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことができる「地域共生社会」の実現を社会全体で目指していく中で、今後の介護保険制度は、地域包括ケアシステムの深化により、あらゆる支援施策と連携していく。

令和６年度より、「第９期介護保険事業計画」という新たなフェーズが展開される。地域の課題、支援の必要性及び介護サービス提供体制等を分析し、地域に有用な事業設計を行い、地域共生社会の実現に向けて必要な役割を果たしていく。

（２）要介護認定・サービス利用

① 要介護認定

介護保険によるサービスを利用するには、介護保険のサービスを利用したい被保険者（以下「利用者」という。）が運営主体（保険者）である市に申請し、要介護認定を受ける必要がある。この点は医療保険と制度上異なる。

この申請は、第１号被保険者は、日常生活において常に介護や支援が必要と認められた場合にできる。

また、40 歳以上 64 歳以下の「第２号被保険者」は、病的加齢現象が原因とされる特定疾病（癌、関節リウマチ、初老期の認知症、脳血管疾患等 16 種類の疾病）で介護や支援が必要と認められた場合に申請することができる。

市は、利用者の身体的機能、日常生活の状況、介護の方法、疾病・障害や現象（行動）の有無等を基準に認定調査員による調査を実施するとともに、利用者の主治医に対し「主治医意見書」の提供を求め、状態の把握に努める。これらの結果を踏まえ、医師、歯科医師、薬剤師及び介護福祉事業従事者を委員とした「介護認定審査会」において利用者の要介護（要支援）度を判定する。

要介護認定は、非該当、要支援１～２、要介護１～５に分けられ、その区分によってサービスを利用できる支給限度額や、受けられるサービスの種類等が決まる。（非該当となった利用者は、（３）の地域支援事業によるサービスを受けることができる。）

② サービス利用の手続き

要介護の認定を受けた利用者は、「居宅介護支援事業所」の介護支援専門員（ケアマネジャー）がどのようなサービスを利用するかを利用者及び家族等と協議のうえ決定し「居宅サービス計画書（ケアプラン）」を作成する。

また、要支援の認定を受けた利用者は、地域包括支援センター（高齢者相談センター）等の職員が「介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）」を作成する。

なお、施設入所する利用者は、その施設の介護支援専門員等に「施設サービス計画書（ケアプラン）」を作成してもらい、そのケアプランに基づき施設におけるサービスを利用する。

③ 利用者の負担額

サービスの利用に対する費用については、利用者は、本人（又は家族等）の所得額に応じ、サービスに要した費用のうち１割から３割を負担する。（介護保険適用外の費用は、実費相当額を支払う。）

（３）地域支援事業

① 概要

地域支援事業は、平成１８年度から介護保険制度に新たに位置付けられ、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築及び推進を担うものである。

具体的には、従来の介護予防事業に、予防給付による通所介護と訪問介護を加えた「介護予防・日常生活支援総合事業」のほか、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営、在宅医療・介護連携推進事業等を加えた「包括的支援事業」及び在宅高齢者等給食サービス事業等の「任意事業」から構成されている。

② 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援認定者又は基本チェックリストにより日常生活支援総合事業対象者（事業対象者）と判定された者に対して、高齢者相談センター（地域包括支援センター）のケアマネジメントにより多様なサービスが提供される「生活支援・介護予防サービス事業」と、地域で暮らす高齢者の介護予防を広く推進する「一般介護予防事業」を実施している。

③ 包括的支援事業

総合相談支援事業等を地域包括支援センターが実施するほか、市が在宅医療・介護連携推進事業等を実施して、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援している。

④ 任意事業

高齢者の在宅生活を支援するために、介護給付費等費用適正化事業、在宅高齢者等給食サービス事業及びその他の事業(成年後見制度利用支援事業・住宅改修費支援事業・熱海市在宅生活安心システム推進事業・認知症サポーター養成事業等)を行っている。

（４）保険料

① 第１号被保険者の保険料

65 歳以上の人（第１号被保険者）の保険料は、各市区町村で異なり、収入等により保険料の段階が決まる。老齢・退職年金等が年額 18 万円（月額１万５千円）以上の場合は年金から天引きされ（特別徴収）、それ以外の場合は市から送られた納付書により収めることになる（普通徴収）。

② 第２号被保険者の保険料

40 歳以上 65 歳未満の人（第２号被保険者）の保険料は、加入している医療保険料に上乗せして納付する。

③ 納付できない場合の罰則及び救済について

保険料の滞納があるときには、介護サービスを受ける場合の自己負担分の割合が引き上げられる等、滞納期間に応じた保険給付の制限を受けることがある。

なお、低収入（保険料第１段階から第３段階まで）のため支払に困窮している世帯には、徴収猶予や保険料の減免を受けられる制度もある。

④ 第１段階から第３段階までの保険料について

第１段階から第３段階までの低所得者の保険料の基本額については、公費（国、県、市の負担金）を投入することにより、その額を減額している。

（５）サービスの費用割合

① 介護サービスの費用割合

介護サービスの費用負担は、利用者が本人等の所得に応じて介護サービスにかかった費用の１割から３割を負担し、残りの分については、公費 50%保険料 50%で賄うこととなる。

公費の内訳は、居宅給付の場合で、国の負担金 25%、県の負担金 12.5%及び市の負担金 12.5%となり、保険料の内訳は、第１号被保険者 23%及び第２号被保険者 27%となっている。

② 地域支援事業の費用割合

介護予防・日常生活支援総合事業にかかった費用負担は、公費 50%保険料 50%で賄うことになる。公費の内訳は、国の負担金 25%、県の負担金 12.5%及び市の負担金 12.5%で、保険料の内訳は、第１号被保険者 23%、第２号被保険者 27%となる。

また、包括的支援事業・任意事業にかかった費用負担については、公費 77%及び第１号被保険者 23%で賄うこととなる。公費の内訳は、国の負担金 38.5%、県の負担金 19.25%及び市の負担金 19.25%となる。

２．介護保険事業の実施状況

（１）被保険者数及び要介護認定者数等

①被保険者数及び要介護認定者数等　　各年度末現在（単位：人）

区　　分	令和２年度	令和３年度	令和４年度
総　人　口	35,721	34,973	34,301
第１号被保険者　65歳～74歳以下	7,324	6,886	6,354
第１号被保険者　75歳以上	9,748	9,894	10,113
第１号被保険者数　計　(A)	17,072	16,780	16,467
第１号要介護認定者数　(B)	2,889	2,898	2,932
出　現　率　B/A	16.9%	17.3%	17.8%

資料　住民基本台帳、介護保険事業状況報告書（年報）

②要介護度別認定者数（令和５年３月31日）　　（単位：人）

区　分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
65歳～74歳以下	26	41	31	50	34	39	19	240
75歳以上	242	436	578	474	365	373	224	2,692
第１号被保険者数（計）	268	477	609	524	399	412	243	2,932
第２号被保険者数	2	8	3	6	7	15	3	44
総　計	270	485	612	530	406	427	246	2,976
構成比	9.1%	16.3%	20.6%	17.8%	13.6%	14.3%	8.3%	100.0%

資料　介護保険事業状況報告書（年報）

（２）サービス利用状況（介護保険事業状況報告書（年報）等より）

①サービス利用者数　各年度３月分実績（令和５年３月報告書より）　（単位：人）

区分・年度	令和２年度		令和３年度		令和４年度	
	第１号	第２号	第１号	第２号	第１号	第２号
認定者数	2,889	48	2,898	49	2,932	44
居宅（介護予防）サービス利用者	1,879	34	1,894	37	1,929	37
地域密着型（介護予防）サービス利用者	329	5	319	7	319	4
施設サービス利用者	411	0	417	2	410	3
①介護老人福祉施設	257	0	259	1	235	1
②介護老人保健施設	138	0	144	1	160	2
③介護療養型医療施設	1	0	1	0	0	0
④介護医療院	15	0	13	0	15	0

②在宅・施設サービス種類別年間延べ利用件数　（単位：件）

区分・年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
1.居宅（介護予防）サービス	66,484	69,841	71,366
①訪問サービス	23,872	25,785	27,212
②通所サービス	8,138	7,974	7,266
③短期入所サービス	1,478	1,405	1,342
④福祉用具・住宅改修	11,883	12,841	13,181
⑤特定施設入居者生活介護	3,980	3,985	3,962
⑥介護予防支援・居宅介護支援	17,133	17,851	18,403
2.地域密着型（介護予防）サービス	4,166	4,330	4,320
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	2	27
②夜間対応型訪問介護	102	108	105
③地域密着型通所介護	2,593	2,703	2,679
④認知症対応型通所介護	0	0	0
⑤小規模多機能型居宅介護	273	260	248
⑥認知症対応型共同生活介護	1,198	1,257	1,246
⑦複合型サービス	0	0	15
3.施設サービス	4,956	5,039	5,008
①介護老人福祉施設	3,119	3,132	2,925
②介護老人保健施設	1,651	1,740	1,907
③介護療養型医療施設	16	9	11
④介護医療院	170	158	165
計	75,606	79,210	80,694

③在宅・施設サービス種類別費用額　（単位：千円）

区分・年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
1.居宅（介護予防）サービス	2,629,514	2,702,316	2,707,458
①訪問サービス	714,292	746,921	784,367
②通所サービス	618,237	619,216	589,488
③短期入所サービス	180,134	179,357	162,399
④福祉用具・住宅改修	163,746	171,540	175,762
⑤特定施設入居者生活介護	738,058	761,841	768,822
⑥介護予防支援・居宅介護支援	214,687	223,441	226,620
2.地域密着型（介護予防）サービス	687,514	724,474	729,166
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	209	4,612
②夜間対応型訪問介護	3,046	3,446	3,506
③地域密着型通所介護	302,022	315,857	307,808
④認知症対応型通所介護	0	0	0
⑤小規模多機能型居宅介護	53,218	54,032	57,572
⑥認知症対応型共同生活介護	329,228	350,930	351,150
⑦複合型サービス	0	0	4,518
3.施設サービス	1,431,775	1,450,209	1,421,781
①介護老人福祉施設	876,930	881,948	806,264
②介護老人保健施設	490,976	510,012	553,758
③介護療養型医療施設	5,595	2,884	3,882
④介護医療院	58,274	55,365	57,877
計	4,748,443	4,876,999	4,858,405

※　「費用額」とは、介護給付費と利用者負担額（１～３割負担）の合計額。

（３）介護サービス費の支払状況

① 介護給付費用の状況　（単位：千円）

区分・年度	令和２年度	対前年比	令和３年度	対前年比	令和４年度	対前年比
給付費計	4,246,791	101.64%	4,361,925	102.71%	4,350,022	99.73%
高額介護・医療合算	122,641	106.54%	121,085	98.73%	119,798	98.94%
審査手数料	3,420	102.73%	3,581	104.71%	3,657	102.12%
特定入所者介護	127,440	101.68%	109,014	85.54%	90,973	83.45%
合計	4,500,292	101.77%	4,595,605	102.12%	4,564,450	99.32%
事業計画	4,777,584	102.94%	4,991,629	104.48%	5,165,040	103.47%
対計画比	94.20%	－	92.06%	－	88.37%	－

※ 審査手数料には、共同処理業務委託手数料等を含まない。

※ 特定入所者介護は、限度負担額を超えた居住費(滞在費)及び食費の補足給付。

（４）地域支援事業の実施状況

①地域支援事業費の状況　（単位:千円）

区分・年度	令和２年度	対前年比	令和３年度	対前年比	令和４年度	対前年比
介護予防・日常生活支援総合事業（旧介護予防事業）	152,717	84.62%	152,583	99.91%	159,257	104.37%
包括的支援事業	75,264	100.99%	67,671	89.91%	74,329	109.84%
任意事業	35,484	107.17%	25,487	71.83%	25,307	99.29%
合　　計	263,465	91.44%	245,741	93.27%	258,893	105.35%
事業計画	349,757	102.59%	364,988	104.35%	366,988	100.55%
対計画比	75.33%	—	67.33%	—	70.55%	—

②事業毎の実施状況

ア　介護予防・日常生活支援総合事業

(ア)総合事業訪問介護サービス費　（単位:人）

区　　分	令和２年度	令和３年度	令和４年度
訪問型サービス	3,110	3,136	3,511
訪問型サービスB	—	36	52

（イ）総合事業通所介護サービス費　（単位:人）

区　　分	令和２年度	令和３年度	令和４年度
通所型サービス	3,858	4,046	4,204
通所型サービスA	63	69	169
通所型サービスB	650	310	300

（ウ）一般介護予防事業の状況

区　　分		開催回数（回）		参加者延人数　（人）	
		令和３年度	令和４年度	令和３年度	令和４年度
普及啓発事業	相談会イベント等	9	6	82	67
	介護予防教室等	10	24	85	242
地域介護予防活動支援事業	サロン支援	0	8	0	359
	地域活動組織の育成及び支援	0	15	0	215

イ　包括的支援事業の状況

（ア）高齢者相談センター（地域包括支援センター）

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために、総合的な相談窓口の開設や、介護、福祉及び医療等の様々なサービスを適切に利用するための支援等、高齢者の生活を包括的に支援する役割を担う。

No.	事　業　所　名
1	熱海高齢者相談センター
2	南熱海高齢者相談センター
3	泉・伊豆山高齢者相談センター

（イ）在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制を構築し関係者の連携を推進する。

（ウ）認知症総合支援事業

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、早期診断・早期対応に向け「認知症初期集中支援チーム」を配置すると共に、認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを整備し地域づくりの推進をする。

また、支援機関の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援するための体制整備等を行う認知症地域支援推進員を配置し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を行う。

（エ）生活支援体制整備事業

様々な生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化をすると共に、高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。

ウ　任意事業の状況

（ア）介護給付費等費用適正化事業

要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化等を実施する。

（イ）家族介護支援事業（家族介護用品支給事業）

要介護認定が３～５の紙おむつを常時必要とする在宅高齢者を介護している家族に対し、介護用品と引き換えられる金券を支給して高齢者の在宅支援と介護者の負担の軽減を図っている。（第２章参照）

（ウ）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に係る成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬助成を行う事業を実施する。（第２章参照）

（エ）認知症サポーター養成事業

認知症になっても安心して暮らせる街を目指し、認知症の方と家族への応援者である認知症サポーターを養成し、認知症を正しく理解してもらい、できる範囲で手助けできるよう支援していく事業を実施する。

（オ）在宅高齢者等給食サービス事業

栄養改善が必要な高齢者に対し配食サービスを手段として活用し、安否確認を行い、自立した生活を継続できるように支援を行う事業を実施する。（第２章参照）

（カ）住宅改修費支援事業

住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成を行う事業を実施する。

（キ）在宅生活安心システム推進事業

ひとり暮らし高齢者等に対し緊急通報装置を貸与することにより、災害・急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を行う事業を実施する。（第２章参照）

（５）介護サービス提供事業者の状況（令和５年３月31日現在）

①　居宅介護サービス

在宅で生活しながら、利用できる介護サービス。

（ア）訪問介護（備考欄の「総合事業」は総合事業サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　考
1	スルガケアサービス熱海事業所	総合事業
2	中島介護サービスセンター	総合事業
3	熱海市社会福祉協議会　指定訪問介護事業所	総合事業
4	訪問介護事業所　海光園	総合事業
5	伊豆ケアサービス	総合事業
6	ヘルパーステーション熱海伊豆海の郷	総合事業
7	ライブリーケア中銀熱海	総合事業
8	ぽっかぽか・ハートケア熱海	総合事業
9	伊豆おはな	総合事業
10	ケアサポートだいだい	

11	訪問介護事業所ひまわり	総合事業

（イ）訪問入浴介護（備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	アサヒサンクリーン在宅介護センター伊豆	介護予防
2	訪問入浴サービス　ゆらっくす	介護予防

（ウ）訪問看護（備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	訪問看護ステーション　ゆらっくす	介護予防
2	中伊豆リハビリテーションセンター 訪問看護ステーション　そよかぜ　熱海サテライト	介護予防
3	あすか訪問看護ステーション	介護予防
4	K’ｓ訪問看護ステーション	介護予防
5	あたみ・かんなみ訪問看護ステーションサテライトゆがわら	介護予防
6	訪問看護ステーションＡＰＯＬＬＯ（アポロ）サテライト事業所	介護予防

（エ）訪問リハビリテーション（備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	国際医療福祉大学熱海病院	介護予防
2	熱海所記念病院　訪問リハビリテーション事業所	介護予防
3	さくら醫院　訪問リハビリテーション	介護予防
4	熱海　海の見える病院	介護予防
5	中伊豆リハビリテーションセンター	介護予防

（オ）通所介護（備考欄の「地域密着型」は地域密着型通所介護事業所、「総合事業」は総合事業サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	スルガケアサービス　ＡＭＢＩＫあたみ	総合事業
2	姫の沢荘　デイサービスセンター	総合事業
3	通所介護事業所　海光園	総合事業
4	アロー福祉企画　オレンジ・デイ	地域密着型・総合事業
5	デイサービスセンター　熱海伊豆海の郷	総合事業
6	伊豆介護センター　クラシオンカフェ熱海	地域密着型・総合事業
7	伊豆介護センター　クラシオンデポルテ熱海	総合事業

8	椿　デイサービス	地域密着型
9	まりんデイサービスセンター	総合事業
10	悠々の庵　泉	総合事業
11	悠々の庵　絆　（悠々の庵　泉ｻﾃﾗｲﾄ事業所）	
12	あたみ翔裕館	総合事業
13	サロンシップ　アジア	地域密着型
14	ぽっかぽか・ハートケア熱海	総合事業
15	伊豆介護センター　フルーズ熱海	総合事業
16	ライブリーデイ中銀熱海	総合事業
17	通所介護事業所　なぎ日和	地域密着型
18	通所介護事業所　こまち	地域密着型・総合事業
19	デイサービス　誉	地域密着型・総合事業
20	通所介護事業所　なぎ日和２号館	地域密着型・総合事業
21	デイサービス　木蓮	地域密着型・総合事業
22	中島介護サービスセンター　デイサービス　ほほえみ	地域密着型・総合事業
23	ゴールドケア　デイサービスセンター	地域密着型・総合事業
24	まごころデイサービス　エミディオ	総合事業
25	通所介護事業所ひまわり	総合事業

（カ）通所リハビリテーション（備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	ちとせ会　介護老人保健施設　葵の園・熱海	介護予防
2	静寿会　介護老人保健施設　菜の花	介護予防

（キ）短期入所生活介護（備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	特別養護老人ホーム姫の沢荘	
2	短期入所生活介護　熱海伊豆海の郷	介護予防
3	短期入所生活介護事業所　海光園	
4	中銀ケアホテル	

（ク）短期入所療養介護（備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	ちとせ会　介護老人保健施設　葵の園・熱海	介護予防
2	静寿会　介護老人保健施設　菜の花	介護予防

（ケ）福祉用具貸与及び販売（備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	介護ショップ　ミズタニ	介護予防
2	福祉用具フタバ	介護予防
3	あたみ１ばん	介護予防
4	ライブリーメイト中銀熱海	介護予防
5	東部レンタルサービス	介護予防　貸与のみ

（コ）特定施設入居者生活介護（備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	ネオ・サミット湯河原	介護予防
2	ベストライフ熱海	介護予防
3	中銀ケアホテル	介護予防
4	有料老人ホーム　熱海ゆとりあの郷	介護予防
5	ぽっかぽか・熱海館１号館	介護予防
6	有料老人ホーム　フレンズ南熱海	介護予防
7	ケアハウス　熱海伊豆海の郷	介護予防
8	養護老人ホーム　熱海伊豆海の郷	介護予防

（サ）居宅介護支援

No.	事　業　所　名
1	居宅介護支援事業所　熱海・あおいホームケアサービス
2	居宅介護支援事業所　熱海伊豆海の郷
3	ライブリーケア中銀熱海
4	居宅介護支援事業所　みらい
5	熱海市社会福祉協議会　指定居宅介護支援事業所
6	伊豆ケアサービス
7	居宅介護支援事業所　つなぐケア
8	悠々の庵　栄
9	中島介護サービスセンター
10	伊豆介護センター熱海
11	姫の沢荘　居宅介護支援事業所
12	ぽっかぽか・ハートケア熱海
13	アイルケア熱海営業所

14	スルガケアサービス熱海事業所
15	あいらいふ　在宅支援センター
16	居宅介護支援事業所　木蓮
17	まりん　居宅介護支援事業所
18	居宅介護支援事業所　ゆり
19	あたみ・かんなみ居宅介護支援事業所

② 地域密着型サービス

高齢者等が住み慣れた地域で日常生活をおくり続けるために、地域の特性やニーズに合わせた介護サービス。原則として、他の市区町村の住民は受けられない。

（ア）認知症対応型共同生活介護（備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	スルガケアサービス　グループホーム　ＡＭＢＩＫ	介護予防
2	中島介護サービスセンター　グループホーム　すまいる	介護予防
3	伊豆介護センター　クラシオン熱海	介護予防
4	あたみ翔裕館	介護予防
5	グループホームのどかの家　熱海	介護予防
6	愛の家グループホーム熱海水口	介護予防
7	けあビジョンホーム熱海	介護予防

（イ）地域密着型通所介護（備考欄の「総合事業」は総合事業サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	アロー福祉企画　オレンジ・デイ	総合事業
2	伊豆介護センター　クラシオンカフェ熱海	総合事業
3	椿　デイサービス	総合事業
4	サロンシップ　アジア	総合事業
5	通所介護事業所　なぎ日和	総合事業
6	通所介護事業所　こまち	総合事業
7	デイサービス　誉	総合事業
8	通所介護事業所　なぎ日和２号館	総合事業
9	デイサービス　木蓮	総合事業
10	中島介護サービスセンター　デイサービス　ほほえみ	総合事業
11	ゴールドケア　デイサービスセンター	総合事業

（ウ）小規模多機能型居宅介護（備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	ミモザ熱海湯庵	介護予防

（エ）夜間対応型訪問介護

No.	事　業　所　名	備　　考
1	伊豆介護センター熱海	介護予防

③　施設介護サービス

施設に入所して利用するサービス。常時介護や療養が必要な人やリハビリテーションが必要な人が、施設入所してサービスを受けるもの。

（ア）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

事　業　所　名	床　数
(福)熱海いでゆの園　特別養護老人ホーム姫の沢荘	50
(福)海光会　特別養護老人ホーム海光園	80
(福)湖成会　特別養護老人ホーム　熱海伊豆海の郷	100

【サービス内容】

常に介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所し、介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理等の提供を受ける。

（イ）介護老人保健施設（老人保健施設）

事　業　所　名	床　数
(医)静寿会　介護老人保健施設　菜の花	82
(医)ちとせ会　介護老人保健施設　葵の園・熱海	100

【サービス内容】

病気やけが等の治療後、機能訓練等を必要とする方が入所し、医学的管理下において介護、看護、リハビリテーション等の提供を受ける。

（ウ）介護療養型医療施設・介護医療院

該当事業所無し。

【サービス内容】

長期の療養に対応した医療、看護及びリハビリテーション等や日常生活上の介護について一体的に提供する。

（６）介護保険料の賦課の状況

①　保険料の算定基準（令和２年度から令和５年度までの間）

所得段階	該当者	年額保険料
第１段階	生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	20,100 円
第２段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得と課税年金収入額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	33,600 円
第３段階	世帯全員が市民税非課税で第 1 段階又は第 2 段階以外の人	47,000 円
第４段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税が非課税で合計所得と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	60,400 円
第５段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税が非課税で上記以外の人	67,200 円 （基準額）
第６段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	80,600 円
第７段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	87,300 円
第８段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	100,800 円
第９段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 500 万円未満の人	114,200 円
第 10 段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の人	120,900 円
第 11 段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の人	127,600 円
第 12 段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の人	134,400 円

② 所得段階別被保険者数

【令和５年３月 31 日現在】

所得段階	年間保険料	被保険者数（人）	各段階の割合（%）
第１段階	20,100 円	3,303	20.1%
第２段階	33,600 円	1,756	10.7%
第３段階	47,000 円	1,745	10.6%
第４段階	60,400 円	1,410	8.6%
第５段階	67,200 円	1,596	9.7%
第６段階	80,600 円	2,667	16.2%
第７段階	87,300 円	2,230	13.5%
第８段階	100,800 円	833	5.1%
第９段階	114,200 円	469	2.8%
第１０段階	120,900 円	152	0.9%
第１１段階	127,600 円	101	0.6%
第１２段階	134,400 円	205	1.2%
計		16,467	100.0%

（７）介護保険料の減免について

① 趣旨

低所得等の理由により、保険料を納付することが困難と認めた 65 歳以上の人（第１号被保険者）について、保険料の減額又は保険料の納付の免除（以下「減免」という。）を行う制度。

② 減免対象者

ア 第１号被保険者又はその世帯の生計維持者が、震災、風水害、火災その他災害により、財産に著しい損害を受けた場合。

イ 第１号被保険者の世帯の生計維持者が、死亡及び心身の重大な障害等により収入が著しく減少した場合。

ウ 第１号被保険者の世帯の生計維持者が、廃業、休業及び失業等により、収入が著しく減少した場合。

エ 保険料の所得段階において、第１段階から第３段階までの保険料を納める第１号被保険者の中で、下記の要件にすべて該当している人。

・世帯全員の市民税が非課税であること。
・市民税課税者に扶養されていないこと。
・市民税課税者と生計を共にしていないこと。
・資産を活用してもなお、生活が困窮している状態にあること。
・介護保険料の滞納がないこと。（分割納付の誓約が履行されていること。）

・年間収入が生活保護基準の 1.2 倍以下であること。

・預貯金等が 100 万円以下であること。

オ　新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第１号被保険者（令和２年度分より令和４年度分までの保険料が対象。申請は、令和５年度まで。）

カ　令和３年７月伊豆山土砂災害被災者に対する第１号被保険者（令和３年度の保険料が対象）

【根拠法令等】

熱海市介護保険条例（平成 12 年熱海市条例第 13 号）

熱海市介護保険事業に関する規則（平成 13 年熱海市規則第 33 号）

③ 減免対象者数　（単位：人、円）

減免理由	令和２年度	令和３年度	令和４年度
災害（火災等）	2	1	0
災害（東日本大震災被災者）	3	3	1
令和３年７月伊豆山土砂災害	-	36	-
死亡・重大な障害等	0	0	0
廃業・休業・失業等	0	0	0
低所得	1	1	3
新型コロナウイルス感染症	80	4	1
その他	0	0	0
合　計	86	45	3
減免額	5,371,450	1,567,350	74,100

（８）介護保険給付費準備基金の状況

④ 基金の目的

介護保険事業特別会計では中期にわたる財政収支の均衡を図り、健全な運営を行う必要があるため、決算上、剰余金が生じた場合等には剰余金を積み立て、保険給付費の見込み誤りや保険料収納率の悪化等により保険給付費に不足が生じた場合には、財源不足を補うことを目的として当該基金を設置している。

⑤ 基金の状況　（単位：千円）

区　　分	令和２年度	令和３年度	令和４年度
積　立　額	108,792	108,615	109,024
取り崩し額	8,255	0	0
積立額累計	625,435	734,050	843,074

※各年度末現在の状況。

第　8　章

健　康

第８章　健　　康

１．母子保健事業

（１）妊娠の届出・母子健康手帳の交付

【目　　的】　妊婦を早期に把握し、必要な時期に保健指導や健康診査を行うことにより母子保健についての正しい知識の周知を徹底させる。

妊娠中から分娩・産褥期・乳幼児期の記録を残すことで、一貫した健康管理を行う。

【対 象 者】　妊娠した者及び妊娠の届出をした者

【実施主体】　熱海市

【事業実積】

①　母子健康手帳、妊婦健康診査受診票交付状況

種　類＼発行場所	いきいきプラザ
母子健康手帳	８２
妊婦健診（初回）	８０
妊婦健診（２回目）	８０
妊婦健診（３回目）	８１
妊婦健診（４回目）	８１
妊婦健診（５回目）	８１
妊婦健診（６回目）	８３
妊婦健診（７回目）	８３
妊婦健診（８回目）	８３
妊婦健診（９回目）	８４
妊婦健診（１０回目）	８４
妊婦健診（１１回目）	８６
妊婦健診（１２回目）	８６
妊婦健診（１３回目）	８６
妊婦健診（１４回目）	８６
多胎妊婦健診（１回目～５回目）	2

超音波検査①	８０
超音波検査②	８１
超音波検査③	８３
超音波検査④	８６
血液検査	８４
血算検査	８６
ＧＢＳ検査	８５

②　新生児聴覚スクリーニング検査受診票・乳児健康診査受診票交付状況

	新生児聴覚スクリーニング	４か月児健康診査	１０か月児健康診査
交付数	７９	９０	９７

＜参考＞　出生数　８２人　（令和４年４月～令和５年３月）

【根拠法令等】　母子保健法　第１５条、第１６条

（２）母子健康診査

①　妊婦健康診査

【目　　的】　妊婦が妊娠中に定期的に健康診査を受診し、急激な母体の変化による異常の早期発見、胎児異常の発見及び異常出産・未熟児発生の予防等のため、適切な保健指導が受けられるよう、健康診査を実施することにより、妊婦の健康管理の向上を図る。また、産後においては産褥期の異常を早期に発見でき、適切な治療などの対応ができる。

【対 象 者】妊婦および産婦

【実施主体】熱海市

【事業実績】

※妊産婦健康診査受診状況　（　）内償還払い受診者再掲

健診の種類	受診券交付者	受診者	受診率(%)
初回	８０	７６（８）	９５．０
２回目	８０	７２（８）	９０．０
３回目	８１	６５（７）	８０．２
４回目	８１	６９（９）	８５．２
５回目	８１	６８（８）	８４．０
６回目	８３	６８（８）	８１．９
７回目	８３	６９（８）	８３．１
８回目	８３	７１（７）	８５．５
９回目	８４	６７（６）	７９．８
１０回目	８４	７１（１０）	８４．５
１１回目	８６	７８（１２）	９０．７
１２回目	８６	６６（１１）	７６．７
１３回目	８６	４８（９）	５５．８
１４回目	８６	３１（６）	３６．０
超音波①	８０	７２（８）	９０．０
超音波②	８１	６９（９）	８５．２
超音波③	８３	６９（９）	８３．１
超音波④	８６	７５（１１）	８７．２
血液検査等	８４	６９（１０）	８２．１
血算検査	８６	５８（１２）	６７．４
GBS	８５	７３（１１）	８５．９
新生児聴覚スクリーニング	７９	６９（１６）	８７．３
産婦健診１回目	８６	３８（８）	４４．２
産婦健診２回目	８６	６８（１４）	７９．１

※ 妊婦健康診査実人員及び延人員

実人員	１２２
延人員	９１９

【根拠法令等】　母子保健法　第１３条

②　新生児聴覚スクリーニング検査

【目　　的】　新生児期における聴覚障害の早期発見及び療養の推進を目的とする

【対 象 者】　生後１か月未満の新生児

【実施主体】　熱海市（医療機関へ委託）

【事業実績】

	出生数８２人の実施状況			助成した人数 （　）内償還払い受診者再掲		
	ＡＡＢＲ	ＯＡＥ	不明	ＡＡＢＲ	ＯＡＥ	不明
パス（Pass）	８１	１（０）	０（０）	６８（１６）	１（０）	０（０）
要再検（Refer）	０	０（０）	０（０）	０（０）	０（０）	０（０）
合計	８１	１（０）	０（０）	６８（１６）	１（０）	０（０）

【根拠法令等】　母子保健法　第１３条

③　乳児健康診査

【目　　的】　身体発育・発達、精神発達、栄養状態等を総合的に診断し、乳児の健康保持増進を図る。

乳児期の疾病や障害を早期に発見し、確実な治療に結び付ける。

【対 象 者】　４か月児及び１０か月児

【実施主体】　熱海市（医療機関へ委託）

【事業実績】

	対象者数	受診者数	受診率（%）	異常なし	要観察	要精検	要治療
４か月児	７８	７３	９３．６	７０	２	１	０
１０か月児	９１	８２	９０．１	７４	３	２	３

【根拠法令等】　母子保健法　第１３条

④　幼児健康診査・歯科健康診査

ア．１歳６か月児健康診査・歯科健康診査

【目　　的】　幼児初期の身体発育・精神発達面で、歩行や言語発達等の標識が容易に得られる１歳６か月の時点において健康診査を実施することにより、運動機能・視聴覚等の障害・精神発達の遅滞等障害をもった児童を早期に発見し、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立・う歯の予防・幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、健康の保持・増進を図る。

【対 象 者】　１歳６か月児

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　健康診査受診状況

対象者	受診者	受診率(%)	異常なし	要観察	要精検	要治療
７８	７６	９７．４	２７	４３	０	６

※　健診時の児の体調等により検査ができなかった場合は要観察としている

歯科健診実施状況

対象者	実施者	実施率(%)	フッ化物塗布実施者
７８	７５	９６．２	７４

う歯り患状況

受診者	異常なし	う歯り患者	り患率（%）
７５	７５	０	０

【根拠法令等】　母子保健法　第１２条

イ．２歳児歯科健康診査

【目　　的】　う歯予防についての知識の普及（生活指導、食事指導を含む）、及び具体的方法の指導を行うことにより、歯科保健の大切さに気づいてもらう機会とする。１歳６か月児健康診査での経過観察児に対して保健指導等を行い、疾病や障害を早期に発見するとともに、保育者に対して適切な支援をする。

【対 象 者】　２歳児

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

歯科健診実施状況

対象者	実施者	実施率(%)	フッ化物塗布実施者
８７	８２	９４．３	８１

う歯り患状況

受診者	異常なし	う歯り患者	り患率（%）
８２	８１	１	１．２

【根拠法令等】　母子保健法　第９条、第１０条

ウ．３歳児健康診査・歯科健康診査

【目　　的】　身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である３歳児に対して総合的な健康診査を実施し、疾病の予防・早期発見とともに、保育者への適切な指導及び育児支援を行い、幼児の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

【対 象 者】　３歳児

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　健康診査受診状況

対象者	受診者	受診率(%)	異常なし	要観察	要精検	要治療
１１０	１１７	１０６．４	５０	６０	2	5

※　健診時の児の体調等により検査ができなかった場合は要観察としている

歯科健診実施状況

対象者	実施者	実施率（%）	フッ化物塗布実施者
１１０	１１６	１０５．５	１１４

う歯り患状況

受診者	異常なし	う歯り患者	り患率（%）
１１６	１０７	9	７．７

【根拠法令等】　母子保健法　第１２条

（３）母子健康相談

①　７～８か月児相談

【目　　的】　乳児の発育・発達、並びに栄養摂取状況や保育環境について確認し、健康増進と疾病予防に必要な知識を提供する。

保育者の育児不安を解消し、乳児の健全な発育・発達を支援する。

【対 象 者】　７～８か月児

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　受診状況

対象者	受診者	受診率（%）
８６	８５	９８．８

【根拠法令等】　母子保健法　第９条、第１０条、第１４条

②　乳幼児相談

【目　　的】　育児、疾病予防、健康増進についての悩みや問題を個別に相談できる機会とし、育児不安を解消させる。保育者が、離乳食から幼児期までの食生活や、生活習慣に関する情報を得て、乳幼児の栄養と発育、疾病予防等に努められるように促す。乳幼児健康診査で発育・発達や養育に関して問題のあった児を継続的に観察し、保育者に適切な支援をする。

【対 象 者】　乳幼児及び保育者

乳幼児健康診査で経過観察が必要な児及び保育者

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　月（年）年齢定例乳幼児相談

0～5か月	6～11か月	1～2歳	3歳	4歳以上	総　数	回　数	人／回
５５	４７	８６	2	2	１９２	２４	８．０

【根拠法令等】　母子保健法　第９条、第１０条

③　２歳６か月児歯科相談

【目　　的】　う歯予防に関する指導を行うことにより、幼児の健康の保持増進を図る。

【対 象 者】　２歳６か月児

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　受診状況

対象者	受診者	受診率(%)	フッ化物塗布実施者
９３	７４	７９．６	７２

【根拠法令等】　母子保健法　第９条、第１０条

④　乳幼児健康診査事後相談

【目　　的】　各健康診査において、とくに精神発達に観察が必要な児について、疾病の予防や早期発見をし、家族への適切な助言、育児支援を行う。また、保育者への適切な助言を行うことにより、幼児の健康の維持・増進を図ることを目的とする。

【対　象　者】　幼児健診において発達に問題があると思われる児とその保護者

【実 施 主 体】　熱海市

【事 業 実 績】　各園への巡回相談（延）２１園、個別相談（心理相談）２名

【根拠法令等】　母子保健法　第９条

⑤　親子のふれあい教室（コアラ会）

【目　　的】　こどもの発達支援と親の育てる力を向上することを目的とする。

【対 象 者】　・発達に問題があると思われる幼児とその親
・家庭事情や経済事情等により、子育て意欲が低下している親と幼児
・親子関係に改善が必要と思われる幼児とその親

【実施主体】　熱海市　（社会福祉課　子育て支援室）

【事業実績】　実績結果

対象児実人員　２５人　　参加児（対象外児も含む）実人員　２５人

開催回数　　１２回／年

参加延人員

参加者内訳	対　象　児	対　象　外	合　　計	個別指導(人)
延人員	７９	0	７９	1

【根拠法令等】　母子保健法　第９条、第１０条

⑥　目の相談会 in 熱海

【目　　的】　健診、相談事業において目に関して心配な児に対し、専門職に相談し、必要時医療へつなげるよう支援する。

【対 象 者】　視力や斜視など目について相談のある児及び保護者

【実施主体】　熱海市（健康づくり課）・静岡県立沼津視覚特別支援学校

【事業実績】　実施なし

【根拠法令等】母子保健法　第９条、第１０条

（４）母子健康教育

① 両親学級・パパママクラス

【目　　的】　健康な赤ちゃんを産み育てるために、妊娠中を健康に過ごし、育児について積極的に考える姿勢をつくる。

【対 象 者】　妊婦とその夫、及び家族

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　参加状況

妊　　婦		夫	家族	妊婦参加率
対象者	参加者	参加者	参加者	（%）
初産　３３	２０	１１	１	６０．６
経産　４２	３			７．１

【根拠法令等】　母子保健法　第９条、第１０条、１４条

② 育児学級（通称名：ぴよぴよ教室）

【目　　的】　育児についての疑問・不安を解消でき、子供の健全な成長発達を促す学習の場とする。

【対 象 者】　生後３～４か月の乳児と家族

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　参加状況

対象者	参加者	参加率（%）
７９	６１	７７．２

【根拠法令等】　母子保健法　第９条　　母子保健指導事業（集団教育）

（５）母子訪問指導

【目　　的】

① 妊婦訪問指導　‥　妊娠に伴う症状や不安を軽減するため、訪問指導を実施する。

② 産婦訪問指導　‥　出産後の母体の回復を促すため、訪問指導を実施する。

③ 新生児（乳児）訪問指導　‥発育・発達、家庭環境等の確認をし、育児の問題や不安を解消するため、訪問指導を実施する。

④ 乳幼児訪問指導‥　発育・発達、家庭環境等の確認をし、育児の問題や不安を解消するため、訪問指導を実施する。

【対 象 者】

① 妊婦訪問指導　‥　妊婦健診の結果「貧血」、「体重増加が著明」、「血圧が高い」、「浮腫がある」の症状があるが、安静が必要なため来所できない人。若年（２０歳未満）。母子手帳を発行した時期が妊娠７か月以降の人。

② 産婦訪問指導　‥　熱海市に住民登録のある産婦。里帰り分娩で熱海に滞在し訪問を希望する産婦。

③　新生児（乳児）訪問指導‥　熱海市に住民登録のある児。里帰り分娩で熱海に滞在し訪問を希望する児。

④　乳幼児訪問指導 ‥ 発育・発達の状態について観察を要する児（未熟児も含む）。各種相談・健診が未受診で、来所できない児。家庭環境等確認する必要がある児。親の精神的フォローが必要とされる児。

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

※対象者別訪問指導件数（延べ人数）

総訪問人数	妊産婦	乳　児	幼　児	家族計画	その他	訪問世帯数
２８２	１０３	１０６ （１４）	１１	０	６２	８１

（　）内は新生児再掲

※乳幼児月齢（年齢）別訪問人数（延べ人数）

月　　齢	訪問人数	月　　齢	訪問人数
１か月児（～30 日） （新生児～28 日）	１４ （１４）	８か月未満（211 日～240 日）	０
		９か月未満（241 日～270 日）	０
２か月未満（31 日～60 日）	７８	10 か月未満（271 日～300 日）	０
３か月未満（61 日～90 日）	１４	11 か月未満（301 日～330 日）	０
４か月未満（91 日～120 日）	０	12 ヶ月未満（331 日～360 日）	０
５か月未満（121 日～150 日）	０	1～2 歳児	７
６か月未満（151 日～180 日）	０	３歳以上	４
７か月未満（181 日～210 日）	０	合計	１１７

※未熟児訪問指導　実人数９　延べ人数１２人

【根拠法令等】　母子保健法　第１０条、第１１条、第１４条、第１７条

（６）歯科保健推進事業（一部再掲）

①　歯科健康診査・フッ化物塗布事業（乳幼児健診・相談）

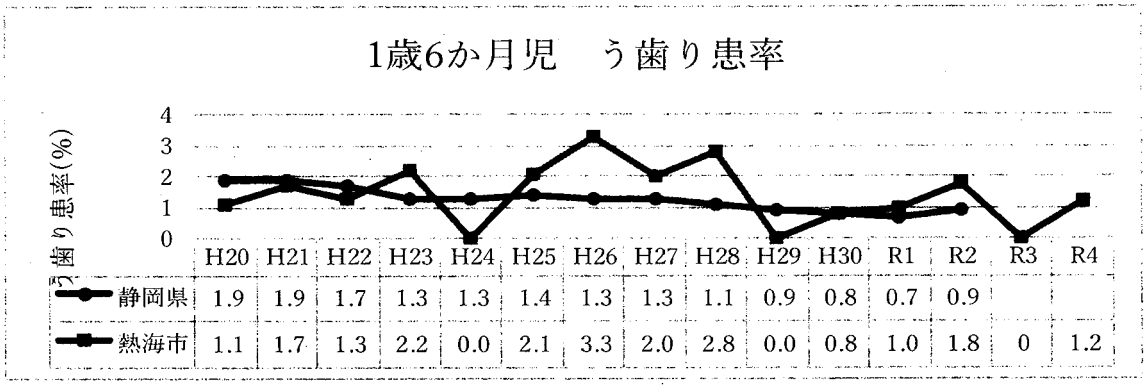
【目　　的】　乳幼児健診・相談時に歯科診察を行い口腔内の衛生状態を確認すると共にフッ化物を塗布することにより、乳幼児・小児期のう歯及び永久歯のう歯の発生を防止する。また、噛み方などの食生活・歯磨きの方法など総合的な歯科保健行動を指導する。

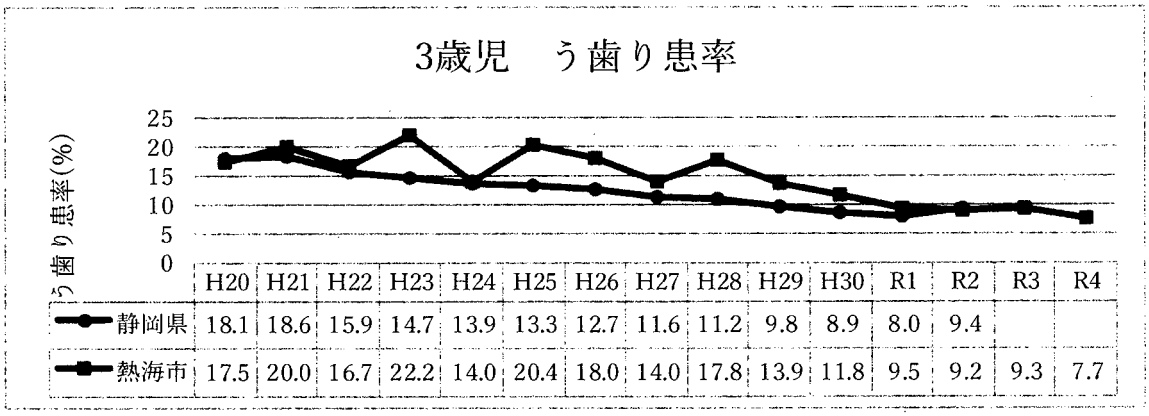
【対 象 者】　１歳６か月児健康診査対象者（フッ化物塗布開始　平成１５年４月）
２歳児歯科健康診査対象者　（フッ化物塗布開始　平成１５年４月）
２歳６か月児歯科相談対象者（フッ化物塗布開始　平成１５年１０月）
３歳児健康診査対象者　（フッ化物塗布開始　平成１６年４月）

【事業実績】

	対象者	受診者	受診率（%）	フッ化物塗布実施者	塗布率（%）
１歳６か月児健康診査	７８	７５	９６．２	７４	９８．７
２歳児歯科健康診査	８７	８２	９４．３	８１	９８．８
２歳６か月児歯科相談	９３	７４	７９．６	７２	９７．３
３歳児健康診査	１１０	１１６	１０５．５	１１４	９７．４

＜参考資料　各歯科健診う歯罹患率＞





【根拠法令等】　母子保健法 第９条、第１０条

静岡県民の歯や口の健康づくり条例　第６条

②　フッ化物洗口事業

【目　　的】　フッ化物洗口を実施することにより、幼児・小児期のう歯及び永久歯のう歯の発生を防止する。

【対 象 者】　集団（幼児期対象）：市内保育園・幼稚園に在籍する４、５歳児のうち保護者が希望する園児

個別（小学１年生～中学３年生）：対象年齢の希望する児童・学生

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

集団（幼児期）保育園５園、こども園１園　幼稚園３園

実施回数については、基本的に週５日

対　象	対象者	実施者	実施率（%）
４歳児	１００	９７	９７．０
５歳児	１０９	１０８	９９．１
合　計	２０９	２０５	９８．１

個別（小学１年生～中学３年生）フッ化物洗口剤を指定歯科医院に求め家庭で実施

対象	対象者	実施者	実施率（%）
小１	１１６	２５	２１．６
小２	１３３	８	６．０
小３	１４７	１４	９．５
小４	１３０	３	２．３
小５	１５８	７	４．４
小６	１７８	７	３．９
中１～３	４９２	１１	２．２
合計	１，３５４	７５	５．５

※対象者は令和５年３月末日人口より抜粋。その他、未就学児の実施者は１２名。

【根拠法令等】歯科口腔保健の推進に関する法律　第７条、第１０条
静岡県民の歯や口の健康づくり条例　第６条

③　妊婦歯科健康診査

【目　　的】　う歯になりやすい妊娠初期に歯科健診を行うことにより、妊婦自身と胎児のう歯の発生を防止する。

【対 象 者】　熱海市に住民登録のある妊婦

【実施主体】　熱海市（医療機関へ委託）

【事業実績】　対象者：７８名　実施者：３１名　受診率：３９．７％

【根拠法令等】母子保健法第９条・第１０条、静岡県民の歯や口の健康づくり条例第６条

④　１歳児歯磨き教室

【目　　的】　乳歯のはえ始めの時期に歯磨きの基本を学び、う歯の発生を予防する。

【対 象 者】　１歳児の保護者

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　１２回開催
対象者：８１名　　実施者：４９名　　受診率：６０．５％

【根拠法令等】母子保健法第９条、静岡県民の歯や口の健康づくり条例第６条

（７）母子健康包括支援センター「すくすく」事業

①　産後サポート事業（母乳相談事業「おっぱい相談会」）

【目　　的】　乳児の栄養は母乳が基本であるが、授乳についての悩みを抱える産婦も多い。また、母自身の病気や復職などの理由で母乳から人工乳へ切り替え

たいという相談も多い。専門職である助産師等に気軽に相談できる場を設け、同じ悩みを持つ仲間と集える場を提供することを目的とする。

【対 象 者】 ①母乳育児に対し相談や不安のある産婦とその赤ちゃん
②卒乳に関し相談や不安がある母子

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 年２４回開催　　利用人数：２１人（延べ人数）

【根拠法令等】母子保健法　第２２条

② 産後サポート事業（親支援プログラム「ＢＰプログラム」）

【目　　的】 ０歳児を初めて育てる母親が、子育ての仲間ができ、育児の不安が解消されストレスを軽減することができる。また、少し先を見通した育児知識を得られることによって、安定した子育てを行なうことができる。

【対 象 者】 ①生後２～５か月の児を持つ母。但し第１子。
②各教室定員１０組

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 春教室：５～６月　　秋教室：１１～１２月　　各４回コース

	春教室	秋教室
対象者数	１１	１６
参加人数（実人数）	4	6
参加人数（延べ人数）	１３	２０

【根拠法令等】母子保健法　第２２条

③ 保養型産後ケア事業（リフレッシュママ）

【目　　的】 妊娠や分娩によってゆがんだ骨盤を正常な位置に戻し、肩こり・腰痛・冷え性などの症状を予防するとともに、自分の身体と向き合う時間を持ち助産師が母親の相談にのることで不安やストレスの軽減を図る。

【対 象 者】 産後２～６ヵ月の母親とその子ども

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 年５回開催　　利用者数：２５人

【根拠法令等】母子保健法　第１７条の２

④ 療養型産後ケア事業

【目　　的】 出産後の一定期間、保健指導を必要とする母子が産科医療機関等でショートステイ（宿泊）やデイケア（日帰り）を利用し、出産後の母体の保護と育児能力の向上を目的とする。

【対 象 者】 ・４か月未満の乳児とその母親
・育児に不安があるが、家族等の支援が得られない母子
・医療行為が必要ない母子

【実施主体】　熱海市

（実施施設）　・上山レディースクリニック　・伊東市民病院　・ＪＣＨＯ三島総合病院
・桃太郎助産院　・鈴富助産院　・小田原レディースクリニック

【事業実績】

		上山レディースクリニック	伊東市民病院	JCHO三島総合病院	桃太郎助産院	鈴富助産院	小田原レディースクリニック
ショートステイ（宿泊）	実人数（人）	1	0	0	1		2
	延人数（人）	1	0	0	3		2
	利用日数	4	0	0	3		5
デイケア（日帰り）	実人数（人）	0	0	0	0		0
	延人数（人）	0	0	0	0		0
訪問型	実人数（人）				2	0	
	延人数（人）				3	0	

【根拠法令等】母子保健法　第１７条の２

⑤　妊娠期電話相談

【目　　的】　妊娠中からの不安を軽減し、安心して出産に臨み、赤ちゃんを迎えることができることを目的とする。

【対 象 者】　妊娠後期２２週以降の妊婦

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　実人員５６人

【根拠法令等】母子保健法　第２２条

（８）あたみっ子出産応援金支給事業

【目　　的】　妊娠、出産に係る保護者の経済的負担の軽減を図り、誰もが安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備するもの

【対象者】　１）申請時に住民基本台帳に記録があり、出産後も引き続き居住する意思のある妊婦

２）申請時に妊娠２２週以降出産日前日までに申請した妊婦

３）出産予定日において本市に住所を有する見込みのある妊婦

４）生活保護を受けていない方

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　申請者数　８２件　　※本事業は令和２年度より開始

（９）マタニティ・サポート事業

【目　　的】　妊婦が安心して妊娠及び出産ができるよう、出産時の移動に際して救急自動車で産院等までの搬送を行うもの

【対象者】　１）住民基本台帳に記録されている妊婦

２）当市に里帰りし、出産を迎える妊婦で搬送時に当市に居住している妊婦

【実施主体】　熱海市

【事業実績】※本事業は令和２年度から開始

登録ができる対象者数	８８
利用登録者数	７０
利用登録率	７９．５％
利用者数	１２
利用率	１７．１％

（１０）不妊治療費助成事業

①　特定不妊治療費助成事業（令和３年度終了、令和４年度は経過措置分）

【目　　的】　特定不妊治療費助成金は、経済的な問題から不妊治療をあきらめてしまう夫婦を支援するために、特に費用が高額になる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）について治療費の一部を助成するものである。

なお、平成２８年度より特定不妊治療に男性不妊治療（体外受精・顕微授精の治療に至る一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）を含む。

【対 象 者】　夫又は妻が熱海市民であり、特定不妊治療を行おうとする夫婦で第２子までを対象。治療期間の初日の妻の年齢が４３歳未満とする。

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

申請者の年齢と人数及び延べ回数

３０歳以下	1
３１～３５歳	0
３６～４０歳	1
４１～４５歳	2
申請をした人数	4
申請延べ回数	6

②　不妊治療費助成事業（令和４年度より開始）

【目　　的】　不妊治療又は不育症治療に要する費用を助成することにより、不妊治等を受けた夫婦の経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策の推進に寄与することを目的とする。

【対 象 者】　夫又は妻が熱海市民であり、不妊治療を行おうとする夫婦また不育治療を受けた夫婦で治療期間の初日の妻の年齢が４３歳未満とする。

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

申請者の年齢と人数及び延べ回数

	令和４年度
３０歳以下	0
３１～３５歳	2
３６～４０歳	0
４１～４５歳	1
申請をした人数	１１
申請延べ回数	１７

※申請者11名のうち母子健康手帳交付者6名。

治療内容の内訳

	令和４年度
薬物療法	0
タイミング療法	4
人工授精	1
体外受精	5
顕微授精	7
不育治療	0

（１１）未熟児養育医療

【目　　的】　未熟児は、正常な新生児と比べ生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりでなく、心身の障がいを残すことも多いことから生後速やかに適切な処理を講ずることが必要である。このため、医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行うことにより乳児の健康管理と健全な育成を図ることを目的とする。

（※平成２５年度より県から市へ権限移譲された事業）

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　（単位：人、件、日）

	令和４年度	令和３年度	令和２年度	令和元年度	平成３０年度
給付実人数	3	3	1	4	2
給付延べ件数	5	5	2	１１	4
給付延べ日数	７１	７８	１９	２３５	１５２
加算基準額適用日	0	0	0	0	0

※ 加算基準額適用　：　同一世帯から２人以上の児童が給付を受ける場合

（１２）熱海市出産・子育て応援給付金支給事業（令和４年度より開始）

【目　　的】　妊婦・子育て世帯に対し、出産・子育て応援給付金を支給することにより、出産及び子育てに係る保護者の経済的負担の軽減を図り、もって、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整備することを目的とする。

【対 象 者】　①出産応援ギフト支給対象者（支給対象妊婦）

ア　市内に住所を有していること。

イ　伴走型相談支援における妊娠の届出時の面談等を受けていること。

ウ　他市町村で出産応援ギフトの支給を受けていないこと。

②子育て応援ギフト支給対象者

ア　市内に住所を有していること。

イ　伴走型相談支援における出産後の面談等を受け、かつ、当該面談等

の起因となる児童を養育していること。

ウ　他市町村で子育て応援ギフトの支給を受けていないこと。

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　出産・子育て応援給付金給付者

・出産応援ギフト　　１０９人

・子育て応援ギフト　　６７人

２．あたみ国保特定健診・特定保健指導・フレイル健診

（１）あたみ国保特定健診・特定保健指導

【目　　的】　メタボリックシンドロームの危険因子を持つ人を抽出し、早期の段階で適切な保健指導を行い、生活習慣の改善に自ら取り組むように行動変容を促す。

【対 象 者】　特 定 健 診 ：熱海市国民健康保険に加入する４０歳～７４歳

特定保健指導：特定健診を受診しメタボリックシンドローム及び予備群に該当する者

【実施主体】　熱海市国民健康保険

【事業実績】

	対象者数（人）	実施者数（人）	実施率（%）
特　定　健　診	８，１９２	２，６９７	３２．９
特定保健指導（動機付け支援）	１４９	１０	６．７
特定保健指導（積極的支援）	３８	１	２．６

【根拠法令等】　高齢者の医療の確保に関する法律

（２）フレイル健診

【目　　的】　高齢者のフレイル状態を早期に発見し、受診後は介護状態にならないよう健康診査の結果を生かした保健事業に結び付ける。

【対 象 者】　後期高齢者医療に加入する７５歳以上の者

【実施主体】　静岡県後期高齢者医療広域連合

【事業実績】

	対象者数(人)	実施者数（人）	実施(%)
健　康　診　査	９，４８２	２，９３６	３１．０

【根拠法令等】　高齢者の医療の確保に関する法律

（３）受診率向上事業（インセンティブ事業「熱海健康 GET！GET！大作戦」）

【目　　的】　国の定めた特定健診の目標受診率に達さない現状にあるなか、市民の健

康増進及び生活習慣病の重症化予防のためには、市民の受診行動につながる効果的な取り組みが必要である。そのため、健康診査受診についてのインセンティブを付け、市民の健康診査受診への興味を高め、受診率向上に繋げることを目的とする。

【対 象 者】　熱海市の特定健康診査の受診資格がある６９歳以下の者

【実施主体】　熱海市

【内　　容】　受診をすると熱海ブランドＡ-ＰＬＵＳ認定品１，０００円相当がもらえることを広く周知し、受診行動に繋げる。

①若い年代の受診率向上

４０～４９歳の方は受診の確認ができ次第、引換券を発送

②全体（５０～６９歳）

希望者は受診後申込。抽選を行った上で引換券を発送

【事業実績】

対象者	発行数	引換件数	引換率
①４０～４９歳の受診者（全員）	１１６	７７	６６．４
②５０～６９歳の受診者 （応募した中から抽選）	１３１	１１９	９０．８

【根拠法令等】　熱海市国民健康保険保健事業実施計画（熱海市第２期データヘルス計画）

（４）重症化予防事業

①重複・多剤投与者等に対する取組

【目　　的】　本市の「データヘルス計画」では、「システムを活用して診療、薬剤の処方状況などを把握し、関係機関と連携して重複・多剤投与者について策を講じる」とし、医療費適正化に関する取組を行うとしている。重複・多剤投与者等の減少及び重複・多剤投与等を減らし適正な医療にかかることで、医療費の抑制や対象者の身体・経済的負担を軽減することを目的とする。

【実施主体】　熱海市

【対 象 者】　下記のいずれかに該当する者とする。

ア　重複受診者：同一疾病で、３医療機関以上をそれぞれ５日以上受診している者

イ　頻回受診者：同一疾病で、同一医療機関を１５日以上受診している者

ウ　重複処方者：３医療機関以上から、１剤以上重複して薬剤の処方を受けているまたは、２医療機関以上から、２剤以上重複して薬剤の処方を受けている者

【実施方法】

・KDB システムを用いて対象者を抽出。

・対象者それぞれに合わせた通知を作成し郵送。

・通知郵送後、対象者の受診行動がどのように変化したか、KDB システム等を用いて把握。

【事業実績】

	発送数
ア 重複受診者	５０
イ 頻回受診者	6
ウ 重複処方者	１１

②「熱海市版慢性腎臓病（糖尿病性腎症）重症化予防プログラム」の運用

【目　　的】　高齢化が進む中で生活習慣と社会環境の変化に伴う糖尿病患者数の増加が課題となっており、糖尿病の合併症のひとつである糖尿病性腎症における医療費も増加することにより逼迫することが懸念されている。その対策として国では平成２８年３月に「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定、静岡県においては平成３０年３月に「静岡県糖尿病性腎症予防プログラム」を策定。

国、県の方針を受け、本市では本市の特徴を盛り込んだ熱海市版プログラムを策定するため「重症化予防にかかる戦略会議」を開催し、令和２年３月に「熱海市版慢性腎臓病（糖尿病性腎症）重症化予防プログラム」を作成。市民の生活習慣病重症化予防を目的に効果的なプログラムの運用を行う。

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

①プログラムの事業評価「重症化予防にかかる戦略会議」の開催

回数	内容	参加委員数（人）
１回目	・令和３年度の保健事業取組及び課題について ・「熱海市版慢性腎臓病（糖尿病性腎症）重症化予防プログラム」（改定版）について	5
２回目	・「熱海市版慢性腎臓病（糖尿病性腎症）重症化予防プログラム（改定版）」（案）について ・今後の「プログラム改定」の周知及び活用について	5

②プログラムに沿ったハイリスク者の保健指導

かかりつけ医より「保健指導依頼書」を受け実施した保健指導件数　　３件

【根拠法令等】　「熱海市版慢性腎臓病（糖尿病性腎症）重症化予防プログラム」

３．健康増進事業

（１）市民健診（がん検診等）

【目　　的】　疾病を早期に発見し、予防活動に努め、心身の健康を保持する。

【対 象 者】　熱海市に住民登録のある者で以下の年齢(年度年齢)に該当する者

①健康診査・・・・・・・４０歳以上の生活保護受給者

②肺がん検診・・・・・・４０歳以上

③胃バリウム検診・・・・４０歳以上

④胃カメラ検診・・・・・５０歳以上偶数年齢

⑤大腸がん検診・・・・・４０歳以上

⑥前立腺がん検診・・・・５０歳以上の男性

⑦乳がん検診・・・・・・４０歳以上で昨年度未受診の女性

⑧子宮頸がん検診・・・・２０歳以上で昨年度未受診の女性

⑨骨粗しょう症検診・・・４０歳～７０歳までの５歳刻みの年齢の女性

⑩歯周病検診・・・・・・４０歳～７０歳までの５歳刻みの年齢

⑪肝炎ウイルス検診・・・４０歳以上で肝炎ウイルス検診を受けたことが無い者

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

① 市民健診（がん検診等）の受診状況

年　度	令和３年度			令和４年度		
健診内容／人数	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)
① 健康診査	—	43	—	—	40	—
眼底検査（再掲）	—	—	—	—	—	—
② 肺がん検診	27,773	5,456	19.7	27,429	5,590	20.4
喀痰検査	—	97	—	—	82	—
③ 胃バリウム検診	27,934	553	2.0	27,644	455	1.6
④ 胃カメラ検診	12,464	570	4.6	12,367	513	4.1
⑤ 大腸がん検診	27,934	3,502	12.5	27,644	3,609	13.1
⑥ 前立腺がん検診	10,577	1,638	15.5	10,595	1,611	15.2
⑦ 乳がん検診	7,867	918	11.7	14,729	1,008	6.8
⑧ 子宮頸がん検診	9,026	841	9.3	16,866	881	5.2
⑨ 骨粗しょう症検診	1,522	126	8.3	1,544	113	7.3
⑩ 歯周病検診	3,078	165	5.4	3,117	180	5.8
⑪ 肝炎ウイルス検診	—	470	—	—	426	—

② 市民健診（がん検診等）令和４年度精密検査結果　　（単位：人）

区　分	受診者	要精密検査者数	精密検査結果	
肺がん検診（読影）	5,590	34	受診者 異常なし 肺がん 肺がん疑い その他の疾患 未確定 未受診 未把握	25 6 5 1 11 2 3 6
肺がん検診（喀痰）	82	0	受診者数 異常なし 肺がん 肺がんの疑い その他の疾患 未確定 未受診 未把握	0 0 0 0 0 0 0 0
胃バリウム検診	455	21	受診者数 異常なし 胃がん 胃がんの疑い その他の疾患 未確定 未受診 未把握（未返送）	21 8 0 0 13 0 0 0
胃カメラ検診	513	67	受診者数 異常なし 胃がん 胃がんの疑い その他の疾患 未確定 未受診 未把握（未返送）	63 9 2 0 52 0 0 4
大腸がん検診	3,609	323	受診者数 異常なし 大腸がん 大腸がん疑い その他の疾患 未確定 未受診 未把握（未返送）	206 99 17 4 69 17 57 60
前立腺がん検診	1,611	128	受診者数 異常なし 前立腺がん 前立線がん疑い その他の疾患 未確定 未受診 未把握	80 17 1 22 11 29 33 15

乳がん検診（クーポン検診含む）	1,008	73	受診者数 異常なし 乳がん 乳がんの疑い その他の疾患 未確定 未受診 未把握	70 38 5 0 26 1 2 1
子宮頸がん検診（クーポン検診・市外償還払い検診含む）	881	11	受診者数 異常なし 子宮頸がん 子宮頸がん疑い その他の疾患 未確定 未受診 未把握	10 1 0 2 5 2 0 1

※精密検査結果は、令和５年５月２６日時点の値である。

③ 歯周病検診受診者状況

平成２９年度より、対象年齢を１０歳間隔から５歳間隔に変更。

対象者：４０・４５・５０・５５・６０・６５・７０歳男女　３，１１７人

受診者：１８０人

受診率：５．８％

年　齢	受診者数			結　果　内　訳		
	男性	女性	計	要精密検査	要指導	異常なし
４０歳	2	１０	１２	6	4	2
４５歳	2	8	１０	4	3	3
５０歳	１０	１６	２６	１４	8	4
５５歳	9	２０	２９	１４	7	8
６０歳	１１	１８	２９	１８	3	8
６５歳	２４	１１	３５	１７	１２	6
７０歳	１７	２２	３９	１８	１１	１０
合　計	７５	１０５	１８０	９１	４８	４１

④ 骨粗しょう症検診受診者状況

対象者　：４０・４５・５０・５５・６０・６５・７０歳女性　１，５４４人

受診者数：１１３人

受診率　：７．３％

実施方法：手骨の骨塩定量におけるＤＸＡ法、またはＣＸＤ法、ＤＩＰ法

年　齢	受診者数	結　果　内　訳		
		要精検者数	要指導	異常なし
４０歳	5	0	0	5
４５歳	3	0	0	3
５０歳	１２	3	0	9
５５歳	１５	2	0	１３
６０歳	１６	4	0	１２

６５歳	２６	7	1	１８
７０歳	３６	２１	1	１４
合　計	１１３	３７	2	７４

※　判定基準：要精密検査＝ＹＡＭ８０％未満、要指導＝ＹＡＭ８０％以上９０％未満

⑤ 肝炎ウイルス検診受診者状況

受診者内訳：節目年齢　５５人　　／　節目外年齢　３７１人

受診者数	Ｂ　型　の　結　果		Ｃ　型　の　結　果	
	陰　　性	陽　　性	陰　　性	陽　　性
４２６	４２６	0	４２６	0

令和４年度肝炎陽性者フォローアップ事業同意者数：Ｂ型０人、Ｃ型０人

【根拠法令等】　健康増進法　第１９条の２

（２）新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

【目　　的】　市区町村が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券を送付して、受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

【対 象 者】　令和４年４月２２日に熱海市に住民登録があり、下記条件に該当する女性

＜子宮頸がんクーポン検診＞

生年月日：平成９年４月２日～平成１５年４月１日生まれ（２０～２５歳）の女性

＜乳がんクーポン検診＞

生年月日：昭和５６年４月２日～昭和５７年４月１日生まれ（４１歳）の女性

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　受診状況

子宮頸がんクーポン検診			乳がんクーポン検診		
対象者数	受診者数	受診率（%）	対象者数	受診者数	受診率（%）
７１２	２１	２．９	１０３	１０	９．７

（３）若年がん患者等支援事業

① 妊孕性温存治療支援

【目　　的】　将来子どもを産み育てることを望むがん患者に対し、妊孕性温存治療に要する費用を助成することにより、若年がん患者の経済的負担の軽減を図る

ことを目的とする。

【対 象 者】　子どもを持つことが難しくなる可能性がある治療を行う必要がある４０歳未満の者

【事業実績】　０人

② 医療用補整具購入支援

【目　　的】　がん患者に対し、がん治療による外見変貌を補完する医療用補正具の購入に要する費用を助成することにより、がん患者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする

【対 象 者】　がん治療に伴う脱毛又は乳房を切除したことにより、ウィッグ、乳房補正具が必要となった者

【事業実績】　１３人

③ 在宅療養生活支援

【目　　的】　小児・若年がん患者の経済的負担の軽減を図り、在宅療養生活の質の向上に寄与することを目的とする。

【対 象 者】　がんの治療を目的とした治療を行わない４０歳未満の者

【事業実績】　０人

（４）受診率向上事業（インセンティブ事業「熱海健康 GET！GET！大作戦」）

【目　　的】　国の定めたがん検診の目標受診率に達さない現状にあるなか、市民の健康増進及び生活習慣病の重症化予防のためには、市民の受診行動につながる効果的な取り組みが必要である。そのため、健康診査受診についてのインセンティブを付け、市民の健康診査受診への興味を高め、受診率向上に繋げることを目的とする。

【対 象 者】　熱海市の市民健診の受診資格がある６９歳以下の者

【実施主体】　熱海市

【内　　容】　受診をすると熱海ブランドA-ＰＬＵＳ認定品１，０００円相当がもらえることを広く周知し、受診行動に繋げる。

①若い年代の受診率向上（子宮頸がん検診）

２０～３９歳の方は受診の確認ができたころで引換券を発送

②全体（４０～６９歳）

希望者は受診後申込。抽選を行った上で引換券を発送

【事業実績】

	発送数（件数） （②は申込数）	引き換え件数	引換率（%）
①２０～３９歳の子宮頸がん検診受診者（全員）	８５	５８	６８．２
②４０～６９歳の市民健診受診者（応募した中から抽選）	１４２	１０３	７２．５

（５）健康相談

① 総合健康相談

【目　　的】　心身の健康に関する一般的な事項について総合的な指導、助言を行い、

自己の健康状態を見つめなおし、生活習慣の改善や、適切な受診ができるような支援をする。

【対 象 者】　市民

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

	開催回数（回）	被指導延人員（人）
総合健康相談 （来所・電話等 随時相談）	１２６	１２６

【根拠法令等】　健康増進法　第１７条第１項

②　重点健康相談

【目　　的】　生活習慣病の予防、あるいは適切な受診、治療の継続をはかるため、自己の生活習慣を見つめ直し、改善できるよう支援していく。

【対 象 者】　・特定健診、各種検診等で所見が見られた者
・骨粗鬆症等の疾病予防の相談を希望する者
・精神疾患者等

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

	開催回数（回）	被指導延人員（人）
高血圧	１２	１２
脂質異常症	２	２
糖尿病	１１	１１
歯周疾患	０	０
骨粗鬆症	０	０
女性の健康	０	０
病態別	３５	３５
総合	６７	６７
精神（思春期相談含む）	０	０
腎機能低下	０	０
合　　計	１２７	１２７

相談回数は相談を受けた日を計上している。

【根拠法令等】　健康増進法　第１７条第１項

（６）健康教育

①一般健康教室（出前健康教室）

【目　　的】　地区・団体の要望に応じた健康に関する情報を提供することにより、疾病や正しい生活習慣について学習し、生活習慣の改善に役立てる。

【対 象 者】　町内会及び市民団体等

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　開催回数　１回　　被指導延人数　２３人

【根拠法令】　健康増進法　第１７条第１項

②重点健康教室

【目　　的】　本市の生活習慣病による死亡率、及び働く世代の生活習慣病の罹患率は県比較において高く、これを改善するためには、特定健診による循環器疾患の早期発見・適正治療が不可欠である。

特定健診の結果から自身の健康状況を理解し、生活習慣病予防への意識の向上を目的に、継続的な支援が出来る教室を開催する。

【教室内容】

教室名	対象者	教室内容	実施回数	参加人数（人）
健康食堂	特定健診の結果で糖尿病・高血圧症・脂質異常症である人（疑い含む）	・講義（保健師・栄養士） ・栄養アセスメント ・試食	２回	１９
ムキムキ教室	「健康食堂」の対象者（特定保健指導対象者も含む）で運動を希望する人	教室の最終目標を体脂肪測定の変化とした健康運動指導士による運動の実践	１クール（３回）	延べ３１ 実人員１３

慢性腎臓病（ＣＫＤ）予防教室	特定健診の結果で腎機能の低下の所見がある人	講義（保健師・栄養士） ・栄養アセスメント ほか	３回	５８

【実施主体】　熱海市

【根拠法令】　健康増進法　第１７条　第１項

（７）訪問指導

【目　　的】　日常生活において保健指導が必要な者及びその家族に対し、健康問題を総合的に把握した上での必要な指導を行い、心身機能の低下予防と健康の保持増進を図る。

【対 象 者】　・疾病予防のため、生活・食事面での指導が必要な者
・認知症や閉じこもり等の予防に関する指導が必要な者
・関係機関より訪問依頼があった者
・精神疾患者における保健指導が必要な者

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

指導内容	被訪問指導実人員	被訪問指導延人員
要指導者等	0	0
個別健康教育対象者	0	0

閉じこもり予防	0	0
認知症の者	0	0
精神疾患	0	0
その他	1	1
合　　計	1	1

【根拠法令等】健康増進法　第１７条第１項

（８）健康づくり事業

①　熱海市健康づくり総合推進会議（設置規定：平成１８年告示第１００号）

【目　　的】　熱海市における総合的な健康づくりの方策について協議し、住民の健康増進を図る。

【委 員 等】　［委員］１７名　　［定員］２０名以内

【任　　期】　令和３年６月２９日から令和５年６月２８日まで（２か年）

【実　　績】

会　議	開催日	出席者数	内　容
第１回	令和４年６月２９日	１１名	１．令和３年度書面会議結果 ２．令和４年度保健事業計画
第２回	令和５年３月８日	１２名	１．令和４年度保健事業中間報告 ２．令和５年度事業計画（案）

②熱海市歯科保健推進会議（設置規定：平成２５年告示第６５号）

【目　　的】　熱海市歯科保健計画の円滑な推進について協議し、歯や口の健康づくりを効果的に進める。

【委 員 等】　［委員］１２人　　［定員］１８人

【任　　期】　令和３年７月６日から令和５年７月５日まで

【実　　績】

会　議	開催日	出席者数	内　容
第１回	令和４年７月４日	１０名	令和３年度歯科保健事業実施状況 令和４年度歯科保健事業実施計画（案）
第２回	令和５年２月２２日	８名	令和４年度歯科保健事業実施状況 令和５年度歯科保健事業実施計画（案）

③　健康増進プラン推進事業（平成 25 年度～平成 35 年度）

【目　　的】　「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を実現するため、一人一人が取り組むことができるよう、様々な団体と連携を取りながら、健康づくりの環境整備、健康情報の伝達を行う。

【対 象 者】　市民

【事業実績】

ア　健康診査受診勧奨の取り組み

・広報あたみ、市内新聞等による呼びかけ

・市内各所（市役所内、医師会・薬剤師会・歯科医師会の協力、市内スーパー等の協力）でのポスター掲示

・健康づくり推進委員の啓発活動

イ　共食の推進「０（ゼロ）のつく日は家族（みんな）でご飯」事業の実施

・ポスターやのぼり旗の設置による周知

・広報あたみの掲載や栄養改善事業の際の声かけによる周知

ウ　家庭におけるフッ化物洗口推進の取り組み

・ポスター掲示とチラシ配布

・小学校低学年へ事業実施の勧奨はがきを送付

・就学児健診（新小学１年生）での啓発活動（年間３回実施）

【根拠法令】　健康増進法　第４条

④　健康まつり

【目　　的】　「熱海市健康増進計画」の推進の一環とし、「健康づくりの普及・啓発」を目的に、各関係団体との連携・協働を図り、情報発信の場として開催する。

【対 象 者】　市民

【実施主体】　熱海市健康まつり実行委員会

・熱海市医師会　・熱海市歯科医師会
・熱海市地区薬剤師会　・熱海市健康づくり推進委員連絡会
・静岡県結核予防婦人会熱海支部　・熱海市健康づくり食生活推進協議会
・静岡県看護協会熱海地区支部　・ＭＯＡ自然農法の会
・熱海健康福祉センター（保健所）・熱海市

【協力団体】

・しずおか健康いきいきフォーラム

・熱海伊東圏域リハビリテーション強化推進事業

・熱海伊東圏域認知症疾患医療センター

【開催概要及び内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により中止

（９）栄養改善事業

①　胎児期（母性）・乳幼児期における栄養相談・一般栄養指導

【目　　的】

胎児期・・体を取り巻く生活環境は複雑化し、食品の選択や摂取状況も多様化している今日、母子の健康増進の一部として栄養改善を図る必要がある。
母子の栄養改善を図るには、妊婦自身が食生活に関し、知識と理解を持ち、これを日常的に生かし、実践できるよう指導することを目的とする。

乳児期・・生涯を通して発育が最も盛んな時期であるとともに、望ましい食生活の基

礎をつくる重要な時期である。食物摂取の出発点であり、将来の食物嗜好形成の基礎でもある離乳食の大切さを啓発することを目的とする。

幼児期・・精神、情緒、及び運動機能が著しく発達してくる時期、食生活の関わり方により「食事に対する態度や知識」は、大きく影響する時期である。基本的な食習慣の確立を「発育・嗜好・しつけ」の３点から考慮し、肥満・虫歯予防等の様々な問題点の改善に努め、食生活の大切さを啓発することを目的とする。

【対 象 者】　熱海市民の妊婦、乳幼児

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　栄養相談・教室（母子保健事業）

事業名	指導者数(人)	指導方法
両親学級	延べ７４ (内、夫２６)	集団
ぴよぴよ教室	６１	集団
乳幼児相談	３９	個別（希望者）
１歳児歯磨き教室	４８	集団
７～８か月児相談	８５	個別
１歳６か月児健康診査	７６	個別
２歳児歯科健診	８２	個別（抽出）
２歳６か月児歯科相談	７４	集団
３歳児健康診査	１１７	個別
合　計	６５６	

【根拠法令等】　健康増進法・母子保健法

②　成人期・老人期における栄養相談・一般栄養指導

【目　　的】　健康診査等により自分の健康状態を継続的に把握し、疾病の早期発見に努めるとともに、自分の生活習慣をどのように改善したらよいかという、健康づくりの目安を得て食生活の面から疾病予防の実践に努めることを目的とする。

【対 象 者】　熱海市民

【実施主体】　熱海市

【実施実績】

ア．個別栄養相談（健康増進事業）

病態分類	相談者数（人）
高血圧	2

脂質異常症	0
糖尿病	２０
病態別	１１
骨粗しょう症	0
総合健康相談	6
合　計	３９

イ．集団栄養教育（健康増進事業）

分類		教室回数（回）	参加者数（人）
一　般		3	１６０
病態別	減塩	0	0
	CKD 予防	3	５８
	骨粗しょう症予防	0	0
	生活習慣病予防（健診結果説明会）	5	５０
合　計		１１	２６８

ウ．集団栄養教育（介護予防事業）

教室名	教室回数（回）	参加者数（人）
いきいき脳活セミナー	2	２３
膝痛・腰痛を楽にする教室	2	１７
合　　計	4	４０

【根拠法令等】　健康増進法　　介護保険法　高齢者の医療の確保に関する法律

③市民の健康づくりの推進　（栄養講座・教室、啓発事業）

【目　　的】　対象者別に問題点を課題化し、正しい食習慣を啓発する。

【事業実績等】

教室・ｲﾍﾞﾝﾄ等	開催場所	事業内容	開催日	参加者数（人）	実施主体
和田浜南町内会出前講座	起雲閣音楽サロン	骨粗しょう症予防のための食事（講話）	６月９日	１４	和田浜南町内会
エンゼルクラブ（第一小学校学童クラブ）	第一小学校	夏休みの上手な過ごし方（講話）	８月１日	７３	エンゼルクラブ
なぎの木クラブ（伊豆山小学校学童クラブ）	伊豆山小学校	（調理実習）	８月４日	１３	なぎの木クラブ
多賀っ子クラブ（多賀小学校学童クラブ）	多賀小学校	早寝早起き朝ごはん、おやつについて（講話）	８月９日	２１	多賀っ子クラブ
みつわクラブ（泉小学校学童クラブ）	泉小中学校	（調理実習）	８月１６日	9	みつわクラブ
シニアカフェ	西熱海集会所	フレイル予防のための食事（講話）	９月１６日	１２	熱海市健康づくり食生活推進協議会

生涯骨太料理教室	いきいきプラザ４階調理実習室	骨粗しょう症予防（講話）、骨密度測定	１１月２２日	１３	熱海市健康づくり食生活推進協議会
熱海高校食育講座	熱海高校体育館	何をどのくらいどうやって食べる？（講話）	１２月１９日	１６５	熱海高校
シルバー人材センター研修会	いきいきプラザ５階	誰にでも減塩できるコツ（講話）	２月２０日	６	シルバー人材センター

○高齢者と保健事業の一体的実施（ポピュレーションアプローチ）

対　　象：市内生活圏域３圏域に所在するサロンのうちフレイル質問票の結果から健康教育の介入が必要と判断されたサロンおよび栄養講話を希望するサロンに通う高齢者　（計８サロン）

内　　容：フレイル予防のための食事（講話）

参加人数：延べ８８人

④　学んで健康！クッキングセミナー（健康づくり食生活推進員養成講座）

【目　　的】　「健康づくり」をテーマに食生活の面から考え、学ぶための教室を開催し、生活習慣病予防の視点、薄れつつある食文化の伝承、食への感謝の念、食の安全性など、今必要といわれる「食育」についての知識を学び、自身の健康に役立てることを目的とする。また、健康づくり食生活推進員養成のカリキュラムを兼ねていることから、講座修了後には「健康づくり食生活推進員」のボランティア団体への入会を勧め、継続的に食への関心を高め、家族や地域のために活躍できるよう支援することも目的とする。

【対 象 者】　ア　一般市民

イ　食生活を基本とした健康づくりを推進する地域でボランティアに興味がある方

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　栄養を主とする講話、調理実習の講座。全８回のうち、講座５回以上の出席者を修了者とし、修了証書を交付する。

指導延人数１００人　（指導実人数及び修了者　：１４人）

【根拠法令等】健康増進法

⑤　食育推進会議

【目　　的】　食育基本法第１８条第１項の規定に基づく熱海市食育推進計画の素案及び見直し案の作成並びに食育推進計画に定める施策の実現を目的とする。

【委員構成】　推進会議の委員は、２０人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。①学識経験者②栄養・食生活関係団体から推薦を受けた者③教育関係団体から推薦を受けた者④生産者関係団体から推薦を受けた者⑤市職員及び関係行政機関の職員

委員数：１７名

任　期：令和４年８月９日～令和６年８月８日

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

日時	内容	参加委員数（人）
１１月１７日（木）	第１回熱海市食育推進会議 ・　これまでの熱海市の食育推進の取り組み状況 ・　各団体における食育推進への取り組みの情報共有と課題 ・　熱海市第４次食育推進計画の策定について　ほか	１２
令和５年 ３月１６日（木）	第２回熱海市食育推進会議 ・　次年度の本市の食育推進事業（案）について ・　熱海市食育推進計画の策定に向けて ・　「食育に関するアンケート」実施について　ほか	１３

【根拠法令等】食育基本法

（１０）健康づくり地区組織活動

①　熱海市健康づくり推進委員連絡会

【目　　的】　保健予防事業の推進、健康づくりの啓発及び普及等の活動を通じ、市民の健康の保持・増進を図る。

【組　　織】　保健活動推進に熱意があり、各町内会長の推薦を受けて市長が委嘱した者で構成される。

委　員　数：６０名
会　　長：　１名（役員会員より選出）
副　会　長：　２名（ブロック長を兼務）
ブロック長：　７名（内２名副会長）
広 報 委 員：　８名（南熱海のみ２名選出）
任　　期：　令和３年４月１日～令和５年３月３１日

【事業実績】

ア　会　議

総　　会　１回　　出席者　２８人
役　員　会　４回　　出席者　２８人（延人員）
広報委員会　２回　　出席者　１６人（延人員）

イ　研修会

全体研修会　１回　　出席者　２８人
演題：『煙を配らず気を配ってね！STOP！受動喫煙』
※役員会にて「ゲートキーパー養成講座」を実施（７人）

ウ　各地区活動

各町内会における健診の案内ポスターの掲示、回覧

エ　事業協力

健診期間における口コミ受診勧奨　　参加者　３５人

オ　関係機関会議等への参加

会議名	開催数	委任 委員数	備考
健康まつり実行委員会	１回	１名	任期１年間（年度毎）
熱海伊東地域医療協議会	０回	１名	任期２年間 （令和３年４月～令和５年３月まで）
食育推進会議	２回	１名	任期２年間 （令和２年８月～令和４年８月まで）
健康づくり総合推進会議	２回	２名	任期２年間 （令和３年６月～令和５年６月まで）
熱海市歯科保健推進会議	２回	１名	任期２年間 （令和３年７月～令和５年７月まで）

【根拠法令等】健康増進法　第４条

②　熱海市健康づくり食生活推進協議会

【目　　的】　食生活改善のための普及指導及び、自主活動を活発にし、栄養水準の向上と会員相互の研鑽により、市民の健康保持増進に寄与することを目的とする。

【組　　織】　市で行われている健康づくり食生活推進員養成講座を修了された者で構成する。

会員数　：　２８　人　　会　長　：　１人
副会長　：　１人
会　計　：　１人
書　記　：　２人
会計監査　：　２人

【活動実績】

ア　会議

会議名	回数・ 開催日	開催場所	活動会員数 （人）
熱海市健康づくり食生活推進協議会役員会	全１２回	いきいきプラザ	延べ５９
熱海市健康づくり食生活推進協議会総会	４月２５日	いきいきプラザ	１５ （委任状７）
令和４年度静岡県健康づくり食生活推進協議会総会	５月２４日	静岡県産学交流センター（ペガサート）６階	4
静岡県健康づくり食生活推進協議会 代表者会議	７月２７日	静岡県産学交流センター(ペガサート）６階	1

静岡県健康づくり食生活推進協議会理事会	全４回	静岡県産学交流センター(ペガサート) ７階	延べ４
健康づくり食生活推進員活動連絡会	全２回	オンライン開催	延べ５
熱海市歯科保健推進会議	全２回	いきいきプラザ	延べ２
熱海市食育推進会議	全２回	いきいきプラザ	延べ２
熱海市健康づくり総合推進会議	全２回	いきいきプラザ	延べ２
健康まつり実行委員会	６月２日	いきいきプラザ	1
令和４年度全国食生活改善及び 第５２回全国食生活改善推進員協議大会	９月１日 ９月２日	栃木県総合 文化センター	1

イ　研修会、講演会

a. 自主研修・交流会等

実施事業	開催日	開催場所	活動 会員数(人)
自主研修会①「ごきぶり団子づくり」	５月１９日	いきいきプラザ	１７
自主研修会②「伝達講習①」 過去料理教室のメニュー実習 「パングラタン」「トマトの冷製スープ」	７月１９日	いきいきプラザ	１２
自主研修会③「視察研修」 静岡県焼津市方面　施設見学　他	９月２９日	いきいきプラザ	１４
自主研修会④「伝達講習②」 次年度料理教室の予定メニュー実習 「牡蠣のグラタン」「小松菜と鶏肉のわさびマヨ和え」、骨密度測定　他	１１月２９日	いきいきプラザ	１５
自主研修会⑤「一年間の活動振り返えり」 昼食調理「豚汁、おしるこ」他	３月２８日	いきいきプラザ	１５

b. 全国、県研修会、熱海連絡会合同研修会等

実施事業	開催日	開催場所	活動 会員数(人)
牛乳・乳製品料理講習会 講師：静岡県栄養士会栄養ケアステーション　管理栄養士　杉本尚子氏 講話：「１食スタイル～１食で食塩相当量２ｇ以下の栄養バランスの良い食事～」、試食：乳和食３品	１２月１６日	いきいきプラザ	5

ウ　活動

a.　料理教室

事業名	開催回数	開催場所	活動会員数(人)	参加者数(人)
男性料理教室①②③	３回	いきいきプラザ	延べ１７	延べ２４
ふじのくに食育教室 （インリーダー講習会）	１回	いきいきプラザ	３	１４
大人向け料理教室 「生涯骨太カルシウムアップ料理教室」	１回	いきいきプラザ	６	７
大人向け料理教室 「おせち作り料理教室」	２回	いきいきプラザ	１３	２６

b.　地域活動（教室）

実施事業	回数・日時	開催場所	活動会員数(人)	参加者数(人)
西熱海町内会“シニアカフェ”	９月１５日	西熱海町内会集会所	５	１１

c.　地域活動（個人）

上記の教室以外にも、各会員から、ご近所・親戚・友人・知人等の個人への伝達活動が地域で活発に行われています。

d.　食生活改善普及活動

実施事業	回数・日時	開催場所	活動会員数(人)	参加者数(人)
はつらつキッチンレシピ紹介 毎月１９日頃に掲載されるもの	１２回	伊豆毎日新聞	１２	－

e.　市事業からの委託事業および協力

実施事業	回数	開催場所	活動会員数（人）	参加者数（人）
学んで健康！ クッキングセミナーでの調理指導 （熱海市健康づくり食生活推進員養成講座）	８回	いきいきプラザ	延べ１４	延べ１００
あたみっ子クッキング（学童クラブ対象料理教室）での調理指導	２回	泉・伊豆山学童クラブ	延べ　６	延べ　２２

f.　その他、活動検討会・事業打合せ会等

○事業打ち合わせ・その他　　回　　数：　７回
　　参加人数：　延べ２９人

○教室役員試作・打ち合わせ　　回　　数：　７回
　　参加人数：　述べ３６人

○教室担当者打合せ　　回　　数：　５回
　　参加人数：　延べ２９人

なお、料理教室の前日には教室のための買い物（教室準備）を行った。

【根拠法令等】食育基本法　健康増進法

４．歯科保健事業

（１）乳幼児期歯科保健事業

①　フッ化物塗布事業（母子保健事業より再掲）

【目　　的】　フッ化物を塗布することでう歯の発生を予防する。

【対 象 者】　１歳６か月児、２歳児、２歳６か月児、３歳児

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　実施回数:健康診査、歯科相談の会場で希望者のみに実施(年間 24 回開催)

事業名	参加者（人）	実施者（人）	塗布率（%）
１歳６か月児健康診査	７６	７４	９７．４
２歳児健康診査	８２	８１	９８．８
２歳６か月児歯科相談	７４	７２	９７．３
３歳児健康診査	１１７	１１４	９７．４

【根拠法令等】　母子保健法　第９条、第１０条

静岡県民の歯や口の健康づくり条例　第６条

②　フッ化物洗口事業（幼児期）

【目　　的】　フッ化物洗口を実施することにより、幼児・小児期のう歯及び永久歯のう歯の発生を予防する。

【対 象 者】　市内幼稚園・保育園に在籍する４歳、５歳児のうち保護者が希望する園児

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　実施回数：週５回

ア．各園実施実績

	対象者（人）	希望者（人）	実施率（%）
４歳児	１００	９７	９７．０
５歳児	１０９	１０８	９９．１
計	２０９	２０５	９８．１

イ．家庭でのフッ化物洗口実施実績

	希望者（人）	新規実施者（人）
幼児	１２	８

【根拠法令等】母子保健法第９条、第１０条、静岡県民の歯や口の健康づくり条例第６条

（２）学童期・青年期歯科保健事業

①　フッ化物洗口事業（学童期・青年期）

【目　　的】　永久歯が生え揃う小学生・中学生を対象に、フッ化物洗口によるう歯予防を家庭で実施することを促すため、フッ化物洗口薬剤の配布を行いう歯有病者の減少を目指す。

【対 象 者】　中学生までの市民

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　家庭でのう歯予防を促すため、フッ化物洗口剤薬剤を歯科医院で配布

	対象者（人）	実施者（人）	実施率（%）	新規実施者（人）
小１	１１６	２５	２１．６	２３
小２	１３３	８	６．０	０
小３	１４７	１４	９．５	４
小４	１３０	３	２．３	２
小５	１５８	７	４．４	２
小６	１７８	７	３．９	１
中１～３	４９２	１１	２．２	２
合計	１，３５４	７５	５．５	３４

※対象者は令和５年３月末日人口より抜粋

【根拠法令等】歯科口腔保健の推進に関する法律　第７条、第１０条
静岡県民の歯や口の健康づくり条例　第６条

②　出前講座（市内小中学校等への歯科衛生士派遣事業）

【目　　的】　年齢に応じた口腔衛生指導をすることで、口腔衛生に関する関心を持ってもらうとともに適切な対応ができる。

【対 象 者】　希望のある市内小中学校および幼稚園、保育園

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　実施回数：５回
参加者数：４９名

【根拠法令等】　静岡県民の歯や口の健康づくり条例第６条

（３）成人期歯科保健事業

①　歯周病検診

【目　　的】　高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。

【対 象 者】　熱海市内に住民登録のある４０歳、４５歳、５０歳、５５歳、６０歳、６５歳、７０歳の男女。

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　実施期間：９月～１２月の４か月

	対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）
４０歳	２２１	１２	５．４
４５歳	３１０	１０	３．２
５０歳	４８４	２６	５．４
５５歳	５１３	２９	５．７
６０歳	４７０	２９	６．２
６５歳	４９４	３５	７．１
７０歳	６２５	３９	６．２
計	３，１１７	１８０	５．８

【根拠法令等】　健康増進法　第１９条の２

② 出前講座（地区・団体等への歯科衛生士派遣）

【目　　的】　地区・団体の要望に応じて口腔や歯科に関する情報を提供し、参加者が学習したことを生活習慣の改善に役立てる。

【対 象 者】　市民

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　依頼なし

【根拠法令等】静岡県民の歯や口の健康づくり条例　第９条

（４）高齢期歯科保健事業

① いきいき脳活セミナー

【目　　的】　生活習慣病予防や脳機能、口腔機能の向上を図り、認知症予防の方法を自ら実践できるように支援する。

【対 象 者】　概ね６５歳以上の市民

【実施主体】　熱海市（長寿介護課が実施）

【事業実績】　実施内容：１クール６回の教室。うち１回が歯科衛生士による講義。

実施回数：２回

参加人数：２３人

【根拠法令等】介護保険法第１１５条の４５

５．結核予防・予防接種事業

（１）結核健康診断

【目　　的】　結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止する。

【対 象 者】　４０歳以上の市民

但し、事業者に雇用されている労働者・施設入所者を除く

【実施状況】　６～８月の３か月間、熱海市医師会に委託して実施。（市内１３医療機関）

受診者	５，５９０名
異常なし	５，４７５名
過労にならぬよう、過ごすこと	１０２名
再検査	１３名
（３か月後再検査１３名・６か月後再検査０名）	
要精密検査	０名

【根拠法令等】　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

（２）静岡県結核予防婦人会熱海支部

【目　　的】　結核は、今なお我が国最大の感染症であるにも関わらず、「結核は過去の病気」とする意識があるため、受診・診断の遅れを招き、集団感染を多発さ

せている。

静岡県結核予防婦人会熱海支部は、結核予防対策の推進力となり、結核の撲滅に協力し、併せて公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

【組　　織】　結核予防に関心があり、結核予防婦人会の活動の趣旨に賛同する者で構成する。

会員数：２９名
支部長：　１名（理事より選出）
副支部長：　２名
会　計：　１名
会計監査：　２名（理事を兼ねる）
理　事：２５名（会計監査２名を含む）
顧　問：　１名

【活動内容・実績】

①　理事会等

区分	令和３年度	令和４年度
理事会	１回	４回
役員会	３回	４回
研修会等	０回	１回

②　複十字シール募金運動

結核や肺がんその他の胸部に関する疾患をなくし、健康で明るい社会を作るため、これからの病気に対する知識の啓発と予防意識の高揚を図るとともに、事業資金を造成することを目的に、各町内会の協力を得て実施している。

受付期間　令和４年７月１２日　～　令和４年１２月２７日
募金金額　３７３，９５７円

③ 結核予防街頭キャンペーン

結核予防週間（９月２４日～９月３０日）の活動の一環として街頭ＰＲを行い、結核についての啓蒙・普及に努める。

※令和４年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施。

（３）予防接種法による事業（予防接種）

【目　　的】　伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康障害の迅速な救済を図る。

【実施状況】

予防接種名	対象年齢	接種条件・回数	対象者数	実施者数
ヒブワクチン	生後２か月～5歳未満	初回３回 (4～8週間隔)	81	１回目　74 ２回目　80 ３回目　80

		追加1回		追加　85
小児肺炎球菌ワクチン	生後2か月～5歳未満	初回3回 (27日以上の間隔) 追加1回	81	1回目　74 2回目　80 3回目　81 追加　82
B型肝炎	生後2か月～1歳未満	3回	81	1回目　74 2回目　79 3回目　84
BCG	生後3～1歳未満	1回	81	85
四種混合	生後3～90か月	初回：3回 (3～8週間隔) 追加：1回	81	1回目　81 2回目　79 3回目　84 追加　85
麻しん及び風しん混合(MR)	1期：生後12～24か月 2期：小学校就学前1年間にある者	1期：1回 2期：1回	91 126	1期　84 2期　114
水痘	生後12～36か月	2回	91	1回目　84 2回目　64
日本脳炎	1期初回・追加 生後36～90か月 2期 9歳及び高校3年生	1期初回：2回(1～4週間隔) 1期追加：初回2回目実施後翌年に1回 2期：1回	109 300	1回目　102 2回目　98 追加　93 2期　187
ジフテリア破傷風2期	小学6年に相当する年齢の児童	3種混合3回以上実施した者が、1回実施	187	95
ロタウイルス				
1価ロタリックス	生後6週～24週まで	2回：27日間隔	81	1回目　70 2回目　75
5価ロタテック	生後6週～32週まで	3回：27日間隔		1回目　4 2回目　5 3回目　8
インフルエンザ	65歳以上の者 60～64歳(※身障1級)	1回実施	16,867 －	7,824 1
高齢者肺炎球菌	年度内に65歳に達する者及び70・75・80・85・90・95・100歳・100歳以上の未実施者 60～64歳(※身障1級)	1回実施	495 －	157 0
子宮頸がん	(定期接種) 中学1年～高校1年相当する年齢の女子 (キャッチアップ接種) 平成9年度～平成17年度生まれで3回の接種を完了していない女性	3回実施		1回目　64 2回目　51 3回目　38
新型コロナウイルスワクチン	生後6か月以上	生後6か月～4歳　初回3回 5歳～11歳　初回2回 12歳以上　初回2回 ※5歳以上は初回終了後、一定期間を空けて次を接種		1回目　360 2回目　329 3回目 6,779 4回目 19,606 5回目 11,876

※高齢者肺炎球菌の対象者は接種券を郵送した６５歳のみとした。

※６０～６４歳までの高齢者肺炎球菌・インフルエンザ予防接種の対象者である「身障１級」とは、『心臓・腎臓・呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により身障手帳１級を取得している者』である。

※子宮頸がんワクチン接種は令和４年４月から接種勧奨を再開している。

※ロタウイルスワクチンは令和２年１０月１日より制度開始。

① 風しん抗体検査及び風しん第５期予防接種

【目　　的】　令和元年度から風しんの抗体価の低い世代の男性に対して、風しん抗体価検査を実施し、抗体価に低い者に対してＭＲ（麻しん風しん混合）ワクチン接種を実施することで風しんの流行拡大を防止し、市民の健康の確保を図る。

【対 象 者】　昭和３７年４月２日～昭和５４年４月１日出生の男性

【実施状況】　令和４年度実施者数（令和４年５月請求分～令和５年４月請求分）

抗体検査実施者数	５２名
予防接種実施者数	ＭＲ　：１４名 風しん：　１名

（４）予防接種法以外による事業（予防接種）

① 成人の風しん・ＭＲ（麻しん・風しん混合）予防接種費用の一部助成事業

【目　　的】　任意で風しん予防接種を受けた者に対し、その費用を助成することにより風しんの流行拡大による先天性風しん症候群発生を防止し、市民の健康の確保を図る。

【対 象 者】　次のうち、いずれかに該当する者。

ア　熱海市に住民登録のある、妊娠を予定または希望する２０歳～４９歳までの女性。

イ　熱海市に住民登録のある妊娠している女性の２０歳以上の配偶者及び同居している者。

ウ　熱海市に住民登録のある者で風しん抗体検査の結果、抗体価が、HI法で１６倍以下、またはEIA法で８．０未満、CLEIA法で１４．０未満と判定された者。

【実施状況】　令和４年度実施　８ 名（MR ８ 名　風しん０ 名）

（５）新型コロナウイルス感染症に関する事業

① 自宅療養者及び濃厚接触者に対する食糧支援

【目　　的】　新型コロナウイルス陽性者は、一定期間外出が禁止される。自宅で療養する人は、その間の食料品や日用品を確保する必要がある。また、濃厚接触者についても、買い物等短時間の外出は認められているが、公共交通機

関の利用については避けるよう勧められている。家族や親族から支援が受けられない場合には、確保が難しい場合があるため、療養期間に必要な食糧品や衛生用品を配布することにより、安心して療養生活がおくれるよう支援する。

【対 象 者】　熱海市に住民登録があり、家族や親族等から支援を受けられない等の理由で物資の提供を希望する次のアまたはイに該当する者。

ア　自宅療養者

イ　買物等に公共交通機関を利用しなければならない濃厚接触者

【内　　容】　陽性者は３日分、濃厚接触者は７日分の食糧をレトルト（A セット）もしくは生鮮食品（B セット）のいずれかを選択する。

【実施期間】　令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで

【実績状況】

区分		実績
自宅療養者	A セット	２３
	B セット	１３
濃厚接触者	A セット	0
	B セット	1

②　自己検査用抗原定性検査キット配布事業

【目　　的】　重症化リスクがない有症状者が自分で抗原検査を行うことで、医療機関を受診する人数を減らし、通常診療ができる体制を確保する。

【対 象 者】　次のうち、すべてに該当する者。

第１期（令和４年８月２０日～令和４年９月３０日）

ア　熱海市に住民登録のある者または単身赴任者や別荘等で熱海市に居住実態がある者。

イ　年齢が１８歳から３９歳までであること。

ウ　基礎疾患等がない有症状者または濃厚接触者。

第２期（令和４年１１月９日～令和５年２月２８日の平日）

ア　熱海市に住民登録のある者または単身赴任者や別荘等で熱海市に居住実態がある者。

イ　申込時点で、中学１年生から６４歳までの者。

ウ　基礎疾患等がない有症状者または濃厚接触者。

エ　発症または濃厚接触者になってから、診断のための検査を実施していない者。

オ　医療機関への受診及び薬の処方を既往しない者。

カ　妊娠していない者及び妊娠の可能性がない者。

キ　静岡県の自己検査･療養受付サイトへアクセスできる端末を所有し、登録作業やメールの受け取りができる者。

【実績状況】　（単位：人）

	８月	９月	１１月	１２月	１月	２月
１０歳代	２	１	９	５	１７	１
２０歳代	１３	２	６	７	２３	０
３０歳代	１０	１１	４	２６	１１	１
４０歳代			８	１１	１９	０
５０歳代			８	１０	２５	３
６０～６４歳			１	２	１２	２

６．高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

（１）高齢者に対する個別アプローチ（ハイリスクアプローチ）

【目　　的】　７５歳以上の高齢者で昨年度の健康診査未受診かつ医療情報がない者（以下、健康状態不明者という）の健康状態を訪問による対面と質問票の実施により把握し、必要に応じて適切なサービスへつなげる。

【対 象 者】　熱海市の日常生活圏域※のうち南熱海圏域・泉伊豆山圏域に居住する当該年度７５歳の健康状態不明者および熱海圏域に居住する７５歳～８４歳までの健康状態不明者

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　健康状態不明者総数　　２２７名
訪問による対面件数　　８６件
電話等による情報把握件数　　５８件
状況不明者（何等かの理由で訪問不可の対象者を含む）　　８３件

【根拠法令等】　医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

（２）通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

【目　　的】　地域の通いの場の参加者の健康状態を質問票により把握し、フレイル予防の必要性が高いと判断した通いの場へ健康教育を実施する。対象者が現在の地域での生活を継続できるよう、医療専門職の介入により健康問題の重症化及びフレイルを早期発見・予防する。

【対 象 者】　熱海市に所在する高齢者サロンへ通う者

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

	関与サロン数（延べ）	参加者数（延べ）
健康状態の把握	１０カ所	８９人
健康教育実施	６カ所	２９０人
合計	８カ所	３７９人

【根拠法令等】　医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

※熱海市の日常生活圏域：泉・伊豆山圏域、南熱海圏域、熱海圏域の３圏域

７．熱海市救急医療事業

（１）熱海市救急医療事業

【目　　的】　市内において発生した交通事故及び急患等に対しての救急医療業務を行う。また、市内医療機関診療時間外に発生した外来診療を要する急病患者及び消防署救急隊又はこれに準ずる方法により搬送された入院治療を要する重症患者に対しての救急医療業務を行う。

【実施医療機関】　医療機関市内２病院による輪番当番制にて実施

（熱海所記念病院・国際医療福祉大学熱海病院）

【診療体制】　午前８時３０分～翌日午前８時３０分（２４時間体制）

令和４年度　市内２病院における救急患者診療報告数　（単位：人）

	患者人数											
	市内住居者			その他			小計			小児	合計	総計
居住及びその他昼夜別	昼間	深夜	時間外	昼間	深夜	時間外	昼間	深夜	時間外			
救急車	1,004	302	521	396	147	284	1,400	449	805	66	2,720	5,807
その他	778	199	600	425	180	418	1,203	379	1,018	487	3,087	

（診療科目別再掲）　（単位：人）

	外来にて帰宅					入院					その他		合計
	内科	小児	外科	その他	計	内科	小児	外科	その他	計	小児	その他	
救急車	816	62	375	391	1,644	580	3	171	214	968	1	107	2,720
その他	1,182	481	711	589	2,963	70	5	22	22	119	1	4	3,087
計	1,998	543	1,086	980	4,607	650	8	193	236	1,087	2	111	5,807

（当番日数：３６５日）

※　昼間とは　　８：３０～１７：００

　　深夜とは　　２２：００～　６：００

　　時間外とは　　１７：００～２２：００、６：００～８：３０

（２）熱海市歯科救急医療事業

【目　　的】　年末年始（１２月２９日～１月３日）に発生した外来診療を要する歯科急病患者に対して歯科医療業務を行う。

【受託機関】　熱海市歯科医師会

【利用実績】　歯科救急患者診療報告　（単位：人）

区分	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	計
市内	1	8	2	2	3	0	１６
市外	0	0	1	2	0	1	4
計	1	8	3	4	3	1	２０

（３）初島診療所

【目　　的】　離島における医療の確保を図るため、診療所を設置し、島民の健康保持・増進、また診療所に外来する患者に対して診療業務を行う。

【施設概要】

名　　称　熱海市初島診療所　　所在地：熱海市初島２１７番地３

設 置 者　熱海市長　　管理者：鈴木　卓

診療開始日　昭和３７年４月１日

建物の概要　鉄筋コンクリート造３階建　１階の一部

敷地面積９７．５３㎡　　建物面積９７．００㎡

診療室・事務室（薬剤室を含む）・待合室・医師看護師宿泊施設

診 療 科 目　内科・小児科・外科

従 事 者　医師１名（医師会派遣医師及びＮＴＴ東日本伊豆病院勤務医）

看護師１名（熱海市職員）

診 療 日　火曜日・金曜日　午後　医師による出張診療

休 診 日　木曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（１２月２９日～１月３日）

利用実績】（令和４年度内訳）

診療月	診察日数	受診者数	内訳（住民）	内訳（観光客等）
４月	9	３１	２８	3
５月	8	２２	２１	1
６月	8	２８	２８	0
７月	8	３１	２９	2
８月	7	４７	４６	1
９月	8	２４	２４	0
１０月	8	５０	４８	2
１１月	8	５２	５１	1
１２月	8	３３	３３	0

1月	7	２２	２１	1
2月	8	２０	２０	0
3月	8	２０	２０	0
合計	９５	３８０	３６９	１１
月平均	７．９２	３１．６７	３０．７５	０．９２

【緊急時の対応】

救急患者発生時の搬送については、消防本部が調整を担当している。救急要請が発生した場合、診療所の看護師が身体状況を確認し、消防本部に報告する。消防本部は状況に応じた搬送方法を選択する。船による搬送は、昼間は定期船、夜間は協定書を締結した伊豆小型船安全協会熱海支部に依頼している。また、二次・三次救急への緊急搬送を必要とする患者が発生した場合は東部ドクターヘリでの搬送体制が確立されている。

令和４年度の実績は、緊急搬送は４件、ドクターヘリでの搬送７件。

第　９　章

社会福祉法人
熱海市社会福祉協議会

第９章　社会福祉法人　熱海市社会福祉協議会

１．熱海市社会福祉協議会の概要

【根　　拠】　社会福祉法（平成１２年法律第１１１号）
第１０章地域福祉の推進　第２節社会福祉協議会

【目　　的】　熱海市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

設　立　年　月　日　　昭和２６年１０月　１日
法人の認可年月日　　昭和４３年　３月１１日

【財　　源】　各種の福祉活動を進めるための財源は、市民からの社協会費、寄付金、共同募金の配分金、県・市の補助金、介護保険収入等によって賄われる。
市民の方々の社協に対する寄付金については、税法上の優遇措置がある。

年間会費　普通会員　１口　３００円
賛助会員　１口　１，０００円
特別賛助会員　１口　１０，０００円

【会員数及び会費収入の推移】

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
普通会員	6,201 口	5,724 口	5,549 口	5,838 口	6,258 口
	1,862 千円	1,717 千円	1,664 千円	1,751 千円	1,877 千円
賛助会員	376 口	370 口	327 口	275 口	253 口
	373 千円	370 千円	327 千円	275 千円	253 千円
特別賛助会員	166 口	162 口	151 口	161 口	150 口
	1,660 千円	1,620 千円	1,510 千円	1,610 千円	1,500 千円
合　　計	6,743 口	6,256 口	6,027 口	6,274 口	6,661 口
	3,898 千円	3,707 千円	3,501 千円	3,636 千円	3,630 千円

【社会福祉協議会の組織】

所 在 地　　熱海市中央町１番２６号　熱海市総合福祉センター内

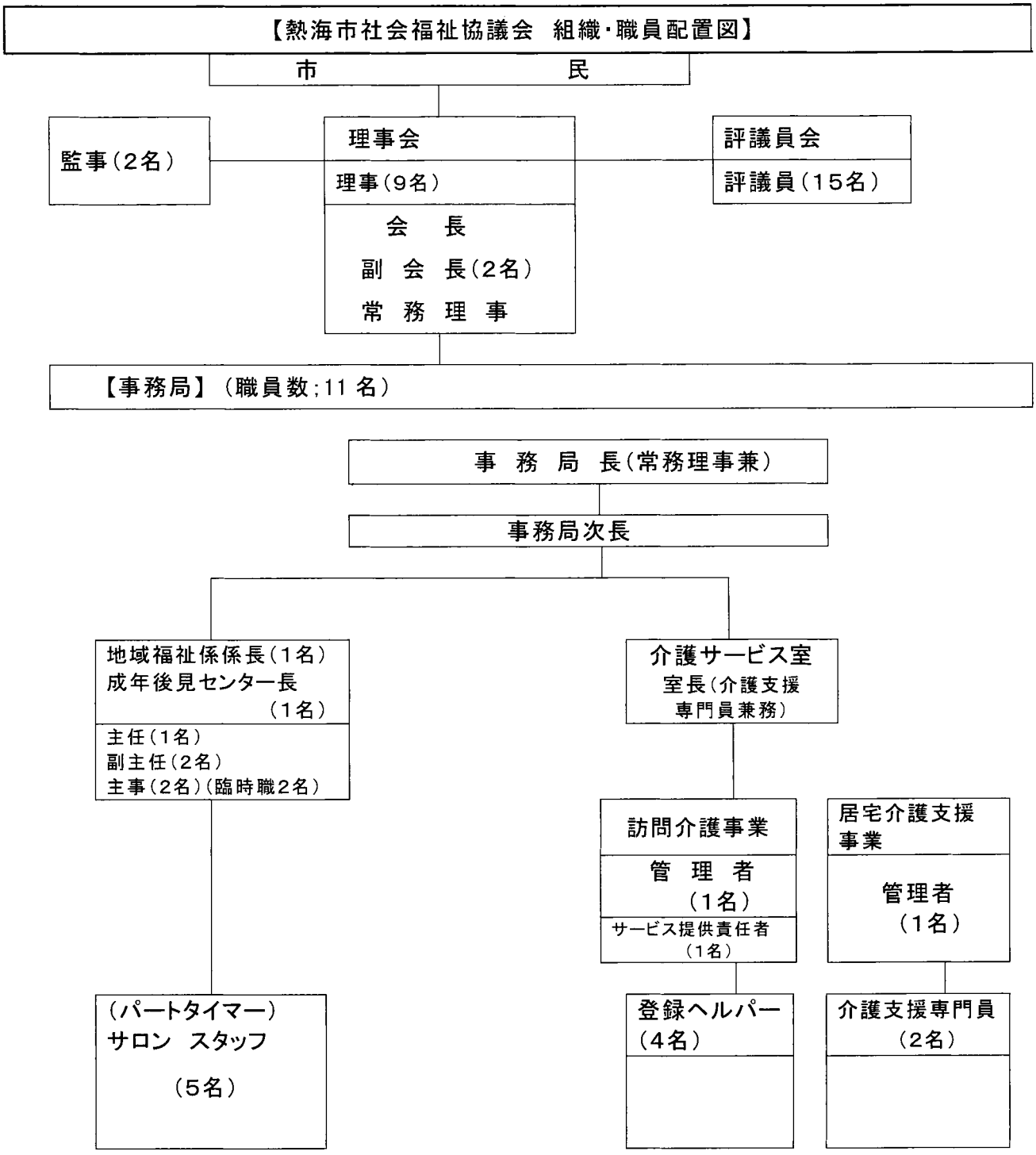
事務局：０５５７－８６－６３３９・６３４０

所 在 地　　熱海市中央町１８番６号（２階）

居宅介護支援事業所：８６－１１１２

訪問介護事業所　　：８６－１１１３

（令和５年７月１日現在）



【理事会・評議員会】　（単位：回）

区分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
理　事　会	3	4	4	3	3
評議員会	2	2	2	2	2
共同募金配分委員会	1	1	1	1	1

【社会福祉協議会予算額及び決算額】

令和４年度決算　（単位：千円）

勘定科目			本部拠点区分	介護拠点区分	合計
事業活動による収支	収入	会費収入	3,630		3,630
		寄附金収入	2,315		2,315
		経常経費補助金収入	16,775		16,775
		共同募金配分金収入	5,232		5,232
		受託金収入	62,248	72	62,320
		貸付事業等収入	82		82
		事業収入	5,621		5,621
		負担金収入	9,655		9,655
		介護保険事業収入		44,186	44,186
		障害者福祉サービス等収入		3,148	3,148
		受取利息配当金収入	9		9
		その他の収入	311	65	376
		≪事業活動収入計≫（１）	105,878	47,472	153,350
	支出	人件費支出	60,818	36,500	97,318
		事業費支出	7,736	1,854	9,590
		事務費支出	6,822	3,012	9,834
		貸付事業支出	82		82
		共同募金配分金事業費支出	5,482		5,482
		助成金支出	2,271		2,271
		負担金支出	9,380		9,380
		徴収不能額	7		7
		≪事業活動支出計≫（２）	92,591	41,366	133,957
	≪経常活動資金収支差額≫(3)＝(1)－(2)		13,287	6,106	19,393
≪施設整備等資金収支差額≫（４）			△3,422	0	△3,422
その他の活動収支差額（５）			△2,464	△1,031	△3,495
当期資金収支差額(6)＝(3)＋(4)＋(5)			7,392	5,074	12,466
前期末支払資金残高（７）			95,332	9,210	104,542
当期末支払資金残高（８）＝（６）＋（７）			102,724	14,284	117,008

令和５年度予算　　（単位：千円）

勘定科目			本部拠点区分	介護拠点区分	合計
事業活動による収支	収入	会費収入	3,615		3,615
		寄附金収入	420		420
		経常経費補助金収入	16,723		16,723
		共同募金配分金	2,420		2,420
		受託金収入	64,705		64,705
		貸付事業等収入	280		280
		事業収入	6,690		6,690
		負担金収入	9,643		9,643
		介護保険事業収入		49,495	49,495
		障害者福祉サービス等収入		2,998	2,998
		受取利息配当金収入	14		14
		その他の収入	253	1	254
		≪経常活動収入計≫（１）	104,763	52,494	157,257
	支出	人件費支出	73,965	46,005	103,741
		事業費支出	9,277	2,638	11,689
		事務費支出	7,196	4,254	8,832
		貸付事業支出	260		260
		共同募金配分金事業費	2,420		3,489
		助成金支出	3,714		2,116
		負担金支出			6,500
		流動資産評価損による資金減少額	20		84
		≪経常活動支出計≫（２）	96,852	52,897	136,711
	≪経常活動資金収支差額≫(3)＝(1)－(2)		7,911	△403	7,508
≪施設整備等資金収支差額≫（４）			0	0	0
その他の活動収支差額（５）			△2,418	1,607	△811
当期末繰越活動収支差額(6)＝(3)＋(4)＋(5)			5,493	1,204	6,697
前期末支払資金残高（７）				0	10,155
当期末支払資金残高（８）＝（６）＋（７）			2,580	4,107	6,687

（１）広報紙の発行

【目　　的】　市民に社会福祉に対する理解と協力を得るため、社協が中心に実施している、事業の活動状況をお知らせしている。

１　広報紙「社協だより発行」　２０，０００部×２回／年（全世帯配布）

２　ホームページによる情報の提供　　（最新情報の発信）

（２）高齢者料理教室

【目　　的】　高齢者に「バランスの取れた食事」の作り方を楽しみながら覚えて頂く事を目的にボランティアスタッフの協力により行っている。

令和４年度は、新型コロナウィルス感染症予防の為、開催を見送りました。

（３）サマーショートボランティア

【目　　的】　夏休みを利用して市内中学生を対象に福祉の体験活動をすることにより、若年層の福祉力の養成、さらに思いやりの心の育成を図る。

令和４年度も新型コロナウィルス感染症予防の為、開催を見送りました。

【実　　績】　（単位：人）

区　　分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
参加人数	１２０	１４０	開催中止	開催中止	開催中止

（４）ボランティアセンター（ボランティアビューロー）

【目　　的】　ボランティア団体が相互の連携と他団体との連絡調整を図ることにより、福祉の増進と地域福祉の進展に寄与し、ボランティア活動の円滑化と明るく住みよい社会をつくることを目的としている。

【事業内容】　ボランティアの育成や斡旋を行なっている。

【登録状況】　（単位：　人　団体）

		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
登録者数	個人	2	5	5	5	5
	団体	8	3	3	3	3
斡旋件数	件	7	0	0	0	0

（５）住民参加型在宅福祉サービス（有償ボランティア「こつこつ」）

【目　　的】　買い物、調理、清掃等の家事援護など、継続的に実施することが求められる住民同士の助け合い活動を支援する。

令和３年度　依頼者　３４名　　支援者　１０名
　　延活動実績　３５８件　　延活動時間　３１８時間

令和４年度　依頼者　３４名　　支援者　１０名
　　延活動実績　３５８件　　延活動時間　３１８時間

（６）地域福祉活動

①「福祉まつり」の開催

【目　　的】　市民の福祉意識の啓発・向上を図るため、福祉団体、福祉施設、熱海高校生等のボランティアの協力を得て、毎回テーマを決め、南熱海マリンホールで開催する。

令和４年度も新型コロナウィルス感染症予防の為、開催を見送りました。

（単位：　団体数）

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	平成３年度	令和４年度
実施日	11 月 17 日	11 月 16 日	開催中止	開催中止	開催中止
参加団体数	２８	２９	—	—	—

②はつらつサロン（市受託事業：生きがい活動支援通所事業）

【目　　的】　閉じこもりがちな高齢者の生きがいづくり・健康増進・仲間づくりの場を提供する。

（単位：人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
参加延べ数	１，３４０	１，０４３	３８１	３５６	４４４

③フレッシュサロン事業

【目　　的】　社協事業の理念である「地域での支え合い」の展開を図るため、町内会等の協力を得て、介護予防運動で健康維持等コミュニケーションづくりを進める上での基本事業と位置付け開催している。

【実施状況】　（単位：人）

開催地区（開催日時）	利用者数（延べ人数）				
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
網代（毎週水曜日）	７０４	６７１	２８８	３６１	３６１
南熱海（毎週木曜日）	７４７	６０２	５７９	４２５	４２５
中野（毎週木曜日）	３８９	３８７	５０２	２９５	２９５
熱海（毎週木曜日午前）	７５４	７８１	２４６	１９６	１９６
熱海（毎週木曜日午後）	２５９	２５９	２３７	２１５	２１５
熱海（毎週金曜日午前）	９２５	９２５	３２７	２３９	２３９
熱海（毎週金曜日午後）	９１３	９１３	１１２	０	０
伊豆山（毎週火曜日）	５０４	５０４	３５９	２４１	２４１
泉（毎週火曜日）	６８６	６８６	４１９	４１９	４１９
合　　計	５，８８１	５，４８１	３，０６９	２，２１５	３，２９９

④ふれあい・いきいきサロン

【目　　的】　お年寄りの心身の健康維持、生きがいづくり、引きこもりの防止等を目的に、住まいのより近くで気軽に参加できる地域サロンを開催する。

【運　　営】　地域の利用者とボランティア相互の話し合いにより運営する。

【実施状況】　（単位：人）

開催地区 （開催日時）	利用者数（延べ人数）				
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
上多賀サロン （毎週金曜日）	１，２７５	１，２４８	５７１	６５０	６５０
つつじガ丘サロン （第２・４木曜日）	１１５	休会	休会	休会	休会
和田木サロン （第１・２・３月曜日）	８２３	１，０２６	６００	９６０	９３６
下多賀サロン （第２・４木曜日）	３４５	５０４	０	１４３	１９２
西山サロン （第１・３火曜日）	休会	休会	休会	休会	休会
あおばサロン （第２・４水曜日）	１９２	１０８	０	０	２３０
伊豆山浜サロン （第３月曜日）	２１６	３２４	１０３	８３	２４０
熱海中央サロン （第１月曜日）	２８８	２６４	０	４５	１５６
桃山台サロン （第３火曜日）	５７	６６	２０	１５	１２
網代ふれあいサロン （第３火曜日）	２８６	３１２	１０２	１４４	１７８
西熱海１０９会 （毎週火曜日）	３２０	３３６	０	０	０
コミュニティー スペース ひまわり （毎週水曜日）	５４８	７６８	２９５	２３６	３８０
前の沢サロン （第２・４火曜日）	１３４	３３６	１６０	１２６	９０
椿ふれあいサロン （毎週土曜日）	１９６	２１０	１１２	１００	１５
中野ふれあい いきいきサロン （第２・４月曜日）	平成30年 ４月登録 １０	１９２	３８	５８	７５
ファミリーサロン （第３日曜日）	平成30年 ４月登録 １０	１４４	１１６	０	８４０
泉 多芸クラブ （毎週　土曜日）	平成30年 ４月登録 ４６０	３７６	１５４	３４４	８７４
チャチャほんく（泉） （第４木曜日）	平成30年 ４月登録 ８	４８	０	０	０

明日のための ワン・ツーサロン			１４０	２００	３６４
上多賀体操サロン					６５０
桜木町いきいき サロン					３１６
多賀文庫					３，８３９
合　　計		５，３４６	６，２６２	２，４１１	１０，１６４

（７）ふれあい福祉相談事業（総合福祉センター2階相談室）

【目　　的】　社会福祉協議会では、市民の皆様の身近な相談所として福祉総合相談窓口を開設している。

【相談の状況】　（単位：件）

区　　分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
開設回数	２４６	２４４	２４４	２４６	２４５
相談件数	１７３	１１５	１１７	１，４２８	９６２

【相談の内容】　（単位：件）

区　　分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
生　　計	５２	６８	６９	９８８	５２５
健康・医療	0	0	0	0	
住　　宅	0	3	1	３５１	３６７
老人福祉	0	1	0	0	
家　　族	0	1	1	0	
心身障害者福祉	0	0	0	0	0
ボランティア	１０	3	3	３５	３４ こつこつの件数
介　　護	0	1	3	0	
精神・保健	0	0	0	0	0
財産（相続）	0	4	0	0	
債　　務	0	0	0	0	0
自立支援事業	１８	１３	１２	３０	１１
後見制度	4	２３	１６	１７	２２
社会貢献	3	0	1	7	3
その他	１８	4	１３	0	0
合　　計	１０５	１２１	１１９	１，４２８	９６２

（８）災害ボランティアセンター

令和３年７月５日開設。１０月に復興ボランティアセンターと名称変更。

ボランティア登録者　4,265 人（内熱海 997 人・県内 3,559 人・県外 706 人）

支援団体数　35 団体　　活動日数　134 日　　活動人数　1,668 人

活動経過　当初人命救助、捜索が優先され規制線が張られたため、7 月 21 日からの活動となった。10 月 4 日より災害ボランティアセンターから復興ボランティアセンターに名称を変更。

主なニーズ　土砂・流木撤去・家財出し・家財処分・家屋修繕、養性・引っ越し・家屋内、外壁の洗浄

令和４年７月１日～通常ボランティアに変更

活動日　119 日　活動延べ人数　約 130 名

（９）伊豆山ささえ逢いセンター

令和３年 10 月 4 日に熱海市と共同運営で開設いたしました。主に 6 名の相談員と熱海市の保健師、県社協アドバイザーとで個別支援にあたっております。

支援対象世帯　127 世帯

相談件数　　延べ 1,760 件（訪問・電話・手紙・来所・その他）

相談内容　　住宅関係 334 件・介護医療関係 214 件・家族関係 208 件・就労関係 104 件・経済面 47 件・その他 853 件

（１０）居宅介護支援事業（ケアプラン作成）

利用者やその家族の意向、希望に寄り添いながら適切なケアプラン作成、サービスの情報提供を行います。

・ケアプラン作成人数　１，６９７人　（令和３年度　１，５５４人）

（１１）訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

（ア）ケアプランに基づき、利用者宅を訪問し介護サービスを行います。

・利用者人数　　年間延べ　２，７８３人　（実利用者数　４２２人）

（令和３年度　延べ　３，２０２人（実利用者数４１６人））

（イ）総合事業（地域支援事業）

従来の予防給付が市の核となる地域支援事業に移行。ケアプランに基づいた介護サービスの提供を行います。

・利用者人数　　延べ　７６６人　（実利用者数　１７４人）

（令和２年度　延べ　５９１人　（実利用者数　１３４人））

（ウ）障害福祉サービス（障害者自立支援事業）

ケアプランに基づき、利用者宅を訪問し介護サービスを行います。

・利用者人数　　延べ　６４４人　（実利用者数　２００人）

（内訳　移動支援　１５人・福祉サービス　２６人）

（令和３年度　延べ　５８２人　（実利用者数　９０人））

（１２）通所介護事業（デイサービス）

※通所介護事業（デイサービス）は、令和３年３月３１日をもって閉鎖しました。

（１３）社会福祉大会

【目　　的】　社会福祉の向上を目指し、多年にわたり福祉事業及び福祉活動の推進に功労のあった人々に感謝を顕わすため毎年開催している。
昭和６２年から熱海市と共催で実施している。

【会　　場】　熱海市役所第１庁舎４階第１・２会議室

【実　　績】　開催日　令和４年１１月２日

【被表彰者状況】　（単位：人、団体）

区　　分		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
大会会長表彰状	個人	２２	7	4	１７	9
	団体	0	0	0	0	0
大会会長感謝状	個人	9	8	4	9	8
	団体	0	0	0	0	0
社協会長表彰状	個人	１６	１８	３２	１６	２０
	団体	1	1	2	1	1
社協会長感謝状	個人	1	1	3	0	0
	団体	4	4	9	3	3

（１４）赤い羽根共同募金

【目　　的】　共同募金は、昭和２２年に民間の社会福祉事業の財源を補う必要から国民たすけあいの精神を基として始められました。

赤い羽根の共同募金は、法律に基づき、民間の社会福祉事業に必要な資金を県共同募金会に一元化し、県内の民間福祉施設・福祉団体・社会福祉協議会の福祉活動資金として配分されるものである。

毎年１０月１日から１２月３１日まで、共同募金運動が全国一斉に実施されます。

【共同募金の実績】　（単位：千円）

区　　分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
町内会	１，４５７	１，３８３	１，５８９	１，３６０	１，３４１
民生委員	３０３	３１２	５７	２０９	１１０
学　　校	１０６	１４６	１１４	８６	８４
街　　頭	１７８	１７７	１７７	６	４６
職　　域	０	０	０	０	０
法人扱い	０	０	０	０	０
事務局	２４９	２９１	３２７	４５４	４３０
合　　計	２，２９３	２，３０９	２，２６４	２，１１５	２，０１１

※令和元年度から区分に法人扱いを追加

【共同募金配分金】※平成２９年度より申請なし　（単位：千円）

区　　分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
福祉施設	—	—	—	—	—
学童保育	—	—	—	—	—
子供遊び場	—	—	—	—	—
在宅援護活動	—	—	—	—	—
自主防災会	—	—	—	—	—
町内会	—	—	—	—	—
合　　計	—	—	—	—	—

（１５）歳末たすけあい募金

【目　　的】　歳末たすけあい募金は、共同募金運動の一環として、歳末にあたり、低所得者や施設入居者等が明るい正月を迎えられるよう援護活動をするための資金として、１２月１日から１２月３１日までの間、募金活動が行われる。

令和４年度より、集まった募金は、主に新学年に向けた小・中学生を対象に学用品代として、図書カードをお届けします。

【歳末たすけあい募金の実績】　（単位：千円）

区　　分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
町内会	１，６４８	１，６１０	新型コロナ感染予防の為、中止	１，５３０	１，８９７
法人・大口募金	１８９	１４９		８	９２
合　　計	１，９１８	１，７９７		１，５３８	１，９８９

【歳末たすけあい募金配分実績】　（単位：千円）

区　　分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
低所得家庭	５７７	未実施	４１０	４１０	
年越資金	５４８	５５５	３５２	３５２	
児童学用品代 入学支度金	１０５		５８	５８	
新学年に向けた 学用品代					５９８
地域福祉・ 在宅サービス事業	８６１	８５１	未実施	５６６	７１５
繰越金	３５９	２１５	０	５６２	５７６
合　　計	１，７９７	１，７８６	０	１，５３８	１９８９

（１６）民生委員・児童委員活動の協力

地域での福祉活動を展開する上で民生委員・児童委員の協力は不可欠である。

地域福祉活動を効果的に行うため、情報の共有化や協力体制を強化していく。

1　共同募金・社協会費への協力

2　資金貸付決定への助言

3　サロン活動への協力

（１７）生活福祉資金貸付

【目　　的】　低所得者・高齢者・心身障害者等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が営めることを目的としている。

【貸付額及び条件】　生活福祉資金貸付制度要綱による（平成２年１０月施行）

（単位：千円）

貸付内容	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
緊急小口資金	20件 1,503	21件 1,518	44件 3,309	25件 1,578	17件 1,062
総合支援資金 生活支援費（新規）			6件 2,189		
総合支援資金 生活支援費（更新）			1件 2,431		
総合支援資金 一時生活再建費	1件 131				
総合支援資金 住宅入居費	1件 351				
教育支援資金 就学支度費					
教育支援資金 教育支援費			1件 476	1件 860	
福祉資金 障害者自動車購入資金					1件 1,641
福祉資金　療養介護費					
福祉資金　災害援護費		1件 360			
福祉資金　転宅費		1件 132	2件 582		
福祉資金　その他		1件 182		2件 1,410	
臨時特例つなぎ資金					
不動産担保型 福祉資金	1件 7,750				
合　　計	21件 9,253	21件 9,253	54件 6,556	28件 3,848	18件 2,535

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の発生・拡大の影響により、収入が減った方に対する特例の緊急小口資金等の貸付があり、貸付件数は以下の通りです。

令和２年度（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）

・緊急小口資金　　申請　６３４件　　決定数　６１９件

・総合支援資金　　申請　１７４件　　決定数　１４２件

令和３年度（令和３年４月１日～令和４年３月３１日）

・緊急小口資金　　申請　１８７件　　決定数　１９９件

・総合支援資金　　申請　３１０件　　決定数　３０４件

令和４年度（令和４年４月１日～令和４年９月３０日）

・緊急小口資金　　申請　２３件　　決定数　　１１件

・総合支援資金　　申請　１７件　　決定数　　９件

（１８）日常生活自立支援事業

【目　　的】　判断能力の十分でない高齢者・知的障害者・精神障害者の権利を守り自立した生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉関連サービスの利用契約や日常的な金銭管理、見守りを行う。

（単位：件）

区　　分	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
相談件数	６３	５１	３０	３０	２０
利用件数	６２	７８	５９	５０	４０

（主な業務）

支援計画の策定、管理（利用者の希望によりサービスを選択）		
福祉サービスの利用援助	日常的金銭管理サービス	書類等の預りサービス
・福祉サービスに関する情報提供・助言 ・福祉サービスの利用手続き　援助 ・通知書類の確認援助	・年金の受領確認 ・手当ての受領確認 ・日常的な生活費に要する預貯金の払い戻し ・医療費の支払い ・公共料金の支払い ・家賃等の支払い ・税金の支払い	・預金通帳（定期預金含む） ・保険証書 ・不動産権利書等 ・実印、印鑑登録カード ・銀行届印

（１９）成年後見制度への対応

【目　　的】　成年後見制度の利用者増大に対応する。

・法人として後見人等の受任

平成 27 年 4 月 1 日より対応。令和３年度末までの就任依頼件数 24 件

（内受任承認件数 22 件）

令和 4 年度末受任件数 13 件　　成年後見事業運営委員会　３回開催

・市民後見人養成講座の修了者数３０名（令和４年度までの修了者）

（２０）生活困窮者自立相談支援事業

【目　　的】　市から受託され自立相談支援事業を実施。生活困窮者からの相談に対応し、生活の安定を目指す。

・相談件数３１８件（実数）支援調整会議　１２回

（２１）小口資金貸付

【目　　的】　熱海市民の低所得世帯で、緊急かつ一時的に生活資金の必要な者に対し、援助指導を行うことにより、生活の安定と福祉の増進を図る。

貸付の対象	貸付限度額	償還期間	備　　考
経済的支援の必要な人が属すると判断された世帯	５０，０００円	６ヵ月以内	会長が特に必要と認めた場合
	３０，０００円		－

【貸付の状況】　（単位：千円）

区　　分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
件　　数	１３	２１	１１	４	７
金　　額	２５７	３１１	１８６	２６	８２

（２２）老人クラブ連合会

【目　　的】　連合会の健全な発展を図るため事務局を設け、運営の育成に努める。

（２３）在宅介護者の会

【目　　的】　寝たきりの高齢者や、障害（児）者を介護している方々が共に集まり語り、悩みや経験等を交流し合うことでより良い介護を目指しながら、介護者の福祉向上を図ることを目的とする。

熱海市の福祉・健康

令和５年８月発行

熱海市福祉事務所

〒413-8550　熱海市中央町１番１号

長寿介護課

長寿総務室　TEL　８６－６３２１・６３２２

長寿支援室　TEL　８６－６３２５・６３３６

介護保険室　TEL　８６－６２８２・６２８５

社会福祉課

子育て支援室　TEL　８６－６３５１・６３５２

障がい福祉室　TEL　８６－６３３５・６３４７

生活保護室　TEL　８６－６３３１・６３３２

健康づくり課

健康づくり室　TEL　８６－６２９３・６２９５

熱海市社会福祉協議会

〒413-0015　熱海市中央町１番２６号

TEL　８６－６３３９・６３４０